

事 務 連 絡
令和5年8月10日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 児童福祉主管部局 御中
児童相談所設置市

こども家庭庁支援局家庭福祉課

令和4年度「障害児里親等委託推進モデル事業」「里親等委託推進提案型事業」
における取組事例について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和4年度の「障害児里親等委託推進モデル事業」及び「里親等委託推進提案型事業」については、事業を実施した自治体から、「里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について」（子発0417第3号平成31年4月17日発出厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、事業の効果や課題を検証した上で、実施状況についてご報告いただいたところです。

このため、別添のとおり取組事例集としてとりまとめたので、未実施自治体におかれても、今後の里親等支援の取組の参考にして頂きますようよろしくお願いいたします。

(照会先)

こども家庭庁支援局家庭福祉課
社会的養育支援係

TEL : 03-6859-0174

Mail : kateifukushi.youikushien@cfa.go.jp

令和4年度

障害児里親等委託推進モデル事業
里親等委託推進提案型事業
(里親養育包括支援（フォスタリング）事業)

取組事例集

【東京都】 令和4年度 障害児里親等委託推進モデル事業の取組

○東京都では、「家庭養育優先原則」に基づき、障害児も含め里親委託を推進している。

○今後、さらに里親委託が進展していくに伴い、障害児の受け入れを行う里親・ファミリーホームの割合も増加することが見込まれるため、障害児の養育について、関係者への理解・協力をいっそう求めるとともに、里親が担う障害児の養育の現状を把握し、支援体制を整備することが重要な課題といえる。

○本事業における具体的な取組内容として、「障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握」、「障害児施設との連絡調整」、「障害児施設職員との連携による支援」、「児童福祉サービスや障害福祉サービス等との連携支援」のそれぞれについて、下記のとおり実施した。

1. 障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握

- ・訪問や面接、研修の場面等において里親から養育上の負担感や児童の特性についてヒアリングを実施。
- ・育児援助者派遣や研修時の保育、相互交流の機会を通じ、実際に児童と関わる中で、里親と児童の姿を直接的に確認しながらニーズ把握を行った。
- ・保育園や学校等の在籍機関や療育施設との連携を図り、里親子の状況を聞き取って、児童の特性を踏まえた支援サービスの必要性を把握した。
- ・就学相談や通院に同行し、個別ケースが抱える具体的なニーズを把握した。

2. 障害児施設との連絡調整

- ・子供担当の児童福祉司及び児童心理司と児童発達支援施設を訪問し、児童の様子を共有した。
- ・里親リクレーターと里親委託等推進員が連携し、地域の障害（児）施設に対して、**出前講座**を活用するなどして里親制度や東京都の「**チーム養育体制**」について説明し、関係機関の連携の重要性や、障害児を養育する里親家庭への理解を深めてもらう取組を積極的に実施した。
- ・自立後に利用を検討している障害施設等と関係者会議を実施することで、里親子への支援の連携を強化できるようにした。

3. 障害児施設職員との連携による支援

- ・相談支援事業所と連携し、グループホームをはじめとする関係機関と役割分担をし、里親家庭への支援の充実を図った。
- ・児童の療育の状況、方針を確認するとともに、里親家庭や保育園での児童の様子を情報提供し、施設で作成する個別支援計画に細やかに反映してもらうなど、障害児施設との連携を強化した。
- ・障害児施設職員に、児童と里親家庭の様子や支援の状況を共有し、学校等の在籍機関での支援の状況も共有することで、関係機関が里親家庭の現状や課題について、共通認識を持てるよう調整した。
- ・児童の関係者会議等に、児童が利用している障害児施設職員の参加を依頼し、関係者間での連携を強化した。

4. 児童福祉サービスや障害福祉サービス等との連携支援

- ・受給者証の発行や障害年金手続きの確認等、障害福祉サービスの利用を円滑にできるよう、区市の障害所管部署と連携を行った。
- ・児童の自立に向けて、相談支援事業所を主軸として、学校、作業所、グループホーム、行政機関による関係者会議を定期的に行い、それぞれの役割分担と支援の進捗状況について、適宜、確認を行い、児童のニーズに沿った支援に取り組んだ。
- ・子供担当児童相談所と児童発達支援事業所の双方の橋渡し役となり、障害福祉サービスに係る細やかな連絡調整を実施した。

(出前講座)



【熊本県】令和4年度 障害児里親等委託推進モデル事業の取組

- 熊本県では、里親等（里親及びファミリーホーム）への委託件数は毎年増加しており、その中には、障がい有する児童の委託もあり、障がい児を受託し養育する里親等の支援体制を整備する必要性が高まっていた。
- このため、「障害児里親等委託推進モデル事業」の実施を計画し、厚生労働省の採択を受け、令和4年4月～令和5年3月までの期間で実施した。
- 本県は、令和2年度から児童相談所の管轄毎にフォスタリング機関を設置（2か所）し、業務委託を行っている。本事業は、2か所のフォスタリング機関に業務委託を行い、実施した。
- 具体的な事業内容として、「障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握」、「障害児通所施設との連絡調整」、「障害児施設職員との連携による支援」、「その他児童福祉サービスや障害福祉サービス等との連携支援」を実施した。

1. 障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握の取組

- ・里親サロンや里親家庭訪問等を通じて、里親が抱える困り感や不安感、委託児童との面接の中から子ども自身が抱えるニーズの把握を行った。
- ・全体的な里親等の支援ニーズについては、令和5年度にアンケート調査を行う予定とし、児童相談所里親担当、県内3フォスタリング機関（熊本市含む）と協議、次年度の実施のための準備を行っている。

2. 障害児通所施設との連絡調整の取組

- ・障害児施設に対して、この事業に対する説明を行うことから始め、担うことができる役割の確認、共有を行い、今後の措置変更やすでに委託されている子どもへの支援の準備を実施した。

3. 障害児施設職員との連携による支援の取組

- ・委託中の児童について放課後等デイサービスや医療機関、事業所、学校や地域行政との里親応援ミーティングを月1回程度開催し、支援の方向性を確認した。
- ・委託解除に向けた支援計画作成のための情報共有や支援の引継ぎを意図しての協議も個別に実施。委託後すぐの児童に関しても、療育の施設を心理士同行で訪問、支援の検討を実施した。

4. その他児童福祉サービスや障害福祉サービス等との連携支援の取組

- ・支援が必要な里親里子については、市町村福祉課と連携し、福祉サービスの情報提供や申請同行を実施した。

5. 事業効果の実績

- ・里子行動理解のため心理検査結果を児相から提供を受け、里親や学校に情報提供・説明を行い、学校での対応や養育に役立てた。
- ・定期的（月1回）な関係機関とのそれぞれの支援のすり合わせを行うことのできる会議を実施。そこに里親も加えることで、リアルタイムで行われている支援の可視化し、子どもにとっての支援のベクトルを家庭を含めて実施できるようにした。

【江戸川区】令和4年度 障害児里親等委託推進モデル事業の取組

- 訪問型の保護者支援及び子どもの発達支援に実績と強みを持つ株式会社LITALICOパートナーズへ、令和3年度に引き続き業務委託し、児童相談所管内の里親家庭を対象にモデル事業を実施。里親家庭のニーズに応じ、訪問の曜日や回数等を弾力的に調整して、家庭訪問による支援を行った。
- 里子の望ましい行動を増やし、里親の困り感を軽減するために役立つペアレントトレーニングや研修を、オンライン方式や、対象年齢ごとの参加回を設けるなど、里親が参加しやすいように企画・実施した。
- 毎月、児童相談所、フォスタリング機関及びLITALICOの三者による定例会を開催し、訪問家庭についての情報共有や、里親のニーズに応じた研修の企画等を行い、密に連携して事業を実施した。

1. 江戸川区児童相談所の取組

- ・里親の困り感やニーズを、日々の訪問や電話でのやり取りから把握した上で、**毎月、定例会を開催**し、本事業の利用家庭については、定例会で適宜、情報共有し、新たに支援につなげるのが適当と思われる家庭については、フォスタリング機関と検討の上、同じく定例会で情報共有し、該当家庭への事業案内について協議し、**三者で円滑に事業に取り組むことができるよう、連携**を図った。

2. フォスタリング機関の取組

- ・フォスタリング機関は、江戸川区児童相談所の里親担当や地域の里親支援専門相談員とともに里親家庭を年2回以上訪問しており、訪問等によるこれまでの支援や自立支援計画の内容を妨げないように実施するため、委託事業者と打合せを丁寧に行い、**初回の訪問時には同行する等、里親家庭が安心して支援を受けられるように配慮**した。
- ・里子の自立後の支援等を見通した支援内容を検討し、自立支援計画の作成に携わった。
- ・里親がより参加しやすい研修とするため、**委託事業者と共催で研修を企画・開催**し、里親への案内や調整を担った。

3. 委託事業者の取組

- ・ **家庭訪問を4家庭に合計41回実施**した。訪問家庭の内訳は、養育家庭（養育里親）4家庭。対象児童は未就学児1名及び小学生3名。訪問は1回1時間で、里子への支援や里親への助言等、訪問回ごとに里親家庭の状況に応じた内容で実施した。
- ・ 里子の望ましい行動を増やし、里親の困り感を減らすために役立ち、また、子育ての工夫や適切な関わり方を学ぶことができる**ペアレントトレーニングを実施**した。内容は、基礎編を全3回、応用編を全2回、いずれもオンラインで実施し、それぞれ4家庭が参加した。
- ・ こどもに応じた関わり方や養育のコツを学ぶことができる**研修をフォスタリング機関と共催で開催**した。研修は、里子の年齢により2回に分けて開催し、就学前から小学校低学年の里子がいる家庭向けの回には2家庭2名が参加し、小学校高学年以上の里子がいる家庭向けの回には4家庭6名が参加した。
- ・ 障害児の自立支援について、児童福祉サービス、障害福祉サービス等との連携支援として、就労支援サービスを行うLITALICOワークス並びにソーシャルスキル及び学習支援を行うLITALICOジュニアの職員が講師となり、里親担当職員及びフォスタリング機関職員へ助言を行った。

4. 事業効果の実績

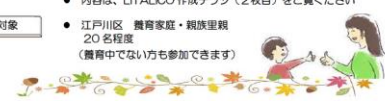
- ・ 年間を通して家庭訪問を行う中で、各里親から、里子の生活面での行動がうまくいようになった、わからなかったことがわかるようになったとの声が聞かれるようになり、里親がより肯定的に養育に取り組むことができるようになった。
- ・ ペアレントトレーニングや研修に参加した里親から、具体的なアイデアや例をたくさん聞くことができ、その日から実践できるようなことも多く、勉強になったとの声があり、里親の困り感の軽減につながった。
- ・ 障害児の自立支援について、里親担当職員及びフォスタリング機関職員が委託事業者から学び、自立を控えた里子及び里親への案内の選択肢が広がり、支援の幅が広がった。

(共催研修の案内)


令和4年度 江戸川区児童相談所 LITALICO・フォスタリング機関 共催

「フォスタリング機関とLITALICOの共催企画」 研修会のお知らせ

内容・日時	● 11/12(土) 10時～12時：江戸川区児童相談所 ※ 1/29(日) 10時～12時：タワーホール船堀 ● 内容は、LITALICO作成チラシ(2枚目)をご覧ください
対象	● 江戸川区 養育家庭・親族里親 20名程度 (養育中でない方も参加できます)



～お子さまに応じた関わり方や養育のコツ～



就学前から小学校低学年のお子さま編
11/12(日) 10時～12時
会場：江戸川区児童相談所はあとぼーと 4階 会議室

小学校高学年から中学生などの思春期編
1/29(日) 10時～12時
会場：船堀タワーホール 303号室

【大阪府】 令和4年度 里親等委託推進提案型事業の取組

- 里親支援を行う児童養護施設及び乳児院（22施設）において、里親制度の広報啓発や里親の開拓を実施する。
- 里親支援専門相談員を配置する乳児院・児童養護施設をB型フォスタリング機関として指定し、子ども家庭センター（児童相談所）と連携し、これまで施設が培ってきた養育スキルや子どものケアなどの専門性を活かしながら里親支援を行っている。これらの取組みがより適切に、より積極的に展開されるよう、支援。
- B型フォスタリング機関が、里親制度の普及啓発活動や新規登録里親のリクルート等を行うための必要経費を支援するとともに、里親の新規登録数に応じ加算措置を講じることで、施設における里親支援の取組みを促進。（※「里親登録推進事業」という。）
- 令和6年度施行の改正児童福祉法に伴う里親支援センターの設置等、里親支援に関する動きの共有や課題・検討事項の整理を、里親委託等推進合同連絡会（A型及びB型フォスタリング機関、子ども家庭センター、家庭支援課が出席）にて実施する。

●里親登録推進事業～B型フォスタリング機関による里親支援の取組を促進～

◆対象：里親支援専門相談員を配置し、B型フォスタリング機関として指定した乳児院・児童養護施設（22施設）

◆支援内容

① 新規登録里親数に応じた報酬の加算

B型フォスタリング機関がリクルートした里親候補者のうち、里親登録された実績数【単価：1件あたり25万円】

② 里親登録に向けた取組み

(i) 広報啓発に係る諸経費【1機関あたり上限20万円】

対象経費例：広報イベント会場料、資料作成代、消耗品費など

(ii) 里親のリクルート活動（家庭調査・面接など）に係る経費【単価：1家庭あたり5万円】

B型フォスタリング機関がリクルートした里親候補者のうち、登録前調査を実施した実績数

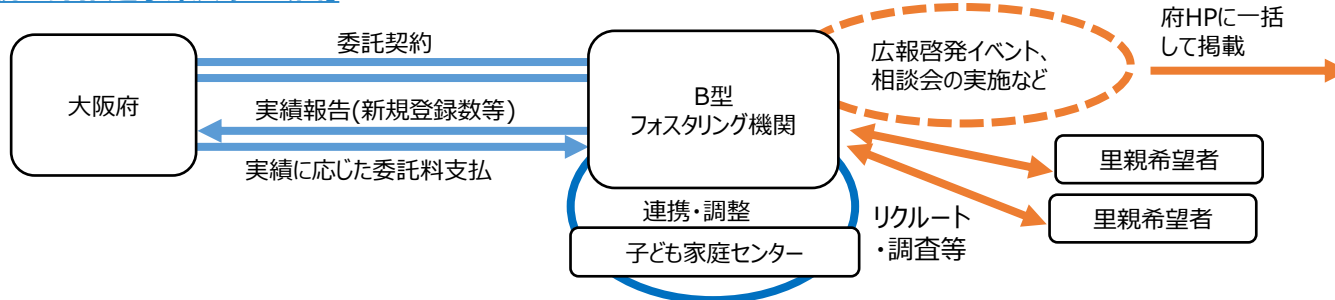
◆期待する事業効果

- ・広報啓発活動を積極的かつ計画的に実施することを可能とし、里親の新規開拓の拡大が期待できる。
- ・里親希望者の調査の段階からB型フォスタリング機関が子ども家庭センターと協働することで、登録前から里親希望者との関係性を構築し、登録後の里親への一貫した支援につなげられる。

●里親委託等推進合同連絡会：年3回（6月、11月、2月）

- ・里親委託推進に関する取組みの共有（現状と課題の確認、改正児福法令令和6年度施行に向けた検討事項の整理）
- ・各機関からの取組み発表（リクルート活動、里親支援等）、ロールプレイ、グループワーク等

【里親登録推進事業スキーム図】



【大阪府HP「さとおや通信」】



里親登録を始めています

子どもは、養育の場の中で育て、成長できることが望まれています。

しかし、養育者不足や里親希望者不足（希望は多いがなかなか見つからない）が深刻化しており、乳児院の待機児童も増加しています。里親制度は、里親がいない子どもたちを家庭環境の中で育て、成長と愛情を持って育ててくれる存在として「大切に」されています。

※、子どもたちが安全に暮らせるために、厳格な審査を求めています。



里親制度の普及啓発活動や相談会を開催しています。多くの方に「里親」について知ってもらい、里親登録の申し込みを促しています。

このように、大阪府HPの「さとおや通信」にてお知らせしています。

里親登録希望者へのお知らせは、子ども家庭センターから送付いたします。

お問い合わせ先：さとおや通信（お問い合わせ先）

【お問い合わせ先】電話：06-6241-3121（受付は午前9時～午後5時）

実施時期	実施場所	アクセス	申込先
2024年10月（土曜日） 10月26日（土曜日）	イオンモールM3 2階3号店 モリコロパーク 大宮大宮児童館（2階） 伊賀市	伊賀市児童センター	伊賀市庁舎 児童福祉課 〒518-8501 伊賀市伊賀 TEL:056-229-3121
2024年11月（土曜日） 11月23日（土曜日）	大宮大宮児童館（2階） 伊賀市 伊賀大宮児童館（2階）	伊賀市児童センター	伊賀市庁舎 児童福祉課 〒518-8501 伊賀市伊賀 TEL:056-229-3121

結果：1施設あたりの普及啓発イベント数 **- 480 -** 平均2回→平均10回へ増加
 B型フォスタリング機関がリクルートした里親家庭数 11家庭→12家庭へ増加

【山口県】令和4年度 里親等委託推進提案型事業の取組

○事業名：里親養育支援体制構築事業

○事業概要：ICTを活用した子どもと里親とのマッチングの機会と質の向上を図るためのデータベースを整備することにより、里親委託のみならず、一時保護委託やショートステイにおいても里親の活用を活性化させるとともに、オンラインを活用した里親の研修環境の実現や、地域における里親の相談支援体制の更なる充実といった、里親の支援体制基盤の強化を推進する。
フォスタリング機関「里親養育サポートセンター れりーふ」に委託して実施。

1. 里親養育支援システムの整備

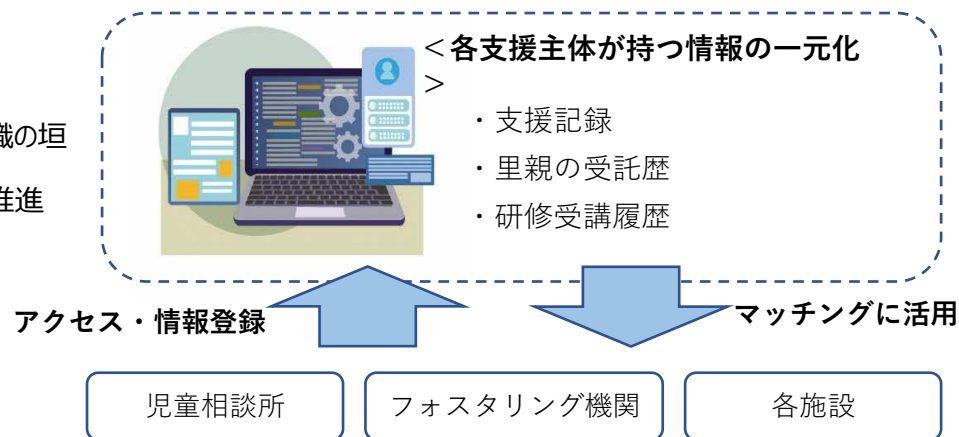
- ・子どもに最適な里親をマッチングするシステムの開発
- ・里親の養育履歴や専門性、支援記録等を集約し、データベース化
- ・児童相談所、フォスタリング機関、各施設の里親支援専門相談員が、組織の垣根を超えて共有
- ・分散化していた情報を一元化し、多様な情報を基にしたマッチング業務を推進
- ・システム上での意見交換や資料提供により、事務作業を効率化

2. オンライン研修のための動画作成

- ・里親の養育に係る複数分野のオンライン研修動画を作成
- ・フォスタリング機関のホームページ経由で視聴
- ・スマートフォンでのアクセスも容易

3. 地域における里親支援体制の充実

- ・県内の児童養護施設等に、里親のオンライン研修の受講や、里親支援専門相談員による相談支援等を受けられる「地域里親支援センター」を設置
- ・各センターに、里親が使用するPC等を整備
- ・PC利用を含め、施設に対し、気軽に連絡するよう里親に対し案内
- ・各施設が、里親支援を担う存在であることを改めて認識してもらう



れりーふ オンライン研修

このページはオンライン研修動画ページです。
動画をご覧いただくことで子育てや養育のヒントが得られる内容となっております。

テーマは5つです。

- ▼1. 児童の成長・発達と生育環境
- ▼2. 0歳～2歳の子どもの発達と養育者の関わり
- ▼3. 発達障害の理解と対応
- ▼4. 少年非行への対応
- ▼5. 里親さんからの「はてな」?を集めてみました

動画に関して操作方法やご質問等ございましたら、れりーふまでお問い合わせをお願いします。

1. 児童の成長・発達と生育環境

結果：里親登録後3年以内の里親の活用件数(委託、一時保護委託、ショートステイ)

- 481 -

30件(R3) → 64件(R4)へ増加

【静岡市】令和4年度 里親等委託推進提案型事業の取組

■事業名：特別養子縁組成立後の支援事業

■事業目的：特別養子縁組里親の不安や悩みの解消による特別養子縁組成立家庭の生活の安定及び特別養子縁組成立件数の増加

■事業内容

①臨床心理士による心理相談

里親が抱える「真実告知」への葛藤や養育の悩みが深刻化する前に、心理的ケアを行う重要性が高まっていることから、適切に家庭支援ができるよう臨床心理士による心理相談を実施した。

②特別養子縁組のための心理教育研修

縁組家庭は初めての養育である場合も多いことから、里親が子どもの気持ちや行動の理解を深め、子どもの権利を守り、代弁することの心構え等を学ぶ機会及び里親が「真実告知」の方法やタイミング等を理解する機会をもった。

また、里親の孤立を防ぐため、同じ経験をする里親同士の交流や先輩里親から実体験を聞く場として里親サロンや里親交流会を開催した。

③相談員による相談訪問支援

円滑な縁組の成立及び成立後に里親が感じる悩み等の緩和を目的として、縁組成立前から関わる里親家庭支援センター職員や里親相談員が直接話を聞く機会を保障し、必要に応じて家庭訪問や里親サロンへの参加勧奨を行った。

1. 臨床心理士による心理相談

・特別養子縁組が成立した里親支援の一環として、月1回（45分）の相談枠を提供

（相談内容例）里親・里子の育ちの整理、特別養子縁組成立後の真実告知等の整理、里親のカウンセリングの場

令和4年度相談実績12件

2. 特別養子縁組のための心理教育研修

（1）子どもの気持ち・行動の理解 年2回

①児童の代弁者（アドボカシー）としての役割について

令和4年度受講者7名

②養子縁組児童への真実告知について

令和4年度受講者7名

（2）里親サロン

①特別養子縁組里親限定サロン 年2回

令和4年度参加者延べ14名

②他種別里親混合サロン 年4回

令和4年度参加者延べ82名

3. 相談訪問支援

・電話、訪問による相談支援月1回以上 **令和4年度実績：電話相談213件、訪問相談101件、来所相談132件**

結果：特別養子縁組成立件数 R4年度 4名（他、特別養子縁組手続者等6名）

こ 支 家 第 81 号
令 和 5 年 7 月 7 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

「社会的養護自立支援事業等の実施について」の一部改正について

標記については、平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「社会的養護自立支援事業等の実施について」により行われているところであるが、今般、その一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

「社会的養護自立支援事業等の実施について」（平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の一部改正
新旧対照表

改正後	現行
<p>(別紙 1)</p> <p>社会的養護自立支援事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>社会的養護自立支援事業は、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で 18 歳（措置延長の場合は 20 歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することなどにより、将来の自立に結びつけることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 (略)</p>	<p>(別紙 1)</p> <p>社会的養護自立支援事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>社会的養護自立支援事業は、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で 18 歳（措置延長の場合は 20 歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、<u>原則 22 歳に達する日の属する年度の末日まで</u>、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することなどにより、将来の自立に結びつけることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>本事業の実施主体は都道府県、指定都市、児童相談所設置市とする。ただし、対象となる者が母子生活支援施設を退所した者である場合は、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」）とする。</p> <p>なお、都道府県等は、4 の（1）から（8）までに掲げる事業内容を適切に実施することができる者と認められた者に事業の全部又は一部を委託して実施することができる。ただし、4 の（1）に掲げる事業は、都道府県等が自ら実施することを原則とする。4 の（1）の事業を委託して実施する場合でも、継続支援計画の作成に当たっては、実施主体（児童相談所）が継続支援計画作成のための会議に出席し、情報共有するとともに確認すること。</p>

改正後	現行
<p>3 対象となる者</p> <p>(1) 4の(1)から(5)までの事業</p> <p>本事業の対象となる者は、<u>次のいずれかに該当する者であって18歳(措置延長の場合は20歳)到達後に自立のための支援を継続して行うことが必要な者とする。</u></p> <p>① (略)</p> <p>② 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助が行われていた者</p> <p><u>また、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で自立したものの、その後困難な状況に直面し、再度支援が必要と判断された者については、本事業を活用した支援を受けることができる。</u></p>	<p>また、4の(9)に掲げる事業については、都道府県等は事業内容を適切に実施することができると認めた者であって、かつ、有料職業紹介事業の許可を得ている者に委託して実施できることとする。</p> <p>3 対象となる者</p> <p>(1) 4の(1)から(5)までの事業</p> <p>本事業の対象となる者は、<u>次のいずれかに該当する者であって18歳(措置延長の場合は20歳)到達後から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者とする。</u></p> <p><u>ただし、疾病等やむを得ない事情による休学等により、22歳に達する日の属する年度の末日を超えて在学している場合は、卒業まで引き続き支援を行うこととする。</u></p> <p><u>なお、4の(1)の事業による計画は、年齢到達等により退所、委託解除、援助の実施を解除された全ての者を対象に策定すること。</u></p> <p>① 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設(以下「施設等」という。)を退所又は、小規模住居型児童養育事業者(以下「ファミリーホーム事業者」という。)、里親への委託を解除された者(母子生活支援施設にあつては保護者を含む。)</p> <p>② 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助が行われていた者<u>(4の(1)から(4)までの事業については、同項第2号に規定する満20歳以上義務教育終了児童等を除く。)</u></p>

改正後	現行
<p>(2) 4の(6)から(9)までの事業 本事業の対象となる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p><u>④ その他、都道府県等が必要と認めた者</u></p> <p>4 事業内容 必須事業として、次の(1)及び(6)を行うこととし、(2)から(5)まで及び(7)から(9)までの事業は対象者のニーズ等に応じて実施することとする。ただし、速やかに必要な子どもに支援が行われるよう、当分の間、(1)及び(6)の事業を実施していない場合でも、(2)から(5)まで、(7)及び(8)による支援を行うことができることとする。</p> <p>(1) 支援コーディネーターによる継続支援計画の作成</p> <p>ア 法第23条第1項の規定に基づく母子保護の実施、法第27条第1項第3号の規定に基づく措置又は法第33条の6第1項の規定に基づく児童自立生活援助の実施の解除(以下「措置解除」という。)後も引き続き本事業により実施する支援全体を統括する支援コーディネーターを配置すること。</p> <p>イ 支援コーディネーターは、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(ア) 社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>(イ) 児童福祉事業、社会福祉事業に5年以上従事した者</p>	<p>(2) 4の(6)から(9)までの事業 本事業の対象となる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>① 施設等に入所している者及び退所した者(母子生活支援施設にあっては保護者を含む。)</p> <p>② 里親又はファミリーホーム事業者に委託されている者及び委託を解除された者</p> <p>③ 児童自立生活援助を受けている者及び援助の実施を解除された者</p> <p><u>④ (新設)</u></p> <p>4 事業内容 必須事業として、次の(1)及び(6)を行うこととし、(2)から(5)まで及び(7)から(9)までの事業は対象者のニーズ等に応じて実施することとする。ただし、速やかに必要な子どもに支援が行われるよう、当分の間、(1)及び(6)の事業を実施していない場合でも、(2)から(5)まで、(7)及び(8)による支援を行うことができることとする。</p> <p>(1) 支援コーディネーターによる継続支援計画の作成</p> <p>ア 法第23条第1項の規定に基づく母子保護の実施、法第27条第1項第3号の規定に基づく措置又は法第33条の6第1項の規定に基づく児童自立生活援助の実施の解除(以下「措置解除」という。)後も引き続き本事業により実施する支援全体を統括する支援コーディネーターを配置すること。</p> <p>イ 支援コーディネーターは、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(ア) 社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>(イ) 児童福祉事業、社会福祉事業に5年以上従事した者</p>

改正後	現行
<p>(ウ) 被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が 適当と認めた者</p> <p>ウ 支援コーディネーターは、対象者、児童相談所の子ども担当職員、 里親、施設職員など対象者の支援に携わってきた者等により構成さ れる会議を開催し、これらの者の意見を踏まえ、原則措置解除前に エに掲げる継続支援計画を作成すること。</p> <p>エ 継続支援計画には、対象者の心身の状況や生活状況、保護者の状 況など家庭環境、学校若しくは就労先の環境など必要な情報を収集 しアセスメントを行い、社会的自立に向けて、支援上の課題、課題 解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法 （居住に関する支援や生活費の支給の必要性やその方法、生活相談 の実施・就労相談の実施の方法等）などを定め、退所後の生活等を 考慮した計画を作成すること。</p> <p>また、継続支援計画は、施設等において作成されていた自立支援 計画と一貫した内容となるよう十分考慮して作成すること。</p> <p><u>なお、継続支援計画は、年齢到達等により退所、委託解除、援助 の実施を解除された全ての者を対象に策定すること。</u></p> <p>オ 支援コーディネーターは、継続支援計画に基づく支援状況につい て、必要に応じて対象者、児童相談所の職員、里親、施設職員、生 活相談支援・就労相談支援担当職員等による会議（支援担当者会議） を運営することとし、対象者の生活状況の変化など必要に応じて計 画の見直しを行うこと。</p> <p>カ 児童相談所等の関係機関との連携を密にするとともに、必要に応 じて他の関係機関とも連携し効果的な支援ができるよう努めるこ と。</p>	<p>(ウ) 被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が 適当と認めた者</p> <p>ウ 支援コーディネーターは、対象者、児童相談所の子ども担当職員、 里親、施設職員など対象者の支援に携わってきた者等により構成さ れる会議を開催し、これらの者の意見を踏まえ、原則措置解除前に エに掲げる継続支援計画を作成すること。</p> <p>エ 継続支援計画には、対象者の心身の状況や生活状況、保護者の状 況など家庭環境、学校若しくは就労先の環境など必要な情報を収集 しアセスメントを行い、社会的自立に向けて、支援上の課題、課題 解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法 （居住に関する支援や生活費の支給の必要性やその方法、生活相談 の実施・就労相談の実施の方法等）などを定め、退所後の生活等を 考慮した計画を作成すること。</p> <p>また、継続支援計画は、施設等において作成されていた自立支援 計画と一貫した内容となるよう十分考慮して作成すること。</p> <p>オ 支援コーディネーターは、継続支援計画に基づく支援状況につい て、必要に応じて対象者、児童相談所の職員、里親、施設職員、生 活相談支援・就労相談支援担当職員等による会議（支援担当者会議） を運営することとし、対象者の生活状況の変化など必要に応じて計 画の見直しを行うこと。</p> <p>カ 児童相談所等の関係機関との連携を密にするとともに、必要に応 じて他の関係機関とも連携し効果的な支援ができるよう努めるこ と。</p>

改正後	現行
	<p>(2) 居住に関する支援</p> <p>ア 措置解除後の安定的な住まいを確保するため、次の支援を行うものとする。</p> <p>(ア) 3に定める対象者のうち措置解除後も特に支援の必要性が高い者等に対して、対象者が居住する場として、里親の居宅、小規模住居型児童養育事業を行う住居(以下「ファミリーホーム」という。)、児童自立生活援助事業を行う住居(以下「自立援助ホーム」という。)、施設等、寮、寄宿舎、民間賃貸住宅等において居住の場を提供し、居住に要する費用を支給することとする。ただし、自立援助ホームや施設等において実施する場合は、原則として定員外に一定枠を設けて実施することとし、自立援助ホームや施設等の定員内で対象者を居住させて実施する場合には、措置費(定員に応じた事務費の保護単価)が支弁されるため、居住に要する費用の支給の対象外とする。</p> <p>なお、里親の居宅、ファミリーホームや施設等において居住する対象者は、原則措置延長を行った20歳到達後の者とする。</p> <p>(イ) 3に定める対象者のうち、支援の必要性が高い者に対して、都道府県等が設置した公営住宅などの賃貸住宅に一定枠を設けることその他の適切な方法により居住の場を提供すること。</p> <p>イ アの(ア)の居住費の支給を行う場合は、自立援助ホームや施設等においては、食事の提供など日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立生活への不安や悩み等の相談に応じることができる施設職員の中から支援員を配置し、支援体制に十分配慮すること。</p> <p>また、寮、寄宿舎、民間賃貸住宅等で実施する場合は、定期的に支援員、里親、ファミリーホームの養育者が様子を見に行くこと等により、日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立生活への不安や悩み等の相談に応じることができるよう、支援体制に十分配慮すること。</p>

改正後	現行
	<p>ウ イの支援員は次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(ア) 児童指導員である者</p> <p>(イ) 児童福祉施設に勤務していた経験のある者</p> <p>(ウ) 被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が 適当と認めた者</p> <p>エ アの(ア)の対象者が、措置解除前に生活していた里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に引き続き居住を希望する場合、都道府県等の管外の里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住を希望する場合は、措置解除前に申込書を措置をした都道府県等に提出しなければならない。この場合は、施設長、里親、養育者又は設置主体(又は経営主体)の代表者は対象者からの依頼を受けて、対象者に代わって都道府県等に申込みを行うことができる。なお、対象者の負担を考慮し、この手続きについては、できる限り煩雑にならないよう努めること。</p> <p>オ 3に定める対象者のうち平成28年3月7日付厚生労働省発雇児0307第3号「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付について」による事業(以下「貸付事業」という。)を活用しながら就学し、一般賃貸住宅等に居住していた者又は貸付事業を活用せずに一般賃貸住宅等に居住していた者が、疾病等によりやむを得ず中退した場合について、6か月を限度に居住費を支給することとする。</p> <p>(3) 生活費の支給</p> <p>ア 3に定める対象者のうち措置解除後も特に支援の必要性が高い等の理由から、対象者が居住する場として、里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホーム、施設等、寮、寄宿舎、民間賃貸住宅等に居住する場合に生活費を支給することとする。</p>

改正後	現行
	<p>なお、里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等は、就学又は就労している対象者については、食事の提供及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要となるもので対象者に負担させることが適当と認められる費用については、対象者に負担させることができるものとする。</p> <p>イ アに定める就学又は就労している対象者に負担させることができる金額は、継続支援計画において明確に定めることとし、あらかじめ対象者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該金額は、対象者の経済状況等に十分配慮した金額としなければならない。ウ 対象者に費用を負担させた場合は、適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備しなければならない。</p> <p>エ 3に定める対象者のうち貸付事業を活用しながら就学し、一般賃貸住宅等に居住していた者又は貸付事業を活用せずに一般賃貸住宅等に居住していた者が、疾病等によりやむを得ず中退した場合について、6か月を限度に生活費を支給することができる。</p> <p>(4) 学習費等の支給</p> <p>ア (2) 又は (3) による支援を受けている者に対して、次の(ア) から (ク) に定める費用を支給することとする。</p> <p>(ア) 特別育成費 (基本分)</p> <p>高等学校に在学している者及び高等学校第一学年に入学する者を対象に、高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等を支給する。</p>

改正後	現行
	<p>(イ) 特別育成費（資格取得等特別加算） 高等学校第三学年の者を対象に、就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするために必要な経費を支給する。ただし、都道府県等の判断により高等学校三学年以外に支給することが適当と認める場合には、支給して差し支えない。 なお、支給に当たっては、高等学校在学中に1回限りの支給とするので、同一者に重複して支給されないよう留意すること。</p> <p>(ウ) 特別育成費（補習費） 高等学校に在学している者及び高等学校卒業者のうち大学等に在籍していないかつ就労していない者であって大学等への進学を希望する者を対象に、学習塾等を利用した場合にかかる経費を支給する。</p> <p>(エ) 特別育成費（補習費特別分） (ウ)の対象者であって特別な配慮が必要な者に対して、個別学習支援を利用する場合にかかる経費を支給する。</p> <p>(オ) 就職支度費（一般分） 就職することとなった者を対象に、事業者において対象者の就職に際し必要な寝具類、被服類等に充てるため、現物給付又は口座振込の方法で購入に必要な経費を支給することとし、支給に当たっては、雇用先の採用証明書等の写しを徴すること。 就職の形態については正規雇用が望ましいが、正規雇用以外の場合でも支給して差し支えないこととする。 なお、昼間過程の高校生及び大学生等のアルバイトは就職に該当しないので、留意すること。 また、過去に就職支度費を支給された者は対象外であること。</p>

改正後	現行
	<p>(カ) 就職支度費（特別基準分）</p> <p>（オ）の支給対象者のうち、次の i 又は ii のいずれかに該当する者については、（オ）に加えて就職に際し必要な住居費、生活費等を支給する。</p> <p>ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付という。）の受給者である場合には対象とならないので留意すること。</p> <p>i 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）者</p> <p>ii 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するために必要な経済的援助が見込まれない者</p> <p>(キ) 大学進学等自立生活支度費（一般分）</p> <p>大学等へ進学することとなった者を対象に、事業者において対象者の進学に際し必要な学用品、参考図書類等に充てるため、現物給付又は口座振込の方法で購入に必要となる経費を支給することとし、支給に当たっては、進学先の合格通知書等の写しを徴すること。</p> <p>また、過去に大学進学等自立生活支度費を支給された者は対象外であること。</p> <p>(ク) 大学進学等自立生活支度費（特別基準分）</p> <p>（キ）の支給対象者のうち、次の i 又は ii のいずれかに該当する者については、（キ）に加えて進学に際し必要な住居費、生活費等を支給する。</p> <p>ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付という。）の受給者である場合には対象とならないので留意すること。</p>

改正後	現行
	<ul style="list-style-type: none"> i 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）者 ii 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から進学するために必要な経済的援助が見込まれない者 <p>イ 日中に就業し、かつ、夜間大学等へ就学する者については、就職支度費及び大学進学等自立生活支度費の双方の対象となる場合があるが、この場合においては、特別基準分を除き、併給して差し支えない。</p> <p>(5) 自立後生活体験支援</p> <p>ア 4(2)(ア)により、里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住している者について、当該居住する場から自立する前に、一定期間一人暮らしを体験できるよう支援すること。イ 居住する場の敷地外のアパート等を体験の場とし、通常の生活に必要な設備を有すること。</p> <p>ウ 体験期間は、最長で1年間とすること。</p> <p>エ 自立後生活体験支援の全般についての実務上の責任者（担当責任者）を配置し、次の指導項目について必要に応じて対象者の社会的自立に向けて生活指導等を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 自活のための生活指導 (イ) 職業適性を高める指導 (ウ) 社会参加のための準備指導 (エ) 学習指導 (オ) 余暇の活用指導 <p>(6) 生活相談の実施</p> <p>ア 生活相談支援担当職員を配置すること。</p> <p>イ 生活相談支援担当職員は、対象者の自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p>

改正後	現行
	<p>(ア) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童指導員の資格を有する者</p> <p>(イ) 自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者</p> <p>ウ 退所を控えた者に対する支援</p> <p>(ア) 地域生活を始める上で必要な知識、社会常識等を学ぶためのテキストを作成し、講習会、生活技能等を修得するための支援を行うこと。</p> <p>(イ) 退所を控えた者が抱える自立生活への不安や悩み等の相談に応じること。</p> <p>(ウ) 大学、高等学校など教育機関を退学した者の進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。</p> <p>(エ) 入所施設等と連携の下、対象者との関係性を深めるとともに、対象者同士の交流等を図る活動を行うこと。</p> <p>(オ) 入所施設等に赴いて退所を控えた者の自立に向けた相談支援を行うこと。</p> <p>(カ) その他、地域生活を始める上で必要な支援を行うこと。</p> <p>エ 退所後の支援</p> <p>(ア) 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。</p> <p>(イ) 進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、「4（9）就労相談支援」担当者と連携の上、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。</p>

改正後	現行
	<p>(ウ) 対象者が気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等自助グループ活動の育成支援を行うこと。</p> <p>(エ) その他、地域社会において自立生活する上で必要な支援（宿泊を要する場合を含む）を行うこと。</p> <p>オ 留意事項</p> <p>生活相談の実施にあたっては、社会的養護の当事者や当事者団体を活用することも考えられる。</p> <p>(7) 医療連携支援</p> <p>ア 精神科医や公認心理師等との嘱託契約等のほか、医療機関等との連絡調整や同行支援の実施等により、メンタルケアをはじめとした医療的な支援が必要な対象者が適切に医療を受けられる支援体制を整備すること。</p> <p>イ その他、対象者への医療的なケアに必要な事業を行うこと。</p> <p>(8) 法律相談支援</p> <p>ア 対象者が金銭トラブル、契約トラブル等に遭った場合に適切に支援できるよう、弁護士等を嘱託契約等により配置すること。</p> <p>イ その他、対象者が法律相談を必要とする状況になった場合に適切に対応するために必要な事業を行うこと。</p> <p>(9) 就労相談の実施</p> <p>ア 就労相談支援担当職員を配置し、児童相談所等と連携して活動する就労支援チームを設置すること。就労支援チームは、相談を受けた際、助言を行うだけでなく、公共職業安定所等の就労支援機関への同行支援など、支援の対象者のニーズに応じた適切な支援を行うよう努めること。</p> <p>イ 社会的自立を支援するために適切な職場環境の確保及び必要な支援を行うこと。</p> <p>ウ 雇用先となる職場の開拓を行うこと。</p> <p>エ 就職面接等のアドバイスを行うこと。</p>

改正後	現行
<p>5 設備 (略)</p> <p>6 事業の実施にあたっての留意事項 (略)</p>	<p>オ 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップを行うこと。</p> <p>カ その他就労支援に必要な事業を行うこと。</p> <p>5 設備</p> <p>4 (6) 及び4 (9) に掲げる事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。</p> <p>(1) 相談室</p> <p>(2) 対象者が集まることができる設備</p> <p>(3) その他事業を実施するために必要な設備</p> <p>6 事業の実施にあたっての留意事項</p> <p>(1) 本事業を実施するにあたっては、4 (1) の支援コーディネーター、4 (6) の生活相談支援担当職員を配置し事業を実施しなければならない。支援コーディネーターは、児童相談所の管轄区域ごとに1名配置するなど、対象者の数に応じて、適切な人員配置が行われるよう努めること。ただし、これらの職員の雇用形態については、常勤、非常勤の別は問わないので留意すること。</p> <p>なお、4 (2) から (5) までによる支援を行う必要がある場合は、対象者の状況を鑑み、都道府県等の判断により、4 (1) 及び (6) の実施に先行して4 (2) から (5) まで、(7) 及び (8) による支援を行うことができることとする。これについては、対象者のニーズ等を十分踏まえて積極的に活用すること。</p> <p>(2) 対象者との信頼関係の構築に努めること。</p> <p>(3) 対象者及び保護者の意向に配慮すること。</p> <p>(4) 4 (6) に掲げる事業及び4 (9) に掲げる事業を実施するにあたっては、対象者が利用しやすい時間帯や曜日等に配慮するとともに、地域の対象者に対し、支援内容や所在地が明確に把握されるよう広報活動を積極的に行うこと。</p>

改正後	現行
<p>7 経費の補助 (略)</p>	<p>(5) 対象者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。</p> <p>(6) 4 (6) に掲げる事業及び4 (9) に掲げる事業を委託して実施する場合については、同一の者に委託して実施することが望ましいが、適切な事業運営が行われる場合には、別々の者に委託して実施することも差し支えないこと。</p> <p>(7) 対象者が都道府県等の管外に転居する場合も、居住に関する支援、生活相談等の必要な支援が継続されるよう、引っ越し先の関係機関とも連絡調整を行い、必要な支援体制を確保すること。</p> <p>なお、対象者が都道府県等の管外に転居し里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住する場合の居住に関する支援や生活費の支給等必要な支援を行う場合の費用負担については、転居前の都道府県等が行うこと。</p> <p>(8) 貸付事業の実施主体と密に連携し、自立支援資金の借受人の円滑な自立が図られるよう支援に努めること。</p> <p>(9) 平成 28 年度において、平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 53 号「児童家庭支援センターの設置運営等について」の一部改正について」による改正前の「児童家庭支援センターの設置運営等について」の別紙2「退所児童等アフターケア事業等実施要綱」に基づく退所児童等アフターケア事業を実施していた都道府県等については、当分の間、4の(1)及び(6)の事業を必須事業としないことが出来る。</p> <p>7 経費の補助 国は、予算の範囲内において都道府県等が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。</p>

改正後	現行
<p>(別紙2)</p> <p style="text-align: center;">身元保証人確保対策事業実施要綱</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施主体等 (略)</p> <p>3 対象となる子ども等 この事業の対象となる子ども等は、次に掲げるものとする。 ① (略)</p>	<p>(別紙2)</p> <p style="text-align: center;">身元保証人確保対策事業実施要綱</p> <p>1 目的 身元保証人確保対策事業は、子どもや女性等(以下「子ども等」という。)の自立支援を図る観点から、児童養護施設や婦人保護施設等に入所中又は退所した子ども等や、里親等に委託中又は委託解除後の子ども等に対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際等に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の社会的自立の促進に寄与することを目的とする。</p> <p>2 実施主体等 (1) 本事業の実施主体は、対象となる子ども等の措置、保護、一時保護を行う都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)とする。 (2) 本事業の運営主体は、社会福祉法人全国社会福祉協議会(以下「全社協」という。)とする。</p> <p>3 対象となる子ども等 この事業の対象となる子ども等は、次に掲げるものとする。 ① 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第27条第1項第3号の規定により児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に入所している者又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業者(以下「ファミリーホーム事業者」という。)を行う者に委託されている者あるいは同号による措置又は委託解除から本事業の申請まで5年以内の者</p>

改正後	現行
<p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p><u>⑥ (削除)</u></p> <p><u>⑥ (削除)</u></p>	<p>② 別紙1「社会的養護自立支援事業実施要綱」(以下「社会的養護自立支援事業」という。)において実施する居住に関する支援を受け里親の居宅、小規模住居型児童養育事業を行う住居(ファミリーホーム)や施設等に引き続き居住している者又は社会的養護自立支援事業による支援が終了してから本事業の申請まで5年以内の者</p> <p>③ 法第33条の6第1項及び第6項の規定により児童自立生活援助の実施が行われている者又は児童自立生活援助の実施の解除から本事業の申請まで5年以内の者</p> <p>④ 法第33条の規定により児童相談所一時保護所(一時保護委託を含む。)に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで5年以内の者</p> <p>⑤ 法第23条第1項の規定により母子生活支援施設に保護されている者又は保護の解除から本事業の申請まで5年以内の者</p> <p><u>⑥ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。)第5条の規定により売春防止法(昭和31年法律第18号)第36条に規定する婦人保護施設に保護されている者又は保護の解除から本事業の申請まで5年以内の者</u></p> <p><u>⑦ DV防止法第3条第3項第3号又は売春防止法第34条第2項第3号の規定により婦人相談所一時保護所(一時保護委託を含む。)に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで5年以内の者</u></p>
<p>4 対象となる被保証人 (略)</p>	<p>4 対象となる被保証人 この事業の対象となる被保証人は、3に掲げる子ども等であつて、かつ次の理由により父母(保護者)等に適当な保証人がなく施設長等が保証人となることが適当なものとする。</p>

改正後	現行
<p>5 対象となる保証人</p> <p>この事業の対象となる保証人は、次に掲げるものとする。</p> <p>① 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設</p> <p>ア 施設長</p> <p>イ 施設の設置（又は経営）主体の代表者</p> <p>ウ 措置（又は保護）をした児童相談所の所長</p> <p>エ 社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と認めた者</p> <p>② 里親 （略）</p> <p>③ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者 （略）</p>	<p>① 父母等が死亡又は行方不明、逮捕拘留中となっている。</p> <p>② 父母等に心身の障害がある。</p> <p>③ 父母等が経済的に困窮している。</p> <p>④ 虐待や配偶者からの暴力等の理由により父母・配偶者等が保証人になることが適当でない、若しくは協力が得られない。</p> <p>5 対象となる保証人</p> <p>この事業の対象となる保証人は、次に掲げるものとする。</p> <p>① 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、<u>婦人保護施設</u></p> <p>ア 施設長</p> <p>イ 施設の設置（又は経営）主体の代表者</p> <p>ウ 措置（又は保護）をした児童相談所、<u>婦人相談所</u>の所長</p> <p>エ 社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と認めた者</p> <p>② 里親</p> <p>ア 里親</p> <p>イ 委託をした児童相談所長</p> <p>ウ 社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と認めた者</p> <p>③ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者</p> <p>ア 養育者</p> <p>イ 設置（又は経営）主体の代表者</p> <p>ウ 委託をした児童相談所長</p> <p>エ 社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と認めた者</p>

改正後	現行
<p>④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者 （略）</p> <p>⑤ 平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 56 号「就学者自立生活援助事業の実施について」における就学者自立生活援助事業を行う者 （略）</p> <p>⑥ 児童相談所一時保護所（一時保護委託を含む。） ア 児童相談所の所長 イ その他都道府県等が適当と認めた者</p> <p>⑦ 社会的養護自立支援事業 （略）</p>	<p>④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者 ア 設置（又は経営）主体の代表者 イ 援助の実施をした児童相談所長 ウ 社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と認めた者</p> <p>⑤ 平成29年 3 月31日雇児発0331第56号「就学者自立生活援助事業の実施について」における就学者自立生活援助事業を行う者 ア 設置（又は経営）主体の代表者 p イ 社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と認めた者</p> <p>⑥ <u>児童相談所一時保護所、婦人相談所一時保護所</u>（<u>いずれも一時保護委託を含む。</u>） <u>ア 児童相談所、婦人相談所の所長</u> イ その他都道府県等が適当と認めた者</p> <p>⑦ 社会的養護自立支援事業 ア 施設長 イ 里親 ウ 養育者 エ 設置（又は経営）主体の代表者 オ 社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と認めた者</p>
<p>6 保証範囲 （略）</p>	<p>6 保証範囲</p> <p>① 就職時の身元保証 被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主又はその他の者に損害を与えた結果、又は被保証人が入院し、医療費の滞納等により、当該医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。</p>

改正後	現行
<p>7 保証期間 (略)</p>	<p>② アパート等の賃借時の連帯保証 賃貸住宅又は賃貸施設（以下「賃貸住宅等」という。）に関し、被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、次に掲げるものが履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対し保証金を支払う。 ア 家賃もしくは賃貸料および共益費（以下「家賃等」という。）の支払い イ 賃貸住宅等の修理又は現状回復の費用の支払い ウ 賃貸借期間経過後の不法住居による賠償金の支払い エ 前各号債務の履行遅延による遅延利息の支払い</p> <p>③ 大学等入学時の身元保証 被保証人が大学、高等学校などの教育機関における就学に関し、学費の滞納など、教育機関に損害を与えた結果、又は被保証人が入院し、医療費の滞納等により、当該医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。</p> <p>7 保証期間 この事業における保証期間は、次のとおりとする。</p> <p>① 就職時の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに2年間延長し、最長5年間とすることができる。</p> <p>② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに1年間延長し、最長4年間とすることができる。</p> <p>③ 大学など教育機関入学時の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として当該教育機関における正規の修業年数の間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに1年間延長し、原則として最長5年間とすることができる。</p>

改正後	現行
<p>8 保証限度額 (略)</p>	<p>8 保証限度額 この事業における1件あたりの保証限度額は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 就職時・入院時の身元保証 200万円 ② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 120万円 ③ 大学、高等学校など教育機関入学時・入院時の身元保証 200万円
<p>9 保証料 (略)</p>	<p>9 保証料</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 就職時の身元保証 年間保証料 12,960円 (月額 1,080円) うち基本保証分 年間保証料10,560円 (月額 880円) うち入院時保証分 年間保証料 2,400円 (月額 200円) ② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 年間保証料 19,152円 (月額1,596円) ③ 大学、高等学校など教育機関入学時の身元保証 年間保証料 12,960円 (月額 1,080円) うち基本保証分 年間保証料10,560円 (月額 880円) うち入院時保証分 年間保証料 2,400円 (月額 200円)
<p>10 求償権 (略)</p>	<p>10 求償権 全社協が雇用主、家主、教育機関等に損害賠償又は債務弁済を行ったときは、その賠償等をした金額の限度において、全社協は被保証人に対し求償権を有するものとする（実際上は保険契約を締結している保険会社に求償権が移転する。）。</p> <p>ただし、次に掲げる場合は、求償権の全部又は一部を行使しないことができる。</p>

改正後	現行
	<ul style="list-style-type: none"> ① 被保証人が死亡したとき。 ② 被保証人が精神又は身体に著しい障害を受けたとき。 ③ 被保証人が生活に困窮し、賠償金などを返済することが困難であると認められるとき。 ④ 前3号のほか、特にやむを得ない事由があると認められるとき。
<p>11 身元保証人確保対策事業運営委員会 (略)</p>	<p>11 身元保証人確保対策事業運営委員会 この事業の効果的な推進を図るため、全社協に身元保証人確保対策事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置することとする。 なお、委員会に関する規程及び委員会の運営に関し必要な事項は全社協において別に定めるものとする。</p>
<p>12 身元保証審査会 (略)</p>	<p>12 身元保証審査会 委員会に身元保証審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会においては必要に応じて本制度の加入申請、賠償金額及び債務弁済額の審議、決定等を行う。 なお、審査会の運営に関する規程は、全社協において別に定めることとする。</p>
<p>13 経費 (略)</p>	<p>13 経費 国は、都道府県等がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより予算の範囲内で補助を行うものとする。</p>

(改正後全文)

雇児発 0331 第 10 号

平成 29 年 3 月 31 日

【一部改正】平成31年 4 月 17 日子発0417第2号

【一部改正】令和 3 年 6 月 7 日子発 0607 第 1 号

【一部改正】令和 4 年 3 月 31 日子発 0331 第 2 号

【一部改正】令和 5 年 7 月 7 日こ支家 第 81 号

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

社会的養護自立支援事業等の実施について

児童福祉行政の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、今般、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で 18 歳（措置延長の場合は 20 歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合には、原則 22 歳の年度末まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を受けることができるよう別紙 1 のとおり「社会的養護自立支援事業実施要綱」を定め、平成 29 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

また、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に支障が生じることのないよう、別紙 2 のとおり「身元保証人確保対策事業実施要綱」を定め、平成 29 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

については、各都道府県知事におかれては、貴管内の市（指定都市・中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村の長への周知につきご配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

おって平成 19 年 4 月 23 日付雇児発第 0423005 号「身元保証人確保対策事業の実施について」は、平成 29 年 3 月 31 日限りで廃止する。

(別紙1)

社会的養護自立支援事業実施要綱

1 目的

社会的養護自立支援事業は、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することなどにより、将来の自立に結びつけることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県、指定都市、児童相談所設置市とする。

ただし、対象となる者が母子生活支援施設を退所した者である場合は、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」とする）とする。

なお、都道府県等は、4の（1）から（8）までに掲げる事業内容を適切に実施することができる者と認めた者に事業の全部又は一部を委託して実施することができる。ただし、4の（1）に掲げる事業は、都道府県等が自ら実施することを原則とする。4の（1）の事業を委託して実施する場合でも、継続支援計画の作成に当たっては、実施主体（児童相談所）が継続支援計画作成のための会議に出席し、情報共有するとともに確認すること。

また、4の（9）に掲げる事業については、都道府県等は事業内容を適切に実施することができる者と認めた者であって、かつ、有料職業紹介事業の許可を得ている者に委託して実施できることとする。

3 対象となる者

（1）4の（1）から（5）までの事業

本事業の対象となる者は、次のいずれかに該当する者であって18歳（措置延長の場合は20歳）到達後に自立のための支援を継続して行うことが必要な者とする。

- ① 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設（以下「施設等」という。）を退所又は、小規模住居型児童養育事業者（以下「ファミリーホーム事業者」という。）、里親への委託を解除された者（母子生活支援施設にあっては保護者を含む。）
- ② 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助が行われていた者

また、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で自立したものの、その後困難な状況に直面し、再度支援が必要と判断された

者については、本事業を活用した支援を受けることができる。

(2) 4の(6)から(9)までの事業

本事業の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- ① 施設等に入所している者及び退所した者（母子生活支援施設にあっては保護者を含む。）
- ② 里親又はファミリーホーム事業者に委託されている者及び委託を解除された者
- ③ 児童自立生活援助を受けている者及び援助の実施を解除された者
- ④ その他、都道府県等が必要と認めた者

4 事業内容

必須事業として、次の(1)及び(6)を行うこととし、(2)から(5)まで及び(7)から(9)までの事業は対象者のニーズ等に応じて実施することとする。ただし、速やかに必要な子どもに支援が行われるよう、当分の間、(1)及び(6)の事業を実施していない場合でも、(2)から(5)まで、(7)及び(8)による支援を行うことができることとする。

(1) 支援コーディネーターによる継続支援計画の作成

ア 法第23条第1項の規定に基づく母子保護の実施、法第27条第1項第3号の規定に基づく措置又は法第33条の6第1項の規定に基づく児童自立生活援助の実施の解除（以下「措置解除」という。）後も引き続き本事業により実施する支援全体を統括する支援コーディネーターを配置すること。

イ 支援コーディネーターは、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

(ア) 社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者

(イ) 児童福祉事業、社会福祉事業に5年以上従事した者

(ウ) 被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者

ウ 支援コーディネーターは、対象者、児童相談所の子ども担当職員、里親、施設職員など対象者の支援に携わってきた者等により構成される会議を開催し、これらの者の意見を踏まえ、原則措置解除前にエに掲げる継続支援計画を作成すること。

エ 継続支援計画には、対象者の心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境、学校若しくは就労先の環境など必要な情報を収集しアセスメントを行い、社会的自立に向けて、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法（居住に関する支援や生活費の支給の必要性やその方法、生活相談の実施・就労相談の実施の方法等）などを定め、退所後の生活等を考慮した計画を作成すること。

また、継続支援計画は、施設等において作成されていた自立支援計画と一貫した内容となるよう十分考慮して作成すること。

なお、継続支援計画は、年齢到達等により退所、委託解除、援助の実施を解

除された全ての者を対象に策定すること。

オ 支援コーディネーターは、継続支援計画に基づく支援状況について、必要に応じて対象者、児童相談所の職員、里親、施設職員、生活相談支援・就労相談支援担当職員等による会議（支援担当者会議）を運営することとし、対象者の生活状況の変化など必要に応じて計画の見直しを行うこと。

カ 児童相談所等の関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて他の関係機関とも連携し効果的な支援ができるよう努めること。

(2) 居住に関する支援

ア 措置解除後の安定的な住まいを確保するため、次の支援を行うものとする。

(ア) 3に定める対象者のうち措置解除後も特に支援の必要性が高い者等に対して、対象者が居住する場として、里親の居宅、小規模住居型児童養育事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）、児童自立生活援助事業を行う住居（以下「自立援助ホーム」という。）、施設等、寮、寄宿舎、民間賃貸住宅等において居住の場を提供し、居住に要する費用を支給することとする。ただし、自立援助ホームや施設等において実施する場合は、原則として定員外に一定枠を設けて実施することとし、自立援助ホームや施設等の定員内で対象者を居住させて実施する場合には、措置費（定員に応じた事務費の保護単価）が支弁されるため、居住に要する費用の支給の対象外とする。

なお、里親の居宅、ファミリーホームや施設等において居住する対象者は、原則措置延長を行った20歳到達後の者とする。

(イ) 3に定める対象者のうち、支援の必要性が高い者に対して、都道府県等が設置した公営住宅などの賃貸住宅に一定枠を設けることその他の適切な方法により居住の場を提供すること。

イ アの(ア)の居住費の支給を行う場合は、自立援助ホームや施設等においては、食事の提供など日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立生活への不安や悩み等の相談に応じることができる施設職員の中から支援員を配置し、支援体制に十分配慮すること。

また、寮、寄宿舎、民間賃貸住宅等で実施する場合は、定期的に支援員、里親、ファミリーホームの養育者が様子を見に行くこと等により、日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立生活への不安や悩み等の相談に応じることができるよう、支援体制に十分配慮すること。

ウ イの支援員は次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

(ア) 児童指導員である者

(イ) 児童福祉施設に勤務していた経験のある者

(ウ) 被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者

エ アの(ア)の対象者が、措置解除前に生活していた里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に引き続き居住を希望する場合、都道府県等の管外の里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住を希

望する場合は、措置解除前に申込書を措置をした都道府県等に提出しなければならない。この場合は、施設長、里親、養育者又は設置主体（又は経営主体）の代表者は対象者からの依頼を受けて、対象者に代わって都道府県等に申込みを行うことができる。なお、対象者の負担を考慮し、この手続きについては、できる限り煩雑にならないよう努めること。

オ 3に定める対象者のうち平成28年3月7日付厚生労働省発雇児0307第3号「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付について」による事業（以下「貸付事業」という。）を活用しながら就学し、一般賃貸住宅等に居住していた者又は貸付事業を活用せずに一般賃貸住宅等に居住していた者が、疾病等によりやむを得ず中退した場合について、6か月を限度に居住費を支給できることとする。

（3）生活費の支給

ア 3に定める対象者のうち措置解除後も特に支援の必要性が高い等の理由から、対象者が居住する場として、里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホーム、施設等、寮、寄宿舍、民間賃貸住宅等に居住する場合に生活費を支給することとする。

なお、里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等は、就学又は就労している対象者については、食事の提供及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要となるもので対象者に負担させることが適当と認められる費用については、対象者に負担させることができるものとする。

イ アに定める就学又は就労している対象者に負担させることができる金額は、継続支援計画において明確に定めることとし、あらかじめ対象者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該金額は、対象者の経済状況等に十分配慮した金額としなければならない。

ウ 対象者に費用を負担させた場合は、適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備しなければならない。

エ 3に定める対象者のうち貸付事業を活用しながら就学し、一般賃貸住宅等に居住していた者又は貸付事業を活用せずに一般賃貸住宅等に居住していた者が、疾病等によりやむを得ず中退した場合について、6か月を限度に生活費を支給することができる。

（4）学習費等の支給

ア （2）又は（3）による支援を受けている者に対して、次の（ア）から（ク）に定める費用を支給することとする。

（ア）特別育成費（基本分）

高等学校に在学している者及び高等学校第一学年に入学する者を対象に、高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等を支給する。

（イ）特別育成費（資格取得等特別加算）

高等学校第三学年の者を対象に、就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするために必要な経費を支給する。ただし、都道府県等の判断により高等学校三学年以外に支給することが適当と認める場合には、支給して差し支えない。

なお、支給に当たっては、高等学校在学中に1回限りの支給とするので、同一者に重複して支給されないよう留意すること。

(ウ) 特別育成費（補習費）

高等学校に在学している者及び高等学校卒業者のうち大学等に在籍していないかつ就労していない者であって大学等への進学を希望する者を対象に、学習塾等を利用した場合にかかる経費を支給する。

(エ) 特別育成費（補習費特別分）

(ウ)の対象者であって特別な配慮が必要な者に対して、個別学習支援を利用する場合にかかる経費を支給する。

(オ) 就職支度費（一般分）

就職することとなった者を対象に、事業者において対象者の就職に際し必要な寝具類、被服類等に充てるため、現物給付又は口座振込の方法で購入に必要な経費を支給することとし、支給に当たっては、雇用先の採用証明書等の写しを徴すること。

就職の形態については正規雇用が望ましいが、正規雇用以外の場合でも支給して差し支えないこととする。

なお、昼間過程の高校生及び大学生等のアルバイトは就職に該当しないので、留意すること。

また、過去に就職支度費を支給された者は対象外であること。

(カ) 就職支度費（特別基準分）

(オ)の支給対象者のうち、次のi又はiiのいずれかに該当する者については、(オ)に加えて就職に際し必要な住居費、生活費等を支給する。

ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付という。）の受給者である場合には対象としないので留意すること。

i 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）者

ii 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するために必要な経済的援助が見込まれない者

(キ) 大学進学等自立生活支度費（一般分）

大学等へ進学することとなった者を対象に、事業者において対象者の進学に際し必要な学用品、参考図書類等に充てるため、現物給付又は口座振込の方法で購入に必要な経費を支給することとし、支給に当たっては、進学先の合格通知書等の写しを徴すること。

また、過去に大学進学等自立生活支度費を支給された者は対象外であること。

(ク) 大学進学等自立生活支度費（特別基準分）

(キ) の支給対象者のうち、次の i 又は ii のいずれかに該当する者については、(キ) に加えて進学に際し必要な住居費、生活費等を支給する。

ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 3 条第 2 項の公的年金給付という。）の受給者である場合には対象とならないので留意すること。

i 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）者

ii 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から進学するために必要な経済的援助が見込まれない者

イ 日中に就業し、かつ、夜間大学等へ就学する者については、就職支度費及び大学進学等自立生活支度費の双方の対象となる場合があるが、この場合においては、特別基準分を除き、併給して差し支えない。

(5) 自立後生活体験支援

ア 4（2）（ア）により、里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住している者について、当該居住する場から自立する前に、一定期間一人暮らしを体験できるよう支援すること。

イ 居住する場の敷地外のアパート等を体験の場とし、通常の生活に必要な設備を有すること。

ウ 体験期間は、最長で1年間とすること。

エ 自立後生活体験支援の全般についての実務上の責任者（担当責任者）を配置し、次の指導項目について必要に応じて対象者の社会的自立に向けて生活指導等を行うこと。

(ア) 自活のための生活指導

(イ) 職業適性を高める指導

(ウ) 社会参加のための準備指導

(エ) 学習指導

(オ) 余暇の活用指導

(6) 生活相談の実施

ア 生活相談支援担当職員を配置すること。

イ 生活相談支援担当職員は、対象者の自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

(ア) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 43 条に定める児童指導員の資格を有する者

(イ) 自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者

ウ 退所を控えた者に対する支援

(ア) 地域生活を始める上で必要な知識、社会常識等を学ぶためのテキストを作成し、講習会、生活技能等を修得するための支援を行うこと。

(イ) 退所を控えた者が抱える自立生活への不安や悩み等の相談に応じること。

(ウ) 大学、高等学校など教育機関を退学した者の進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行

う等の支援を行うこと。

(エ) 入所施設等と連携の下、対象者との関係性を深めるとともに、対象者同士の交流等を図る活動を行うこと。

(オ) 入所施設等に赴いて退所を控えた者の自立に向けた相談支援を行うこと。

(カ) その他、地域生活を始める上で必要な支援を行うこと。

エ 退所後の支援

(ア) 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。

(イ) 進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、「4（9）就労相談支援」担当者と連携の上、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。

(ウ) 対象者が気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等自助グループ活動の育成支援を行うこと。

(エ) その他、地域社会において自立生活する上で必要な支援（宿泊を要する場合を含む）を行うこと。

オ 留意事項

生活相談の実施にあたっては、社会的養護の当事者や当事者団体を活用することも考えられる。

(7) 医療連携支援

ア 精神科医や公認心理師等との嘱託契約等のほか、医療機関等との連絡調整や同行支援の実施等により、メンタルケアをはじめとした医療的な支援が必要な対象者が適切に医療を受けられる支援体制を整備すること。

イ その他、対象者への医療的なケアに必要な事業を行うこと。

(8) 法律相談支援

ア 対象者が金銭トラブル、契約トラブル等に遭った場合に適切に支援できるよう、弁護士等を嘱託契約等により配置すること。

イ その他、対象者が法律相談を必要とする状況になった場合に適切に対応するために必要な事業を行うこと。

(9) 就労相談の実施

ア 就労相談支援担当職員を配置し、児童相談所等と連携して活動する就労支援チームを設置すること。就労支援チームは、相談を受けた際、助言を行うだけでなく、公共職業安定所等の就労支援機関への同行支援など、支援の対象者のニーズに応じた適切な支援を行うよう努めること。

イ 社会的自立を支援するために適切な職場環境の確保及び必要な支援を行うこと。

ウ 雇用先となる職場の開拓を行うこと。

エ 就職面接等のアドバイスを行うこと。

オ 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップを行うこと。

カ その他就労支援に必要な事業を行うこと。

5 設備

4（6）及び4（9）に掲げる事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

- （1）相談室
- （2）対象者が集まることができる設備
- （3）その他事業を実施するために必要な設備

6 事業の実施にあたっての留意事項

（1）本事業を実施するにあたっては、4（1）の支援コーディネーター、4（6）の生活相談支援担当職員を配置し事業を実施しなければならない。支援コーディネーターは、児童相談所の管轄区域ごとに1名配置するなど、対象者の数に応じて、適切な人員配置が行われるよう努めること。ただし、これらの職員の雇用形態については、常勤、非常勤の別は問わないので留意すること。

なお、4（2）から（5）までによる支援を行う必要がある場合は、対象者の状況を鑑み、都道府県等の判断により、4（1）及び（6）の実施に先行して4（2）から（5）まで、（7）及び（8）による支援を行うことができることとする。これについては、対象者のニーズ等を十分踏まえて積極的に活用すること。

- （2）対象者との信頼関係の構築に努めること。
- （3）対象者及び保護者の意向に配慮すること。
- （4）4（6）に掲げる事業及び4（9）に掲げる事業を実施するにあたっては、対象者が利用しやすい時間帯や曜日等に配慮するとともに、地域の対象者に対し、支援内容や所在地が明確に把握されるよう広報活動を積極的に行うこと。
- （5）対象者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。
- （6）4（6）に掲げる事業及び4（9）に掲げる事業を委託して実施する場合には、同一の者に委託して実施することが望ましいが、適切な事業運営が行われる場合には、別々の者に委託して実施することも差し支えないこと。
- （7）対象者が都道府県等の管外に転居する場合も、居住に関する支援、生活相談等の必要な支援が継続されるよう、引っ越し先の関係機関とも連絡調整を行い、必要な支援体制を確保すること。

なお、対象者が都道府県等の管外に転居し里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住する場合の居住に関する支援や生活費の支給等必要な支援を行う場合の費用負担については、転居前の都道府県等が行うこと。

（8）貸付事業の実施主体と密に連携し、自立支援資金の借受人の円滑な自立が図られるよう支援に努めること。

（9）平成28年度において、平成29年3月31日雇児発0331第53号『「児童家庭

支援センターの設置運営等について』の一部改正について』による改正前の「児童家庭支援センターの設置運営等について」の別紙2「退所児童等アフターケア事業等実施要綱」に基づく退所児童等アフターケア事業を実施していた都道府県等については、当分の間、4の（1）及び（6）の事業を必須事業としないことが出来る。

7 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県等が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

(別紙2)

身元保証人確保対策事業実施要綱

1 目的

身元保証人確保対策事業は、子どもや女性等（以下「子ども等」という。）の自立支援を図る観点から、児童養護施設や婦人保護施設等に入所中又は退所した子ども等や、里親等に委託中又は委託解除後の子ども等に対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際等に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

2 実施主体等

- (1) 本事業の実施主体は、対象となる子ども等の措置、保護、一時保護を行う都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。
- (2) 本事業の運営主体は、社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）とする。

3 対象となる子ども等

この事業の対象となる子ども等は、次に掲げるものとする。

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号の規定により児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に入所している者又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業者（以下「ファミリーホーム事業者」という。）を行う者に委託されている者あるいは同号による措置又は委託解除から本事業の申請まで5年以内の者
- ② 別紙1「社会的養護自立支援事業実施要綱」（以下「社会的養護自立支援事業」という。）において実施する居住に関する支援を受け里親の居宅、小規模住居型児童養育事業を行う住居（ファミリーホーム）や施設等に引き続き居住している者又は社会的養護自立支援事業による支援が終了してから本事業の申請まで5年以内の者
- ③ 法第33条の6第1項及び第6項の規定により児童自立生活援助の実施が行われている者又は児童自立生活援助の実施の解除から本事業の申請まで5年以内の者
- ④ 法第33条の規定により児童相談所一時保護所（一時保護委託を含む。）に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで5年以内の者
- ⑤ 法第23条第1項の規定により母子生活支援施設に保護されている者又は保護の解除から本事業の申請まで5年以内の者

4 対象となる被保証人

この事業の対象となる被保証人は、3に掲げる子ども等であって、かつ次の理由により父母（保護者）等に適切な保証人がなく施設長等が保証人となることが適当なものとする。

- ① 父母等が死亡又は行方不明、逮捕拘留中となっている。
- ② 父母等に心身の障害がある。
- ③ 父母等が経済的に困窮している。
- ④ 虐待や配偶者からの暴力等の理由により父母・配偶者等が保証人になることが適当でない、若しくは協力が得られない。

5 対象となる保証人

この事業の対象となる保証人は、次に掲げるものとする。

- ① 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設
 - ア 施設長
 - イ 施設の設置（又は経営）主体の代表者
 - ウ 措置（又は保護）をした児童相談所の所長
 - エ 社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と認められた者
- ② 里親
 - ア 里親
 - イ 委託をした児童相談所長
 - ウ 社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と認められた者
- ③ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者
 - ア 養育者
 - イ 設置（又は経営）主体の代表者
 - ウ 委託をした児童相談所長
 - エ 社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と認められた者
- ④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者
 - ア 設置（又は経営）主体の代表者
 - イ 援助の実施をした児童相談所長
 - ウ 社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と認められた者
- ⑤ 平成29年3月31日雇児発0331第56号「就学者自立生活援助事業の実施について」における就学者自立生活援助事業を行う者
 - ア 設置（又は経営）主体の代表者
 - イ 社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と

認めた者

⑥ 児童相談所一時保護所（一時保護委託を含む。）

ア 児童相談所の所長

イ その他都道府県等が適当と認めた者

⑦ 社会的養護自立支援事業

ア 施設長

イ 里親

ウ 養育者

エ 設置（又は経営）主体の代表者

オ 社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と認めた者

6 保証範囲

① 就職時の身元保証

被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主又はその他の者に損害を与えた結果、又は被保証人が入院し、医療費の滞納等により、当該医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。

② アパート等の賃借時の連帯保証

賃貸住宅又は賃貸施設（以下「賃貸住宅等」という。）に関し、被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、次に掲げるものが履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対し保証金を支払う。

ア 家賃もしくは賃貸料および共益費（以下「家賃等」という。）の支払い

イ 賃貸住宅等の修理又は現状回復の費用の支払い

ウ 賃貸借期間経過後の不法住居による賠償金の支払い

エ 前各号債務の履行遅延による遅延利息の支払い

③ 大学等入学時の身元保証

被保証人が大学、高等学校などの教育機関における就学に関し、学費の滞納など、教育機関に損害を与えた結果、又は被保証人が入院し、医療費の滞納等により、当該医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。

7 保証期間

この事業における保証期間は、次のとおりとする。

① 就職時の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。

ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに2年間延長し、最長5年間とすることができる。

② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3

年間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに1年間延長し、最長4年間とすることができる。

- ③ 大学など教育機関入学時の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として当該教育機関における正規の修業年数の間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに1年間延長し、原則として最長5年間とすることができる。

8 保証限度額

この事業における1件あたりの保証限度額は、次に掲げるものとする。

- | | |
|-----------------------------|-------|
| ① 就職時・入院時の身元保証 | 200万円 |
| ② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 | 120万円 |
| ③ 大学、高等学校など教育機関入学時・入院時の身元保証 | 200万円 |

9 保証料

- ① 就職時の身元保証

年間保証料 12,960円（月額 1,080円）

うち基本保証分 年間保証料 10,560円（月額 880円）

うち入院時保証分 年間保証料 2,400円（月額 200円）

- ② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証

年間保証料 19,152円（月額 1,596円）

- ③ 大学、高等学校など教育機関入学時の身元保証

年間保証料 12,960円（月額 1,080円）

うち基本保証分 年間保証料 10,560円（月額 880円）

うち入院時保証分 年間保証料 2,400円（月額 200円）

10 求償権

全社協が雇用主、家主、教育機関等に損害賠償又は債務弁済を行ったときは、その賠償等をした金額の限度において、全社協は被保証人に対し求償権を有するものとする（実際上は保険契約を締結している保険会社に求償権が移転する。）。

ただし、次に掲げる場合は、求償権の全部又は一部を行使しないことができる。

- ① 被保証人が死亡したとき。
- ② 被保証人が精神又は身体に著しい障害を受けたとき。
- ③ 被保証人が生活に困窮し、賠償金などを返済することが困難であると認められるとき。
- ④ 前3号のほか、特にやむを得ない事由があると認められるとき。

11 身元保証人確保対策事業運営委員会

この事業の効果的な推進を図るため、全社協に身元保証人確保対策事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置することとする。

なお、委員会に関する規程及び委員会の運営に関し必要な事項は全社協において別に定めるものとする。

12 身元保証審査会

委員会に身元保証審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会においては必要に応じて本制度の加入申請、賠償金額及び債務弁済額の審議、決定等を行う。

なお、審査会の運営に関する規程は、全社協において別に定めることとする。

13 経費

国は、都道府県等がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより予算の範囲内で補助を行うものとする。

事務連絡
令和5年8月15日

各 都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
児童相談所設置市
民生主管部（局）担当者 様

こども家庭庁支援局
家庭福祉課措置費係

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱
に関するQ&A（令和5年8月15日版）」について

平素より児童福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱に関するQ&A
（令和5年8月15日版）」を送付しますので、各自治体におかれましては、御了知の上、
管内関係機関等に周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願い
します。

【送付資料】

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱に関するQ&A
（令和5年8月15日版）」

【照会先】

こども家庭庁支援局 家庭福祉課措置費係
E-mail: kateifukushi.sochihi@cfa.go.jp

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱に関するQ & A
(令和5年8月15日)」

問1 児童入所施設措置費等における「児童」とは。

(答) 児童入所施設措置費等の対象となる児童については、児童福祉法第4条の児童にのみならず、

- ・児童福祉法第31条の規定に基づき措置延長をした者
- ・児童福祉法第6条の3第1項第1号の満20歳未満義務教育終了児童等
- ・児童福祉法第6条の3第1項第2号の満20歳以上義務教育終了児童等

が含まれる。

問2 予防接種を受けているか保護者から確認が取れない場合、予防接種費において抗体検査の費用を支弁することは可能か。

(答) 虐待などのケースにより保護者からの協力が得られない場合、抗体検査に係る費用について支弁することは差し支えない。

問3 一時保護委託の一般生活費について、一時保護委託先が変更した場合、また1日から5日の保護単価を支弁できるのか。

(答) 本改正については、生活必需品が個人所有として初日から配付できるよう、一般生活費の配分を見直したものである。このことから個人所有である生活必需品を変更先に持っていけない特段の事情がある場合は、変更先においても、1日から5日の保護単価を支弁する。

問4 小規模グループケア加算について、平成30年4月1日以降に設置されるものは玄関があることが要件とされたが、通知発出前に建物の整備に取りかかっていた場合も4月1日以降に設置されるものは玄関が必要となるのか。

(答) 通知発出以前に建物の整備に取りかかった場合等については、玄関がないことはやむを得ないものである。

問5 特別育成費の対象範囲となる学校は何か。

(答) 学校教育法による高等学校（定時制及び通信制の課程を含む）、高等専門学校（但し、入学時より3年を経過するまでとする）、専修学校（但し、高等課程に限る）及び各種学校を対象範囲とする。

問6 特別育成費が上限付きの実費となったが、上限額は月毎で区切るのか。

(答) 特別育成費については、これまで年間の所要経費を満たすものとして算定されており、必要に応じて数月分を支弁する等実情に応じた運用を可能としていたところ。引き続き、同じ取扱いとしており、上限月額の間年総額を限度として、所要経費を支弁されたい。

問7 実費支弁になったことに伴い、領収書が必要となるが、部活動費など領収書がない場合もあるがどのようにすればよいか。

(答) 必ずしも領収書である必要はなく、客観的に支出の証拠となるものを残すこと。

問8 特別育成費の対象経費に含まれるものは何か。

(答) 文部科学省の子供の学習費調査における学校教育費の対象に準ずるものと考えている。

問9 特別育成費の通学のための交通費の対象となる交通手段は何か。

(答) 鉄道、バス等の公共交通機関の他、学校の許可を受けた自転車及びバイク。タクシー等、一般家庭において想定されないものは対象外。

問10 資格取得等特別加算費（特別育成費）が上限付きの実費となったが、少額の講習等を複数受講した場合、合算して支弁することはできるか。

(答) 自立支援や就職支援を目的とするものであれば、支弁しても差し支えない。ただし、この場合であっても、1人当たりの上限額は交付要綱に定められた額とする。

問11 寒冷地手当加算が廃止されたが、引き続き、寒冷地手当を職員に支給することは可能か。

(答) 今般の改正で寒冷地手当加算、事務用採暖費加算、児童用採暖費加算を再編し、冷暖房費加算を創設したところであるが、当該加算単価にはこれまでの寒冷地手当加算分も含まれていることから、施設の実情に応じて寒冷地加算を支給することは差し支えない。

問12 無償化に伴い、幼稚園費の取扱いはどのようになるのか。

(答) 就園に必要な経費の額から、施設等利用給付費等の額を控除した額を支弁すること。

問13 自立援助ホームの一般生活費について、アルバイト収入がある高校生は別に定める基準に該当するのか。

(答) 自立の第一歩として高等学校卒業を目指す高校生（学業が生活の中心である児童等）については、アルバイト収入があることをもって、非該当とすることは適当ではないと考える。

一方で、自立に向けアルバイト等により収入を得ている児童（就労が生活の中心である児童等）については、生活費等については、就労収入から支出することを想定しており、別に定める基準には該当しないと考える。

問14 冷暖房費について、病院や警察など、表の施設種別にないところへ一時保護委託を行った場合、単価はどれを用いるのか。

(答) 病院や警察等の場合は、一時保護所の単価を用いることとする。

問 15 視力が低下した児童に対して、眼鏡同様、コンタクトレンズについても支弁対象として差し支えないか。

(答) 眼鏡及びコンタクトレンズについては、視力矯正費において支弁可能となっており、その支弁対象は、日常生活を営む上で必要な視力矯正のための眼鏡及びコンタクトレンズ等（眼鏡及びコンタクトレンズの維持にかかる消耗品も対象）の購入にかかる経費であり、その際は、児童の健全な育成や福祉の増進に寄与することを目的として支弁するものであるため、日常生活において必要な限度での実費とする。

問 16 大学等の受験料を特別育成費として支弁して差し支えないか。また受験に際し必要となる旅費も支弁して差し支えないか。

(答) 大学等の受験料については、特別育成費（その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費等）として支弁して差し支えない。また受験に際し必要となる旅費についても、必要に応じ支弁して差し支えない。

問 17 「通信教育」は教育費における学習塾費や特別育成費における補習費として支弁して差し支えないか。

(答) 昨今の学習塾におけるオンライン授業の普及状況等を踏まえ、通信教育（オンラインによる学習塾、タブレット端末による通信講座、その他紙媒体による通信講座など）は、教育費（学習塾費）及び特別育成費（補修費）にて支弁して差し支えない。

問 18 自立援助ホームに居住する児童等の医療費について、「就労し、最初の賃金を得る月まで」とあるが、高校生がアルバイトしている場合についても適用となるのか。

(答) 一般論として、自立援助ホームに居住する高校生がアルバイトすることは、社会性を養うだけでなく、自分の働くイメージを持つという重要な意味を持つものと考えられることから、「就労し、最初の賃金を得る月まで」については、高校生のアルバイトは適用しないことが妥当である。

問 19 自立援助ホームに入所している高等学校 3 年生（特別支援学校高等部を含む。）に対して、修学旅行にかかる費用を見学旅行費にて支弁して差し支えないか。

(答) 自立援助ホームは、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 86 号厚生事務次官通知）（以下、「交付要綱」という）の第 4 の 2 次表に定める見学旅行費の対象としていなかったところであるが、今般、自立援助ホームにおいても児童養護施設等と同様に、高等学校 3 年生が一定数入所していることを踏まえ、自立援助ホームに入所する高等学校 3 年生の修学旅行に必要な交通費や宿泊費等について、見学旅行費にて支弁して差し支えないこととする。

なお、今後、今年度に交付要綱の改正を行い、本年 4 月に遡って支弁することとする。

問20 児童養護施設等に入所する児童の携帯電話等の端末代や通信料について、措置費として支弁して差し支えないか。

(答) 携帯電話等はさまざまな情報にアクセスするための通信手段や緊急連絡手段として、日常生活において有用なものとなっていることを踏まえ、携帯電話等の端末代及び通信料は、交付要綱の第4の2次表に定める一般生活費の対象として支弁して差し支えないこととしている。

また、携帯電話等を高等学校におけるオンライン授業やオンラインを活用した課題提出等に使用する目的を持って所持するものであれば、特別育成費（その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費等）として支弁して差し支えないこととする。

なお、携帯電話の使用にあたっては、所持するかどうかも含め、子どもの年齢、利用頻度、閲覧の制限など、各施設において適切に判断いただきたい。

問 21 高等学校等に再入学（編入学）する際の費用を措置費として支弁して差し支えないか。

(答) 高等学校等に入学する際の費用については、特別育成費等で支弁（特別支援学校の高等部の場合は教育費にて支弁）しているところであるが、同一児童に対して1回限りといった制限は無いため、再入学（編入学）に際して、新たに制服等を用意する必要がある場合は、その費用についても特別育成費（入学時特別加算費）等から支弁して差し支えない。

問 22 就職支度金及び大学進学等自立生活支度金などは「措置解除」を条件としているため、措置延長しながら就職する者や、大学へ進学した者は支給対象外となるのか。

(答) 措置費における「就職支度費」及び「大学進学等自立生活支度費」は、対象となるこどもの就職・大学等への進学に際し措置解除後に必要となる当面の生活費等を支弁するものであり、措置が解除された際に支給することとされている。

これらの措置費は、就職や大学等進学した時期と措置解除するまでに期間が空いている（※）場合でも支給の対象となるため、措置延長しながら就職する方や、大学等へ進学した方についても、措置解除された際には支払うことが可能である。

※例えば18歳で就職し、措置延長となり、就業中の状態で20歳で措置解除された場合など

雇児福発第 0331002 号
障障発第 0331009 号
平成 21 年 3 月 31 日

一部改正
子家発 0615 第 1 号
障障発 0615 第 1 号
令和 4 年 6 月 15 日

一部改正
子家発 0328 第 1 号
障障発 0328 第 1 号
令和 5 年 3 月 28 日

都道府県知事
各指定都市市長 民生主管部(局)長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課長

被措置児童等虐待対応ガイドラインについて（通知）

児童養護施設等の児童福祉施設における子どもの権利擁護については、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 20 年法律第 85 号）が平成 21 年 4 月 1 日に施行されること等を踏まえ、被措置児童等虐待対応ガイドラインを別添のとおり作成したので、貴管内においては、被措置児童等虐待に関して関係部局の連携体制や、通告等があった場合の具体的な対応についての体制整備に加え、対象施設の協議会等との連携の強化及び被措置児童等虐待対応の周知等を図られたい。また、被措置児童の権利が侵害されている場合は、子どもの福祉を守るという観点から、子どもの保護や、児童福祉法に基づく施設等への適切な指導等をお願いする。

すべての関係者が子どもの最善の利益や権利擁護の観点をしっかり持ち、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応、再発防止等のための取組を総合的に進めていただくようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

被措置児童等虐待対応ガイドライン
～都道府県・児童相談所設置市向け～

厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課
厚生労働省 社会・援護局 障害福祉部障害福祉課

令和5年3月

目次

I	被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点	
1.	被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨	1
2.	基本的な視点	4
	1) 虐待を予防するための取組	
	2) 被措置児童等が意思を表明できる仕組み	
	3) 施設における組織運営体制の整備	
	4) 里親による子どもの権利保障と養育実践	
	5) 発生予防から虐待を受けた子どもの保護、安定した生活の確保までの継続した支援	
3.	留意点	8
	1) 被措置児童等の安全確保のための優先・迅速な対応	
	2) 都道府県の組織的な対応・関係機関との連携	
II	被措置児童等虐待に対する対応	
1.	被措置児童等虐待とは	10
2.	児童虐待防止法との関係	12
3.	被措置児童等虐待対応の流れ（イメージ）	15
4.	早期発見のための取組と通告・届出に関する体制	16
	1) 通告等受理機関及び通告等への対応を行う機関	
	2) 被措置児童等虐待に関する窓口の周知	
	3) 早期発見のための体制整備	
	4) 都道府県児童福祉審議会の体制整備	
5.	初期対応	18
	1) 相談・通告・届出への対応	
	ア 情報の集約・管理の仕組みの整備	
	イ 通告等の受理時に確認する事項等	
	ウ 守秘義務及び個人情報保護との関係並びに通告による不利益取扱いの禁止等について	
	2) 通告等受理機関及び届出受理機関から都道府県（担当部署）への通知	

3) 通告等を受理した後の都道府県（担当部署）等の対応	
4) 措置等を行った都道府県と被措置児童等の所在地の都道府県が異なる等の場合	
6. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認	26
7. 被措置児童等に対する支援	27
8. 施設等への指導等	28
9. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応	34
1) 都道府県（担当部署）による都道府県児童福祉審議会への報告	
2) 都道府県児童福祉審議会による意見、調査等	
3) 都道府県児童福祉審議会の体制	
10. 被措置児童等虐待の状況の定期的な公表	36
11. 被措置児童等虐待の予防等	37
1) 風通しのよい組織運営	
2) 開かれた組織運営	
3) 職員の研修、資質の向上	
4) 里親・ファミリーホームにおける予防的な視点	
5) 子どもの意見をくみ上げる仕組み等	
Ⅲ 参考資料	
・ 被措置児童等虐待通告等受理票（例）	42

I 被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点

1. 被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨

(はじめに)

「児童の権利宣言」(1959年)においては、児童は、「健康に発育し、かつ、成長する権利」及び「適切な栄養、住居、レクリエーション及び医療を与えられる権利」を有することとされており、全ての子どもについて、これらの権利が守られる必要があります。また、「児童の権利に関する条約」においても、「児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的な虐待を含む。)からその児童を保護する」ことが規定されています。

何らかの事情により家庭での養育が受けられなくなった子ども等被措置児童等についても、これらの権利が守られる必要があります。施設等※は、子どもたちが信頼できる大人や仲間の中で安心して生活を送ることができる場でなければなりません。

しかし、子どもが信頼を寄せるべき立場の施設職員等が入所中の子どもに対して虐待を行うということが起きており、こうしたことは子どもの人権を侵害するものであり、絶対にあってはならないことです。このため、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)により被措置児童等虐待の防止のための枠組みが規定されており(平成21年4月施行)、この枠組みに基づいた取組が進められています。

被措置児童等虐待防止の対策を講じるに当たっては、子どもの権利擁護という観点から、子どもたちが安心して生活を送り、子どもの意見が聴かれ、その一人一人の育ちのニーズが満たされる適切な支援を受けながら、自立を支えるために環境を整えるとの観点を持って、取組を進めることが必要です。

このガイドラインは、「被措置児童等虐待」に着目した、都道府県・政令市・児童相談所設置市(以下単に「都道府県」とする。)が準拠すべきガイドラインとして作成したものです。各都道府県においては、このガイドラインを参考とし、都道府県内の関係者と連携して幅広く被措置児童等のための適切な支援策を推進することが求められます。

こうした児童福祉法における被措置児童等虐待対応の制度化は、施設等における被措置児童等虐待の防止に向けた「枠組」を規定したものです。今後、国や都道府県の行政や施設等の関係者が協働して具体的な取組・事例を積み重ね、子どもの権利擁護を促進するための取組について、関係者間で共通認識を図りながら、対策を実効性のあるものとしていくことが必要であることを申し添えます。

※施設等～小規模住居型児童養育事業者、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護所

(経緯)

施設等における被措置児童等虐待に関しては、平成19年5月にとりまとめられた「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会中間とりまとめ」において、「昨今、相次いで施設職員による虐待事件が起こっているが、子どもの抱える課題の複雑さに対応できていない職員の質や教育に問題があったこと、施設におけるケアを外部から評価・検証する仕組みがなく施設運営が不透明になっていること等がその要因として指摘されています。関係者にはこのような問題が二度と起こらないようにするための真摯な努力が求められることはもちろんですが、さらに、このような課題を解決するため、制度的な対応も視野に入れて検討する必要がある」ことが指摘され、平成19年6月に公布された「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成19年法律第73号）」においても、「政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、・・・児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策・・・その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」ことが附則で規定されて、政府における検討事項とされました。

さらに、平成19年11月にとりまとめられた社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書においては、「社会的養護の下にいる子どもたちは、措置によりその生活が決定されること等を踏まえ、また、近年起こっている施設内虐待等を予防するとともに、これに対応するため、下記のような施策を講じることにより、子どもの権利擁護の強化、ケアの質の確保を図る必要がある。」ことが指摘されました。

これらを受け、平成20年の児童福祉法改正においては、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、被措置児童等の権利擁護を図るため、適切な対応のための仕組みを整備しました。

また、平成28年の児童福祉法改正においては、児童の権利に関する条約の一般原則である第12条「子どもの意見の尊重」および第3条「子どもの最善の利益」がその総則に位置づけられました（児童福祉法第2条第1項）。これに伴い、子どもはおとなから一方的に保護されるだけの存在ではなく、意見表明と参加の権利を行使する主体として尊重される存在であること、それを通しておとなは子どもの最善の利益を目指しうることが確認されました。社会的養護のもとにある子どもの権利擁護についても、その理念に基づき、更なる推進が求められているところです。

これに伴い、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）において、「親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。」ことが規定されました。

(主な内容)

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）が対応していない、施設職員等による虐待に対応することをはじめとして、社会的養護に関する質を確保し、子どもの権利擁護を図るという観点から、下記のような事項が規定されています。

- ・被措置児童等虐待の定義
- ・被措置児童等虐待に関する通告等
- ・通告を受けた場合に都道府県等が講ずべき措置
- ・被措置児童等の権利擁護に関して都道府県児童福祉審議会の関与

そもそも、保護を要する子どもたちの権利擁護を図るということは、当然、施設等の役割に含まれているものであります。児童福祉法においても、「施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。」ことが明確に規定されています（児童福祉法第33条の11）。

さらには、事業者や施設の設置者、里親は、子ども、事業を利用する者及び施設に入所する者の人格を尊重するとともに、児童福祉法又は同法に基づく命令を遵守し、忠実に職務を遂行しなければならないことも明確に規定されています（児童福祉法第44条の3）。

都道府県においては、このような基本となる考え方を踏まえ、子どもの福祉を守るという観点から、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなどの場合には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境を確保する必要があります。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設、里親を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応を採る必要があります。

本ガイドラインは被措置児童等虐待に着目したものであることから、指導監査全般に係る具体的内容には言及していませんが、都道府県における指導監査体制を見直し、被措置児童等虐待や不適切な取り扱い、権利侵害のおそれのある事案が発生していないかを確認するなどの各施設等におけるケアの質についても適切に監査を行い、施設等と関係機関がケアの質についての理解・認識を高めながら改善を図ることも重要です。

子どもの権利擁護を図り、子どもの福祉の増進を進めることが目的であることをすべての関係者がしっかりと認識し、法律事項についてはもちろんのこと、運用面での取組も含め、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応や再発防止のための様々な取組が総合的に進められることが重要です。

2. 基本的な視点

1) 虐待を予防するための取組

被措置児童等の中には、保護者から虐待等を受けて心身に深い痛手を受け、保護された子どももおり、また、そのような背景はなくても、施設職員等から虐待等を受けた場合の心の傷は計り知れないものがあります。したがって被措置児童等虐待への対応で最も重要な課題は、被措置児童等虐待を予防するため、子どもの権利擁護の観点も踏まえた取組を進めることであるといえます。

被措置児童等虐待の予防については、直接的に被措置児童等虐待に対応するという観点だけではなく、被措置児童等に対するケアについて、子どもの意見を施設職員等一人一人がしっかりと受け止め、施設等では組織として対応し、里親は子どもの意見を尊重する姿勢を常日頃から心がけることで被措置児童等の様子を見守り、コミュニケーションがとれる体制を作ること等、ケアの質の向上や、施設等における適切な体制整備を進めることが被措置児童等虐待の予防へつながることになります。

具体的には、施設等での養育実践において負担が大きいと感じている職員や経験の浅い職員などに対し、施設内外からスーパービジョンを受けられるようにすることや、里親に対し、里親支援機関や里親会などが関わること等により、施設職員や里親等が一人で被措置児童等を抱え込まず、複数の関係者や機関が被措置児童等に関わる体制が必要です。

また、被措置児童等からの苦情や意見（願いや希望、提案）に対して適切な解決に努めるため、施設においては、苦情解決体制（苦情解決責任者、第三者委員の設置等）を確保するほか、第三者による評価や子どもの意見聴取の機会を導入するなどの取組が必要です。

被措置児童等は学校に通ったり、医療機関を利用するなど地域で生活を送っています。このため、在宅の子どもと同じように、固有の権利が認められ、学校の関係者、地域福祉の関係者、医療関係者等が常に連携を取りながらチームとして被措置児童等に関わるようにし、チームの構成員として各々が適切な役割分担をしつつ、なすべきことをなすという認識の下に、対応することが重要です。

また、都道府県や児童相談所、市町村、学校、医療関係者、児童家庭支援センター、里親支援機関・児童委員など被措置児童等と関わる機会が多い関係者が定期的に集まり、被措置児童等の権利擁護や虐待への対応等に関する研修やケーススタディを実施すること、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機会を利用して、被措置児童等虐待の防止や権利擁護に関しても協議する機会を設けることなども必要です。関係者が普段から子どもの権利の実現に向けた共通の認識を持ち、具体的な取組が図れるように積極的な取組を進めることが重要です。

<被措置児童等虐待予防のための取組例>

- ・ 子どもの育ちの背景を勘案する養育実践
- ・ 研修を通じた子どもの権利についての施設職員等の意識向上
- ・ 「子どもの権利ノート」の作成、被措置児童等への配布
- ・ 被措置児童等虐待について説明するための「しおり」などの作成、施設等を利用している子どもの保護者や子どもへの説明、配布
- ・ 被措置児童等を対象とした「子どもの権利ノート」を活用することなどによる子どもの権利についての学習会の開催（年齢に応じた理解・周知の反復）
- ・ 「子どもの権利ノート」に関するポスター掲示
- ・ 第三者による定期的な意見聴取の機会の設定と意見の実現に向けた取組の実施
- ・ 「子どもの自治会」等の開催を通じた被措置児童等による主体的な取組や、「意見箱」の設置など、子どもの意見を汲み取る仕組みづくり
- ・ 困難事例への対応についてのケースカンファレンスの開催、専門家によるスーパービジョン等施設職員の資質向上のための取り組み
- ・ 児童相談所による定期訪問調査、その際の被措置児童等との面接
- ・ ケアの孤立化・密室化の防止（複数体制の確保）
- ・ 職員のメンタルヘルスに対する配慮
- ・ 法人・施設や団体で定める倫理綱領、行動規範などについて、保護者や子どもに説明する
- ・ 子どもの所有する物品・金銭等の適切な管理
- ・ 子どもの現状に即した養育の見直し

など

- * 例えば滋賀県においては、子どもが施設等で安心して生活できるよう、子どもの権利擁護部会が全ての施設等を対象に実地調査を行い、施設職員および子どもと意見交換を通じて子どもの権利の実態を評価し、子どもの権利擁護に向けて必要な助言指導を行う「滋賀県児童養護施設等の子どもの権利擁護事業」が実施されています。

特に被措置児童等の状態の変化などが発見のきっかけとなることから、児童相談所や里親支援機関（フォスターリング機関）は平素から被措置児童等と面接を行い、その意見や状況を適時に把握することが必要です。

また、被措置児童等と関わる機会が多い関係者が、前述のように普段から子どもの権利の実現に向けた共通の認識を持つことが、虐待の防止と早期発見につながります。

その上で、虐待が起こった場合には、早期に事実関係を確認し対応することが、最も重要です。

2) 被措置児童等が意思を表明できる仕組み

被措置児童等が安心して生活を送るためには、被措置児童等が自身の置かれた状況をよく理解できるように日頃から説明するとともに、被措置児童等の意見や意向等の実現も含め、自らの存在が尊重されていると感じられる環境の中で生活を送ることができるようにすることが重要です。(暮らしのここちよさ)

このような子どもの意見や意向等に沿った支援を行う際、子どもと大人の間に大きな葛藤が起こるのではないかと、という危惧もありますが、大人の義務として子どもの意見や意向等を適切に受けとめ、子どもと向き合って客観的な視点で、かつ、子どもの最善の利益の視点から支援していくという姿勢が必要です。

具体的には、一時保護した際や、入所措置の際に、子どもの意見や意向等をしっかりと受けとめつつ、自分（子ども）の置かれた状況や今後の支援の見通しを可能な限り分かりやすく説明すること、自立支援計画の策定や見直しの際には、子どもの意見や意向等を確認し、確実に反映すること、子どもが理解できていない点があれば、さらに分かりやすく繰り返し説明すること、「子どもの権利ノート」等の活用により、子どもの発達に応じて、被措置児童等が自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進めることなどが重要です。

このほか、都道府県や都道府県児童福祉審議会による電話相談を周知する、「子どもの権利ノート」にはがきを添付する、第三者による意見聴取の機会を設定するなど、権利侵害があった場合や、子どもの意見と施設職員の意見が異なる場合に被措置児童等が都道府県児童福祉審議会や第三者に意見を表明しやすい仕組みを整えることが重要です。

さらに、虐待の届出が行われた場合には、届け出た被措置児童等の権利が護られるようにするなど適切な対応を取る必要があります。

このようにして、都道府県、児童相談所、施設、里親等それぞれがケアの質の向上という観点からも、子ども自身の意見や意向等を尊重しつつ、支援を進める必要があります。

3) 施設における組織運営体制の整備

施設において被措置児童等に適切な支援を行うためには、養育者としての責任意識と個別の職員のケア技術が必要です。その上で施設の管理者は、組織として子どもを支援する体制を整えることが重要です。

施設運営そのものについては、子どもと施設職員、施設長が意思疎通・意見交換を図りながら方針を定めること、相互理解や信頼関係を築き、チームワークのとれた風通しのよい組織作りを進めること、第三者委員の活用や、第三者評価の積極的な受審・活用など、外部の目を取り入れ、開かれた組織運営としていくことが重要です。

また、職員各々のケア技術の向上のための研修、スーパービジョンやマネジメント

の仕組み、職員の意欲を引き出し、活性化するための取組等も進めることが必要です。

このように、組織全体として、活性化され風通しがよく、また地域や外部に開かれた組織とすることによって、より質の高い子どもへの支援を行うことが可能となり、被措置児童等虐待も予防されるものと考えられます。

逆に言えば、組織全体としてこのような体制ができていない施設で被措置児童等虐待が起こった場合には、個々の職員のケア技術や資質の不足等の問題にとどまらないことが想定されます。都道府県においては、子どもの保護や施設に対する指導等を行った後にも、法人・施設の運営や組織体制等の見直し・改善が適切に進み、再発が防止されるよう、法人・施設側からの提案も促しながら継続して指導を行っていく必要があります。

被措置児童等虐待については、問題を個々の子どもに対する個々の職員のケア技術の不足等の問題と決めてかからず、組織運営とその体制に関し、必要な検証を行い、改善を図ることが重要です。

4) 里親による子どもの権利保障と養育実践

里親は、社会的養育機関としての役割にあることを自覚するとともに、主体となる子どもの最善の利益保障を念頭に暮らしの保障を追求することを意識することが大切です。個別対応を基本とする分、自己の裁量が日常的に求められることから、子どもの課題対応や養育の悩み等を抱え込み、第三者に相談しづらくなる恐れがあるため、平時から里親会、児童相談所、里親支援機関、里親支援専門相談員等、支援を得られる相談者との関係を構築しておくことが大切です。

また、里子がどのような思いを持ちながら家庭生活を送っているかを確認できるよう、日頃から子どもとのコミュニケーションを図ることを習慣として、子どもとの関係構築に努めることも大切です。

5) 発生予防から虐待を受けた児童の保護、安定した生活の確保までの継続した支援

被措置児童等虐待への対応における基本的な目標は、被措置児童等を心身に有害な影響を及ぼす行為から守り、被措置児童等が安全で安心できる環境の中で、適切な支援を受けながら生活を送ることができるようにすることです。

被措置児童等虐待の発生予防から始まり、虐待の早期発見、虐待発見後の適切な保護、さらに保護後も被措置児童等が安心して生活できるようになるまでの継続した支援が必要です。

特に、施設等の複数の子どもが生活を送る場で被措置児童等虐待が発見された場合には、被害を受けた被措置児童等のほかにも、当該施設等で生活を送っている他の被措置児童等に対しても、適切で分かりやすい経過説明ときめ細かなケア

を実施することが必要です。

個々の被措置児童等のケアの具体的な方針については、基本的に児童相談所が責任主体となります。施設運営そのものの見直し、改善等については、都道府県（担当部署）が責任主体となって、児童相談所と連携して対応することが求められます。その場合、外部の専門家や都道府県児童福祉審議会の委員等からの協力を得ながら、法人や施設等が主体的に行う改善に向けた取組に対し、継続して支援を行うという姿勢が必要です。

3. 留意点

1) 被措置児童等の安全確保のための優先・迅速な対応

被措置児童等虐待については、在宅の児童虐待と同様、被措置児童等の生命に関わるような緊急的な事態が生じる可能性もあり、そのような状況下での対応は一刻を争うものとなります。

虐待の発生から時間が経過するにしたがって虐待の内容が深刻化することや当該児童に与える影響が大きくなることも予想されるため、通告や届出がなされた場合には、都道府県における迅速・的確な対応が必要です。

このような事態に対応できるよう、夜間や休日においても、在宅の児童虐待に関する夜間・休日通告受理体制を活用するなど、被措置児童等虐待に係る相談や通告・届出に対応できる仕組みを整え（緊急的な一時保護体制も含め）、関係者や住民などに十分周知する必要があります。

2) 都道府県の組織的な対応・関係機関との連携

被措置児童等虐待については、都道府県（担当部署）においては、担当者が1人で対応するのではなく、組織的な対応を行うことが必要であり、相談、通告や届出（情報提供、連絡も含む）があった場合にはどのような体制で事実確認等を行うかについてあらかじめルールを定めておき、組織内で認識を共通にしておく必要があります。

また、被措置児童等虐待への対応については、都道府県（担当部署）はその内容等を速やかに都道府県児童福祉審議会へ報告することとされていることから（児童福祉法第33条の15第2項）、報告の内容、緊急の際の報告体制等のルールをあらかじめ定め、的確な対応が取れるようにする必要があります。

実際に虐待が起こってからではなく、あらかじめよく情報を共有することにより、実際に被措置児童等虐待が起こった場合において迅速に対応することができるようになるものと考えられます。

被害を受けた被措置児童等はもちろんのこと、同じ施設を利用している他の被措置児童等についても適切な支援を行うことができる体制を組むこと、施設運営等の見直しに関し、施設に都道府県児童福祉審議会等の専門家を加えた検証・改善委員会の設置を促すことなど組織全体に関わる対応が必要となる場合も想定されるため、関係者が連携しながら取り組むことが求められます。

都道府県（担当部署）において、それらを確実なものとするためには、具体的な事態を想定したマニュアル等を作成しておくことも有効であり、関係機関とも連携し、実践事例の収集や蓄積、研修等の取組を通じて被措置児童等虐待に対する認識の共通化を図るとともに、都道府県内における関係機関の連携及び体制についてあらかじめルールを定めておくことや、適宜その見直しを行い、確認することなどが必要です。

また、都道府県（担当部署）や児童相談所等の被措置児童等虐待の通告・届出の受理機関においては、改めて、被措置児童等からの権利侵害の声を都道府県知事へ通知すること（児童福祉法第33条の15）、それについて速やかに児童福祉審議会に報告することによって、はじめて子どもが意見や苦情を述べやすい環境を保障することになります。都道府県児童福祉審議会の第三者的、客観的な視点に基づいた公正な判断によって、子どもの権利の救済が図られることを念頭に置いた対応が求められます。

<被措置児童等虐待、事故などに関するマニュアル等を作成し、関係機関の間で認識の共有等を進めている自治体の取組例等>

- ・ 事件、事故 ～埼玉県「児童養護施設危機管理マニュアル」
- ・ 被措置児童虐待 ～大阪府「児童福祉施設における人権侵害等対応マニュアル」

II 被措置児童等虐待に対する対応

1. 被措置児童等虐待とは

被措置児童等虐待の防止等（児童福祉法第2章第6節）における「施設職員等」、「被措置児童等」の範囲は以下のとおりです。「施設職員等」については、児童福祉法第27条第1項第3号又は第2項に規定される事業者・里親・入所施設・医療機関・一時保護施設で業務に従事する者（同居人も含む。）が対象となります。

○ 「施設職員等」とは、以下の①～⑤をいいます。

- ①小規模住居型児童養育事業に従事する者
- ②里親若しくはその同居人
- ③乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者
- ④指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者
- ⑤児童福祉法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者

○ 被措置児童等とは、以下の①～③をいいます。

- ①以下の者に委託され、又は以下の施設に入所する児童
 - ・小規模住居型児童養育事業者
 - ・里親
 - ・乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設
 - ・指定発達支援医療機関

※なお、自立生活援助事業（自立援助ホーム）や母子生活支援施設については契約により入所する施設であり、法律上は対象事業者・施設には含まれていませんが、対象事業者・施設の対応に準じた対応をするものとします。

②以下の施設等に保護（委託）された児童

- ・児童福祉法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設
- ・第33条第1項又は第2項の規定により一時保護委託を受けた者

③①、②については、児童福祉法第31条第2項から第3項及び第33条第8項に定める18歳を超えて引き続き在所期間の延長等をした者についても含むものとします。

○ 被措置児童等虐待とは、施設職員等が被措置児童等に行う次の行為をいいます。

- ① 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- ④ 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

① 身体的虐待

- ・ 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこによる火傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為を指すとともに、首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的に子どもを病気にさせる行為などを指します。

② 性的虐待

- ・ 被措置児童等への性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行うなど
- ・ 被措置児童等の性器を触るまたは被措置児童等に性器を触らせる性的行為（教唆を含む）
- ・ 性器や性交を見せる
- ・ ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せるなどの行為を指します。

③ ネグレクト

- ・ 学校等に登校させない、重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児のみを残したままにするなど
- ・ 適切な食事を与えない、下着など長時間ひどく不潔なままにする、適切に入浴をさせない、極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど
- ・ 同居人や養育家庭等に入出入りする第三者、生活を共にする他の被措置児童等による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
- ・ 他の職員等が子どもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する
- ・ 泣き続ける乳幼児に長時間関わらず放置する
- ・ 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらずに授乳や食事介助を行う

などの行為を指します。

④ 心理的虐待

- ・ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど
 - ・被措置児童等を無視したり、拒否的な態度を示すなど
 - ・被措置児童等の心を傷つけることを繰り返し言う
 - ・被措置児童等の自尊心を傷つけるような言動を行うなど
 - ・他の被措置児童等とは著しく差別的な扱いをする
 - ・適正な手続き（強制的措置）をすることなく子どもを特定の場所に閉じ込め隔離する
 - ・他の子どもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う
 - ・感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする
- などの行為を指します。

2. 児童虐待防止法との関係

児童虐待防止法においては、保護者がその監護する児童に対し、その身体に外傷を生じるおそれのある暴行やわいせつな行為、ネグレクト、著しい心理的外傷を与える行為等を行うことを「児童虐待」として定義しています。

ここで言う「保護者」とは、親権を行う者のほか、子どもを現に監護する者とされており、子どもが施設を利用している場合又は里親に委託されている場合には、当該施設の長又は里親は一定の監護権を有し、かつ、現に監護していることから、保護者に該当するものです。

一方、施設等養育者として養護に従事する者については、施設長の指揮命令に従い、一定の業務に従事していることから、保護者には該当するものではありません。

したがって、

- ① 施設等養育者が行う虐待については、児童虐待防止法に規定する児童虐待の対象ではありませんが、被措置児童等虐待の対象に該当することになります。
- ② 里親や施設長については、子どもを現に監護する者として、児童虐待防止法に規定する「保護者」となることから、これらの者が行う虐待については、児童虐待防止法に規定する児童虐待であるとともに、さらに被措置児童等虐待に該当することになります。

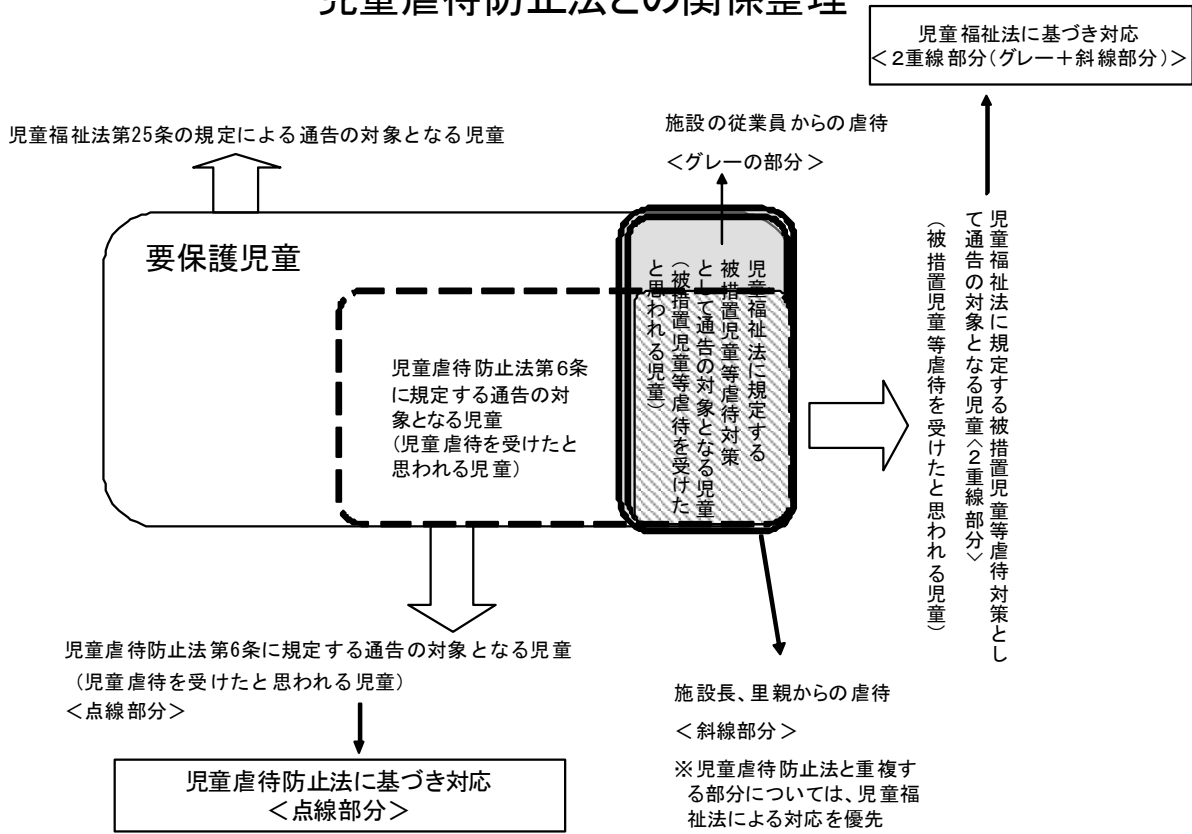
児童虐待防止法及び児童福祉法の双方が適用される里親や施設長による虐待については、行政が措置した子どもについて措置や委託中もその養育の質の向上と権利擁護を図るという観点から、措置を行う根拠法である児童福祉法において被措置児童等虐待の対策を講じるという法律の趣旨を踏まえ、第一義的には、児童福祉法に基づく措

置を優先して講じることとします。

ただし、万が一、「保護者」に該当する里親や施設長が虐待を行い、児童福祉法に基づく事業規制等による対応を行っても、十分に対応できないような事態が起こった場合は、さらに児童虐待防止法に基づく臨検・捜索等の対応も行うことが可能です。

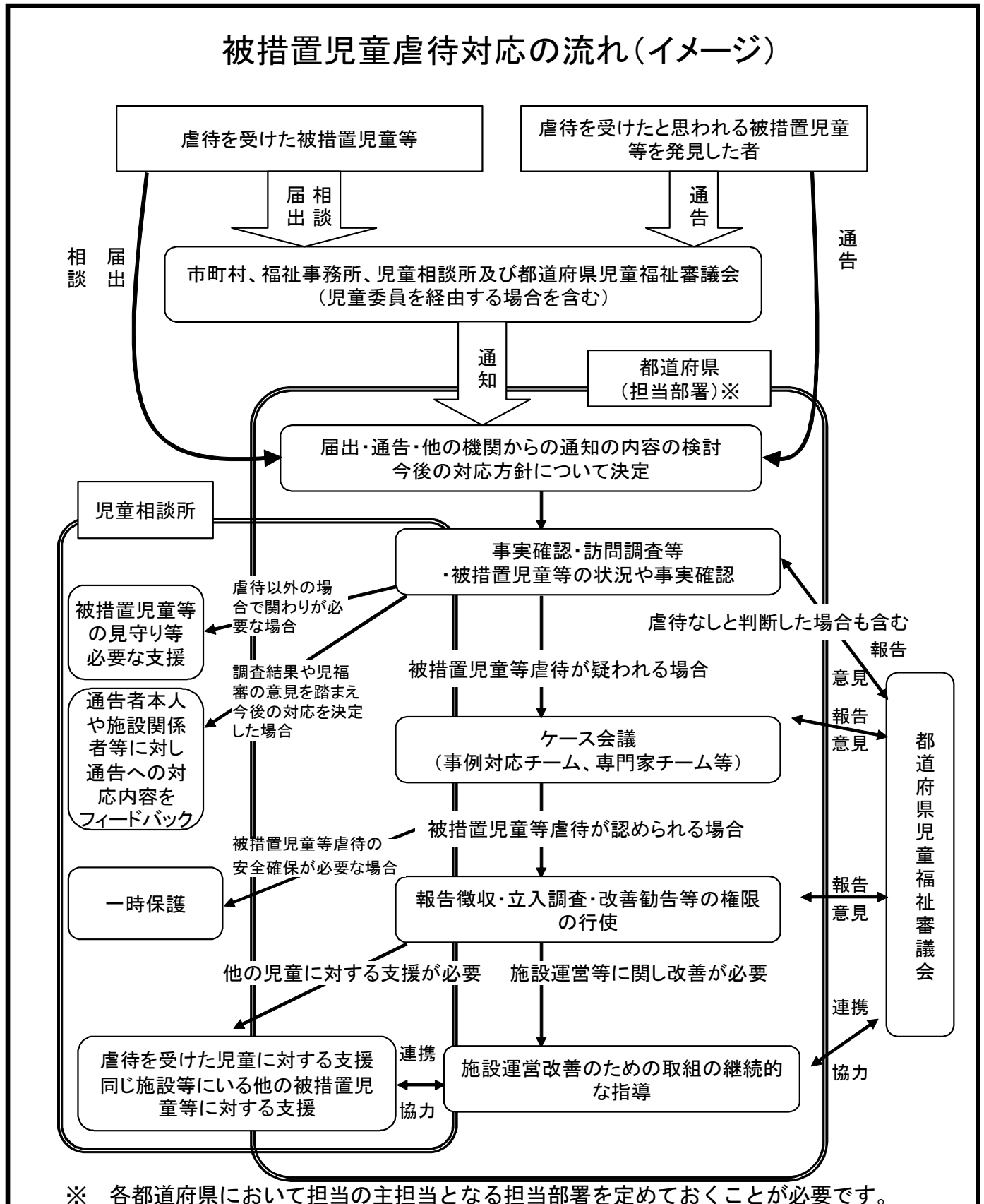
なお、児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待であっても、被措置児童等虐待のいずれかに該当すると考えられるケースについては、児童福祉法に基づく被措置児童等虐待として通告すれば、別途児童虐待防止法第6条第1項の規定に基づく通告をすることを要しないものとされています。(児童福祉法第33条の12第2項)

児童虐待防止法との関係整理



3. 被措置児童等虐待対応の流れ（イメージ）

以下4. ～9. に記載する対応等に関する全体の流れのイメージは以下の通りとなります。



4. 早期発見のための取組と通告・届出に関する体制

被措置児童等虐待を受けたと思われる子どもを発見した者については、通告義務が課せられており、発見した者は速やかに、1)の①の通告受理機関へ通告しなければならないこととされています。発見者が施設職員等の場合であっても同じです。この際、施設等が被措置児童虐待か否かに判断を要するといった理由で、適切な措置を講じず、いたずらに疑わしい状態を放置するということがないようにしなければなりません。このうち「都道府県の設置する福祉事務所」及び「市町村」（政令市及び児童相談所設置市を除く。以下同じ。）は、都道府県（担当部署）に通知します。「都道府県（担当部署）」、「都道府県児童福祉審議会」及び「児童相談所」は、1)の③の対応を行います。

また、被措置児童等は、1)の②の届出受理機関へ虐待を受けた旨を届け出ることができます。

これらの詳細や通告の前段階としての取組等については、2)以下のとおりとなっています。

なお、都道府県によっては、施設等の監督を行う部署、都道府県児童福祉審議会を所管する部署など担当課が複数にまたがることがあるため、被措置児童等虐待の通告・届出・通知を受ける担当をあらかじめ定めておくことが必要です。

1) 通告等受理機関及び通告等への対応を行う機関

①発見者からの通告受理機関

- ・ 都道府県の設置する福祉事務所
- ・ 児童相談所
- ・ 都道府県（担当部署）（あらかじめ主担当を都道府県において定めること）
- ・ 都道府県児童福祉審議会
- ・ 市町村

（なお、児童委員を介して上記機関が通告を受理することもある。）

②被措置児童等からの届出受理機関

- ・ 児童相談所
- ・ 都道府県（担当部署）
- ・ 都道府県児童福祉審議会

③通告等への対応を行う機関における対応

- ・ 都道府県（担当部署）は、発見者からの通告、通告受理機関からの通知、被措置児童等からの届出を受け、調査や必要に応じて児童相談所に対し一時保護等の子どもの安全確保の指示、事案の内容や調査結果について都道府県児童福祉審議会への報告、同審議会からの意見聴取、施設等に対する必要な指導等を実施します。

- ・都道府県児童福祉審議会は、通告や届出を受理した場合の都道府県（担当部署）への通知、対応についての意見陳述、必要に応じ関係者からの意見聴取や資料提供を求める等の対応を行います。
- ・児童相談所は、通告や届出を受理した場合には必ず都道府県（担当部署）への通知を行うとともに、都道府県（担当部署）の求めに応じ、被措置児童等の調査や一時保護等の子どもの安全確保、施設等に対する必要な指導、家族、関係機関との調整等を行います。

2) 被措置児童等虐待に関する窓口の周知

都道府県（担当部署）、児童相談所においては、施設等で被措置児童等虐待を受けた場合は、児童自身からも、都道府県児童福祉審議会の担当部署等の第三者に相談・通告ができることを、連絡先電話番号等と併せて、各施設等において周知する等により、児童の年齢や障害等の状況も考慮した方法で被措置児童等へ確実に届くよう工夫する必要があります。併せて被措置児童等虐待に関する情報が速やかに集まるような体制を整える必要もあります。

具体的には、

- ① いわゆる「子どもの権利ノート」を活用する（相談先電話番号の記載、相談内容を記載して送ることができるはがきの添付等により被措置児童等が届出を行いやすくする）
- ② 休日・夜間においても対応できる電話相談を設ける
- ③ メールやはがき等様々な方法で届出ができるよう工夫する
- ④ 関係機関においても、周知・広報を行うよう依頼する等

また、発見者から速やかに通告が受けられるように、被措置児童等虐待を発見した者に通告義務がかかることについて、十分な周知・広報を行います。具体的には、通告受理機関の機関名や連絡先、夜間・休日の連絡先となる電話番号などを市町村や学校、その他の公的な機関などを通して周知する必要があります。

被措置児童等虐待の通告受理機関は、都道府県（担当部署）と都道府県児童福祉審議会以外は、児童虐待防止法の通告受理機関と同様の機関としていることから、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）などによく連携を図りつつ、在宅の児童虐待に関する通告の連絡先が被措置児童等虐待の通告の連絡先も兼ねるようにするなど、適宜工夫しながら適切な体制を整備することが必要です。

3) 早期発見のための体制整備

都道府県（担当部署）においては、被措置児童等虐待の早期発見・早期対応を図

るため、虐待が起こる前から、関係者の連携と対応の体制を整え、被虐待児童等も地域の子どもと同様地域で見守るという共通認識をつくっておく必要があります。

都道府県（担当部署）や児童相談所は、定期的に関係者が集まる場（例えば、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会））などを活用し、被措置児童等の状況についての認識の共有を働きかけるほか、子どもの通う学校と、子どもの担当の児童相談所が普段から連絡を取り合うなど、子どもの状況の変化に関係者がすぐに気づくことができるような体制としておくことが必要です。

また、都道府県（担当部署）や児童相談所は、被措置児童等の措置・委託先である施設等ともよく連絡・コミュニケーションを図り、被措置児童等の状況や、施設等における養育の体制等についてよく把握するとともに、勉強会の開催等を通じて子どもの権利擁護の観点からの認識共有を進めることが必要です。

こうした取組を通じて、被措置児童等虐待がどのような場合に起こりやすいか、子どもがどのようなシグナルを発するのか、虐待に気づいた場合にはどのような対応が必要か等について、関係者に十分に理解してもらっておくことが必要であるとともに、それぞれの関係者の役割分担や対応方法についてルールを定め、具体的な対応のシミュレーションをしておくことが考えられます。

4) 都道府県児童福祉審議会の体制整備

被措置児童等虐待について、都道府県児童福祉審議会は、通告受理機関、届出受理機関とされています（児童福祉法第33条の12第3項）。同審議会が受理した通告や届出については、都道府県（担当部署）へ速やかに通知することになります（児童福祉法第33条の15第1項）。

また、都道府県（担当部署）は、被措置児童等虐待に関する事実確認や保護等の措置を採った場合には、都道府県児童福祉審議会へ報告しなければなりません（児童福祉法第33条の15第2項）。

被措置児童等虐待に対応するため、都道府県児童福祉審議会の体制（都道府県児童福祉審議会そのもので審議するのか、専門の部会を設置するのか、現行の被措置児童等の措置を決定する部会の審議事項を拡大するのか等）については、各都道府県において判断いただくこととなりますが、通告・届出の受理を適切に行うことや都道府県（担当部署）からの報告に速やかに応じることができることなどを含め、実効性の高い体制を整えておく必要があります。

※ 都道府県児童福祉審議会の体制等についての詳細は9. を参照

5. 初期対応

1) 相談・通告・届出への対応

ア 情報の集約・管理の仕組みの整備

被措置児童等虐待については、都道府県（担当部署）において、通告や届出の受理から、情報収集、決裁・方針決定などに至る仕組みについての基本的なルールを定め、通告や届出がされた事案に係る子ども等の情報から個別ケースへの対応の内容に及ぶ記録等を整備し、運用の管理を行うことが必要です。

最終的に情報を集約・把握し、必要な対応を講じるのは都道府県（担当部署）であるので、各都道府県（担当部署）が主体となって、本ガイドラインを参考に、通告や届出があった際に何を把握する必要があるのか、受理機関は、都道府県（担当部署）の誰にいつまでに何を連絡する必要があるか等についてあらかじめ定め、通告や届出の受理機関のいずれもが都道府県（担当部署）へ必要な事項を連絡することができるようにしておくことが重要です。

イ 通告等の受理時に確認する事項等

（通告受理機関及び届出受理機関が通告等を受理する際に留意すべき点について）

被措置児童等虐待に関する通告者や届出者は、通告や届出をすることによって責任を問われたり、恨まれることがあるのではないかなどの不安をもっている可能性もあります。また、通告や届出の内容が虚偽であったり、事案が過失による事故である可能性も考えられます。

いずれにしても、通告受理機関及び届出受理機関においては、通告者や届出者に不安を与えないように配慮するとともに、正確な事実を把握することが必要です。

このため、通告や届出を受理した場合は、まず通告者や届出者から虐待を発見した状況等について詳細に説明を受け、被措置児童等虐待に該当するかどうかなどの判断材料となるよう情報を整理します。

また、被措置児童等虐待を受けているかどうかの確証が得られていない状況であっても、通告や届出のあった場合においては同様に、「虐待を受けたと思われる」状況について詳細に説明を受け、被措置児童等虐待に該当するかどうかなどの判断材料となるよう情報を整理します。

被措置児童等本人からの通告の場合には、自分のことではなく、友人のこのように装ったり、いたずらやふざけているような内容で連絡がある場合があります。特に、性的虐待のケースの場合、最初から性的虐待を受けているという訴えをすることは少ないと考えられます。

このような電話の場合には、被措置児童等虐待かどうかの結論を急がず、子ど

もが安心して話せると感じるように受容的に話を聞き、子どもの訴えの内容が把握できるまで、また、子どもの居場所等が特定できるような情報を子どもが話すようになるまで丁寧に配慮をもって話を聞くことが必要です。さらに、相談の電話に対しては、まず、よく電話してくれたこと、その勇気をたたえることが大切です。

また、被措置児童等に関する一般的な相談を装った電話がある場合もあります。施設職員の場合、他の職員等との関係から、被措置児童等虐待の疑いを持っていても通告をためらっていることも考えられます。

このような場合、通告者が「虐待」という言葉を使わないとしても、少しでも気になる点があれば、よく話を聞き、子どもが特定できるような情報を可能な限り把握するほか、情報が不足しているままで電話を切られそうになる場合などには、再度電話をしてもらうことをお願いするなど、被措置児童等の安全が確保されるように留意します。

いずれの場合であっても、相談を受けた職員は、被措置児童等の状況等相談の内容から虐待が推測される場合には、その後の対応を念頭において相談を進める心構えが必要です。

また、通告者や届出者が匿名を希望する場合もありますが、匿名による通告や届出、情報提供や連絡であっても、できるだけ丁寧に内容を聞く必要があります。

この場合、匿名でも良いことを伝え、安心感を与えた上で、相談者との関係が切れないように繋ぐことを最優先とします。

このほか、措置解除後に被措置児童等虐待の相談が寄せられることも想定されます。施設利用や里親委託中には、通告や届出が困難であり、措置や委託解除直後や一定期間を経たのちに被措置児童等本人が虐待経験について表明し、又は周囲からの助言等により相談、通告や届出等に至ることもあります。その場合にも通常の被措置児童等虐待に準じた受理手続きやその後の対応を行います。

(通告受理機関及び届出受理機関が受理の際に確認する事項)

被措置児童等虐待に関する通告や届出を受けた職員は、相談受付票等に記入し、虐待の状況や被措置児童等の状況、通告者や届出者の情報等可能な限り詳細な情報を記録しておきます。単なる相談であっても、受付票による記録を取ることが必要です。

なお、相談受付票の例については、「被措置児童等虐待通告等受理票」(Ⅲ参考資料)を参照して下さい。

以下は、被措置児童等本人以外の者からの相談・通告を受理する際に最低限確認すべき情報の例です。

- ・虐待を受けていると思われる被措置児童等の氏名、居所(施設名等)
- ・虐待の具体的な状況(虐待の内容、時期、施設等の対応)

- ・ 被措置児童等の心身の状況
 - ・ 虐待者と被措置児童等の関係、他の関係者との関係
 - ・ 相談者、通告者の情報（氏名、連絡先、虐待者や被措置児童等との関係等）
- 特に、被措置児童等の生命や身体等に危険がないか等の被措置児童等の状況については、可能な限り詳細に把握します。

被措置児童等本人が届出を行ってきた場合には、届出受理機関が必ず被措置児童等の安全や秘密を守ることを伝えた上で、以下の事項について子どもの状況を把握します。

- ・ 虐待の内容や程度
- ・ 被措置児童等に協力してもらえる人がいるか
- ・ 被措置児童等との連絡方法

また、可能な範囲で、上述の被措置児童等本人以外の者からの相談・通告を受理する際の確認事項と同じ事項について把握します。

（児童相談所において確認する事項）

被措置児童等から電話により届出があった場合においては、可能であれば被措置児童等が児童相談所へ来所するよう、あるいは来所できないとしても、児童相談所から被措置児童等の居所に出向くことを伝え、具体的な段取り等について相談し、またその際に被措置児童等の意思を尊重して対応することを十分に伝えます。届出を受理する際には、子どもに二次被害（届出受理機関の職員の配慮に欠ける対応によって傷つくこと）が生じないように、配慮することが必要です。

手紙による届出があった場合には、子どもが特定できる場合には、子どもの状況を把握するとともに、可能であれば子どもに連絡を取り、電話等による場合と同様、児童相談所への来所等について子どもと相談します。届出をした子どもに施設職員等に知られたくないというような意向がある場合には、学校の登下校時等に子どもに接触する等の配慮も必要です。

被措置児童等が児童相談所に来所等した場合には、被措置児童等の状況や意向等をよく確かめ、被措置児童等の状況の緊急性に応じて児童相談所においてすぐに一時保護を行う必要があるかなどについて判断します。ただちに一時保護を行う必要があるとは判断されない場合でも、今後の連絡方法や対応について子どもが理解できるよう丁寧に説明します。

ウ 守秘義務及び個人情報保護との関係並びに通告による不利益的取扱の禁止等について

前述のとおり、被措置児童等虐待を受けたと思われる子どもを発見した者については、通告義務が課せられています。（児童福祉法第33条の12第1項）

通告義務と、公務員や医師等の守秘義務、行政機関や事業者等における個人情報保護の関係は以下のとおりです。また、施設職員等による通告については、通告を理由として不利益な取扱いを受けないこととされています。

(守秘義務との関係)

都道府県職員や市町村職員は、法律で守秘義務を課せられています。地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第34条は、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」と規定し、違反した場合は、同法第60条で罰則がかかります。さらに、児童相談所の職員の場合は、児童福祉法第61条で、「児童相談所において、相談、調査及び判定に従事した者が、正当の理由なく、その職務上取り扱ったことについて知得した人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。」と規定されています。

医師、助産師、弁護士等についても、刑法第134条で、「医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。」と規定されています。

在宅の児童虐待に関し、児童福祉法第25条（要保護児童発見者の通告義務）の通告を行うことは、守秘義務違反や秘密漏示には当たらないとの解釈が平成9年の厚生省児童家庭局長通知（平成9年6月20日児発第434号）で示されていましたが、現実には通告者が躊躇することがあり得るのではないかとの観点から、児童虐待防止法の制定の際に、「刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」ことが規定されました。（児童虐待防止法第6条第3項）

被措置児童等虐待についても、児童福祉法に通告義務が規定されていますので、地方公務員や医師等が通告を行うことは「正当な理由」に該当し、守秘義務違反や秘密漏示には当たらないと解されますが、さらに、児童虐待防止法と同様の観点から、被措置児童虐待を発見した者が都道府県等に通告することは守秘義務違反に当たらないことを法律上明記し、躊躇なく通告を行うこととしています。（児童福祉法第33条の12第4項）

なお、児童福祉法第33条の13においては、「・・・都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定されています。

これは、被措置児童等虐待を行っている施設職員等に対して通告をしたことが漏れることにより、同じ施設の施設職員等が、通告を躊躇することがあつてはな

らないとの趣旨から設けられたものです。

(個人情報保護との関係)

「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」をいいます。(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、以下「個人情報保護法」という。)

被措置児童等虐待の通告は、こうした個人情報を含むことが通常ですが、民間医療機関や私立学校等民間事業者の職員等が、被措置児童等虐待の通告を行う場合、個人情報保護法の「個人情報取扱事業者」として、同法の規制との関係が生じます。公立学校等地方公共団体の機関の職員等が被措置児童等虐待の通告を行う場合も、各自治体の個人情報保護条例の規制との関係が生じます。

民間事業者については、個人情報保護法で、あらかじめ本人の同意を得ないで、①特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないこと(同法第18条第1項)、②個人データを第三者に提供してはならないこと(同法第27条第1項)が規定されています。ただし、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされているので(同法第18条第3項第1号、第27条第1項第1号)、被措置児童等虐待の通告を行う場合は、この「法令に基づく場合」に該当するものであり、個人情報保護法に違反することにはならないものと考えられます。

地方公共団体の機関については、各自治体の条例の規定によりますが、個人情報の目的外の利用や外部への提供の制限についてはほとんどの自治体の条例で「法令等に定めのある場合」は制限の対象外としているなど、基本的には支障が生じることはないものと考えられます。

(通告による不利益取扱いの禁止)

児童福祉法第33条の12第5項においては、「被措置児童等虐待を通告した施設職員等は、通告をしたことを理由に解雇その他不利益な取扱いを受けないこと」が規定されています。

この規定は、被措置児童等虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、この規定が適用される「通告」については、「虚偽であるもの及び過失によるもの」が除かれていることに留意が必要です。(児童福祉法第33条の12第4項カッコ書き)

被措置児童等虐待の事実もないのに虚偽の通告した場合には、そもそも同法第33条の12第1項に規定する「被措置児童等虐待を受けたと思われる児童」について通告したことにはなりません。通告が「虚偽であるもの」については、不

利益取扱いを受けないとする第33条の12第5項は適用する理由がないこととなります。

また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通告」と解されます。虐待があったと考えることに合理性がないと認められる場合も、同規定を適用する対象とはなりません。

都道府県においては、施設職員等に対して、虚偽や過失によるものでない限り、通告を理由とする不利益な取扱いを受けないことを周知し、施設や法人に対しても啓発に努めることが必要です。

なお、「虚偽であるもの及び過失によるものを除く」との取扱は、通告と守秘義務との関係を規定した同法第33条の12第4項でも規定されています。法律で守秘義務を課せられている者が、虚偽の通告や過失による通告を行った場合は、守秘義務違反を問われうることとなります。

2) 通告受理機関及び届出受理機関から都道府県（担当部署）への通知

都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県児童福祉審議会、市町村（児童委員を介して通告等がされた場合を含む。）において通告や届出を受けたものについては、通告や届出の受理機関は速やかに都道府県（担当部署）に通知する必要があります（児童福祉法第33条の14第3項、第33条の15第1項）。

このため、通告受理機関及び届出受理機関は、都道府県（担当部署）が適切な対応を採ることができるよう、必要な情報の的確な把握に努めなければなりません。通告受理機関及び届出受理機関と都道府県（担当部署）は互いに連携し、通告等に対応する必要がありますので、あらかじめ各都道府県でルールを定め、それぞれの担う役割を明確にしておくとともに、通告対応時にはその規定に基づき、適切な対応がとれるような体制を構築しておくことが重要です。

具体的には、都道府県（担当部署）は、通告受理機関及び届出受理機関からの通知を速やかに受けられることができるよう、通知を受ける体制をあらかじめ整え、夜間・休日も含めた連絡先を周知しておく必要があります。

また、被措置児童等からの届出を受理する機関は児童相談所、都道府県（担当部署）、都道府県児童福祉審議会ですが、仮に、市町村等に相談があった場合には、届出受理機関ではないからと言って、当該子どもからの話を聞かないということではなく、可能な限り子どもからの聴き取りを行い、通告された場合と同様に速やかに都道府県（担当部署）へ連絡する必要があります。

さらに、虐待されている子どもを「被措置児童等」と通告者が認識せずに通告し、通告受理機関が児童虐待防止法に基づく対応を講じている過程において、当該子どもが被措置児童等であったことが明らかになった場合には、速やかに都道府県（担当部署）へ連絡し、被措置児童等虐待としての対応を講じることが必要

です。

3) 通告等を受理した後の都道府県（担当部署）等の対応

都道府県（担当部署）は、通告、届出、通知を受けた場合には、速やかに担当部署の管理職（又はそれに準ずる者）等に報告します。

また、①当該県内の児童相談所が担当する被措置児童等に係る通告、届出、通知であれば、速やかに担当児童相談所へ連絡し、②県外から措置された被措置児童等に係る通告、届出、通知であれば、措置した都道府県（担当部署）へ連絡します。

個別の事案の緊急性等を踏まえ、都道府県（担当部署）は、担当チームの編成や児童相談所との連携・役割分担を行うなど体制を整備し、被措置児童等の状況の把握や事実確認等を的確に実施できるようにします。

この際、

- ・被措置児童等について生命・身体に危険が及んでいる
- ・施設等を利用する他の被措置児童等についても危険がある
- ・被措置児童等が精神的に追いつめられている

など、緊急的な対応が必要な場合には、直ちに一時保護等の必要な措置を講じることができるよう児童相談所と連携します。

また、通告、届出、通知からは緊急的な対応の必要性が認められない場合にも、速やかに事実確認を行うための体制を整え、対応方針を立てます。

4) 措置等を行った都道府県と被措置児童等の所在地の都道府県が異なる等の場合

被措置児童等が利用等している施設等の所在地と当該児童の措置等を行った都道府県が異なる場合（例：A県の児童相談所からB県の施設に措置）や、施設の所在地と所管する都道府県が異なる場合（例：児童相談所設置市C市（D県内）が所管する施設がD県内のE市に設置されている）があります。この場合、いずれの都道府県の受理機関に通告や届出が寄せられるかは予測できません。

通告や届出への最終的な対応は、被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）が行うこととし、措置等を行った都道府県内にある受理機関や施設が所在するが当該施設を所管していない都道府県内にある受理機関に通告や届出がなされた場合には、速やかに被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）に引き継ぐこととします。被措置児童等が住民票を移していない場合にも、通告や届出への最終的な対応は、被措置児童等が実際に在籍する施設等を所管する都道府県が行います。

里親についても、里親認定を行った都道府県の所在地と当該児童を委託した都道府県が異なる場合は、通告や届出への具体的な対応は、里親認定を行った都道

府県（担当部署）が行います。当該都道府県（担当部署）においては、当該都道府県内の里親への委託状況等を日頃から十分把握しておく必要があります。

事実確認や保護等必要な対応を被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）が行った後、被措置児童等について措置変更等が必要な場合には、措置を行った都道府県が、被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）と連携を図りながら、対応することとします。

6. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認

都道府県（担当部署）と児童相談所は協力して、虐待を受けていると思われる被措置児童等の安全の確認を速やかに行い、事実を的確に把握します。

その際、必ず複数の職員による体制を組み、対応することとします（都道府県の施設監督担当者と児童相談所の児童福祉司等がチームを組むなど）。

また、通告、届出、通知の内容から被措置児童等に対する医療が必要となる可能性がある場合には、施設等を訪問した際に的確な判断と迅速な対応が行えるよう、医療職（嘱託医、保健師等）が立ち会うことも望まれます。

一時保護所における虐待の通告、届出、通知があった場合には、当該一時保護を実施している児童相談所の職員以外の職員が調査を行うことや事実確認の段階から都道府県児童福祉審議会委員の協力を得るなど、調査の客観性が担保できる体制となるように配慮することが必要です。

また、同様に県立施設等における虐待についても客観性を担保できるような体制で調査を実施するよう配慮することが必要です。

調査に関しては以下の項目を実施します。

（調査手法の例）

- ・虐待を受けたと思われる被措置児童等や他の被措置児童等への聴き取り
- ・施設職員等への聴き取り
- ・施設等における日誌等の閲覧
- ・被措置児童等の居室等の生活環境の確認

（把握が必要な情報の例）

- ・被措置児童等の状況（被害の訴えの内容、外傷の有無、心理状態等）
- ・当該被措置児童等に対する施設等の対応（医師の診断等を受けている場合には治療の状況、当該被措置児童等へ謝罪等を行っている場合にはその対応状況）
- ・被措置児童等虐待が疑われる事案に対する施設としての判断（被害の訴えの内容に対する認識、意見）

- ・被措置児童等の保護者等に対する施設等の対応
- ・施設等から関係機関への連絡の状況（被措置児童等の措置等を行った都道府県が異なる場合には当該都道府県、事案によっては警察）
- ・他の被措置児童等の虐待被害の有無
- ・他の被措置児童等への影響

なお、聴き取り調査を行う際には、全ての被措置児童等や施設職員等に実施するなど、通告者や届出者が特定できないように十分配慮した方法で実施する必要があります。特に、子どもからの聞き取りでは、二次被害（調査に際しての配慮に欠けた対応によって傷つくこと）が生じないように、子どもの状況や心情に配慮した対応が必要です。また、聴き取りを行う際に、複数の職員が行う場合、質問事項をあらかじめ決めておき、職員の間で差異が生じないように工夫することも必要です。

場合によっては、被措置児童等虐待を行ったと思われる施設職員が聴き取りを拒否したり、事実を認めない場合や、被措置児童等虐待を受けたと思われる子どもが、聴き取りを拒否したりするなどの場合も考えられますが、改めて聴き取りを行う、他の子どもや職員からできるだけ多くの情報を収集するなどの工夫が必要です。また、被措置児童等虐待を受けているかどうかの確証が得られていない状況であっても、通告者や届出者をはじめできるだけ詳細に聞き取りを行い、被措置児童等虐待に該当するかどうか等の判断材料となるよう情報を整理します。

被措置児童等や施設等について把握した状況と事実を踏まえ、都道府県（担当部署）と児童相談所において方針を検討します。また、施設等において通告された内容に疑義のある場合や子どもからの被害の内容と施設との受け止めが相反する場合には、問い合わせや追加報告を求めるなどして、客観的な判断を行えるよう情報を精査し、都道府県児童福祉審議会に報告します。

なお、事実が隠蔽されたり、被措置児童等に対する影響があるなどの懸念がある場合には、調査の方法や時期等について慎重な検討が必要となりますが、その場合においても、被措置児童等の安全の確保に十分な配慮が必要です。

7. 被措置児童等に対する支援

事実確認等を踏まえ、被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合には、都道府県（担当部署）は児童相談所等と協力し、都道府県児童福祉審議会等の第三者からの意見も取り入れながら被措置児童等に対し、以下のような支援を必要に応じて行います。

- ・虐待を受けた被措置児童等の心情等の聴取と事実の説明
- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等の心的外傷の状況の把握と対応
- ・必要な場合には当該被措置児童等や他の被措置児童等の措置変更や一時保護

- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等に対し、専門機関や医療機関による支援が必要である場合には支援を受けられるような条件整備
- ・被措置児童等同士の間での加害－被害等の問題※がある場合には、被害を受けた子どもはもちろん、加害した子どもへのケア

など

※施設等における子ども間の性的暴力等の事案への対応

子ども間の性的暴力等の事案を施設職員が放置することは、児童福祉法第33条の10第1項第3号の規定により、被措置児童等虐待に該当すると考えられます。こうした事案への対応については、現行の被措置児童等虐待対応や施設職員以外の者の関与等の仕組みの中で、子どもから都道府県担当課やその他の窓口安心して相談できるよう、各施設において子どもへの周知・説明に関する取組を進めて行く必要があります。

特に、緊急に保護が必要であると認められる場合には、虐待を受けた被措置児童等について直ちに一時保護等の措置を講じるとともに、同じ施設を利用している他の被措置児童等についても、一時保護等の措置や、加害者として特定された職員を指導から外す等の対応の必要がないかを確認し、子どもの安全を確保します。

施設で被措置児童等虐待の事案が発生した場合には、当該施設に入所する他の被措置児童等への影響等があることから、継続した支援を行う体制が必要になることが多いと考えられます。

さらに、都道府県（担当部署）は、被措置児童等（虐待を受けた被措置児童及び必要な場合は当該施設に入所する他の被措置児童）への対応方針を検討し、児童相談所、施設等とよく連携した上で、被措置児童等の保護者に対して対応方針の説明を行い、了解を得ます。

また、子どもの意見表明や知る権利などにも配慮し、都道府県（担当部署）は児童相談所、施設等と連携し、当該被措置児童等や施設関係者等に対し、都道府県による事実確認の結果や児童福祉審議会での検討の結果及び今後の対応方針等について、適切にフィードバックを行います。

8. 施設等への指導等

被措置児童等虐待の事実確認等を踏まえ、都道府県（担当部署）は、児童相談所等と協力し、都道府県児童福祉審議会等の第三者からの意見も取り入れながら、以下の観点から当該被措置児童等虐待に関する検証を行うこととします。

- ・当該被措置児童等虐待が起こった要因
- ・施設等のケア体制や法人の組織運営上の問題
- ・再発防止のための取組（施設等における関係者への処分、職員への研修、施設や法人における組織・システムの見直し等）

これらの検証を踏まえ、施設等や法人に対し、児童福祉法第46条の規定に基づく権限を適切に行使しながら、必要な対応を行います。

再発防止策については、特に、施設の場合は、引き続き利用を継続する被措置児童等への影響や施設職員への影響等にも留意しながら、施設全体として、被措置児童等虐待等の問題が起こりにくい組織・システムとすること等が必要です。

組織・システムの見直しを進める場合には、例えば、法人として子どもの権利擁護に関して詳しい第三者を加えた「検証・改善委員会」を立ち上げる等の対応が求められるところですが、その際には都道府県（担当部署）としても人選などについて協力・アドバイスしたり（例：弁護士、学識経験者、当該法人以外の施設関係者等）、委員会の議論をフォローすること（再発防止に向けた施設の再建の過程での運営への助言や職員のメンタルヘルスへの配慮等についての助言）等が必要です。

また、都道府県において施設に対する指導・勧告・命令等を行うに当たっては、法人が、実際に虐待を行った職員等に対する処分のほか、必要な場合には法人の理事や施設長に対する処分等、組織としてどのように対応しているかを踏まえ、行政としての対応を行う必要があります。

都道府県においてこれらの対応を行った後は、速やかに都道府県児童福祉審議会に報告する必要があります。

また、これらの対応については、口頭や文書による指導、勧告、命令等を一度限り行って終わるのではなく、都道府県（担当部署）は、都道府県児童福祉審議会ともよく連携を図りながら、当該施設等や法人のケアのあり方、運営のあり方の見直しの進捗状況を継続して見守り、確認していく必要があります。最終的には、施設等や法人からの報告を求め、具体的にどのように改善されたか等について実際に確認することが必要です。

里親・ファミリーホームについては施設と異なり、児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者と認定された場合は、里親の欠格事由に該当することとなり（児童福祉法第34条の20第1項3号）、これに基づき里親登録の抹消の処分が行われます。そうした対応に至る前に、里親・ファミリーホーム養育者には、自らが行った養育に関し、委託児童からの苦情その他の意思表示について、迅速かつ適切に対応すること、都道府県（児童相談所等）から指導又は助言について必要な改善を行うことが定められています（里親が行う養育に関する最低基準第13条）。

こうした初期の対応は、問題の深刻化や被措置児童等の傷つきを早期に回避できる

ことに加え、他の委託児童等への影響を最小限にとどめられることから、必要と判断される場合には躊躇せず対応することが肝要です。

また、児童相談所や里親支援機関、施設の里親支援専門員等は、里親・ファミリーホーム養育者への定期的な訪問や委託状況調査を行い、里親の状態に応じたスキルアップのための研修等への参加の勧奨などを行います。

<児童福祉法による権限規定>

第30条の2		都道府県知事	小規模住居型養育事業を行う者、里親、児童福祉施設の長、一時保護を行う者に対する必要な指示又は報告徴収
第34条の4	第1項	都道府県知事	小規模住居型児童養育事業を行う者、児童自立生活援助事業を行う者に対する報告徴収、立入検査等
第34条の5		都道府県知事	小規模住居型児童養育事業を行う者、児童自立生活援助事業を行う者に対する事業の制限又は停止命令
第46条	第1項	都道府県知事	児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対する報告徴収、立入検査等
	第3項	都道府県知事	児童福祉施設の設置者に対する改善勧告、改善命令
	第4項	都道府県知事	児童福祉施設の設置者に対する事業停止命令

なお、被措置児童等虐待のうち、身体的虐待は、刑法の「傷害罪」、「暴行罪」にあたり、死に至れば、「殺人罪」や「傷害致死罪」などに問われます。また性的虐待の場合は、「強制性交等罪」、「強制わいせつ罪」、「準強制わいせつ罪」などに問われます。刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第239条では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思科するときは、告発する義務のあることが規定されています。

被措置児童等虐待においては、都道府県（担当部署）が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、子どもの最善の利益の観点から告訴、告発が必要な場合には躊躇なく判断し、被害者による告訴の支援や行政として告発を行うことが必要です。

（なお、被害者による告訴の支援については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要です。）

また、警察との連携については、何かあってから突然に連絡するのではなく、日頃から意見交換等の機会を持ち、円滑な協力関係を作ることが必要です。

被措置児童等虐待事案の対応例

①施設長も含めた複数の職員による体罰、暴言の事案の対応例

発見・通告（届出）	<p>○施設を利用している3名の子ども（小学生男児1名、女児2名）が権利ノートに記載されていた児童福祉審議会の連絡先の電話番号に連絡(届出)。児童福祉審議会の事務局である県児童福祉課が届出を受け、児童福祉審議会委員に緊急連絡。</p>
事実確認（調査）	<p>○児童福祉審議会委員の指示の下、県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司は、子どもの通っている学校に出向き、事実確認を実施</p> <p>○3名の子どもからの聴き取り調査の結果、施設長や指導員2名、保育士3名がたたく、蹴る等の暴力や、暴言等の行為を訴えのあった子ども以外の児童にも日常的に行っていたことが確認された。</p> <p>○県児童福祉課は、被措置児童等虐待の疑いがあるとして立入調査を実施し、施設長及び職員に調査を実施したところ、虐待行為について事実を認めた。</p>
被措置児童等に対する支援	<p>○最初の訴えを行った子どもらは、訴えたことにより不安が高くなり、情緒不安定になったため、児童相談所の児童心理司によるケアを開始した。</p>
児童福祉審議会への報告・意見聴取	<p>○県児童福祉審議会において検証委員会を開催し、今回の事態が起きた背景や施設の管理・指導体制について検証を行い、改善に向けての提言を受けた。</p>
都道府県による指導	<p>○県児童福祉審議会検証委員会の提言を受け、具体的な再発防止に向けての取組を実施するよう指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人に対し改善勧告 ・法人の設置する「検証・改善委員会」の人選や運営等についての助言や参画
施設の対応	<p>○法人及び施設は、県児童福祉審議会検証委員会の提言に基づく県からの指導により、以下の対応や取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時に理事会を開催し、施設の指導体制の改善に向けて第三者も含めた「検証・改善委員会」の設置と、施設長の交代と施設長及び職員の処分を決定 ・施設運営についての改善計画書の作成、提出 ・法人の他施設から職員を配置転換するなど指導体制の強化 ・体罰によらない援助技術獲得のための研修の実施

フォロー	<p>○県と児童相談所が協力し、再発防止のための事後指導を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県児童福祉課による施設の改善状況の確認 ・ 児童相談所による被措置児童等の経過観察及び心理ケア <p>○法人及び施設の「検証・改善委員会」の継続、改善状況の確認</p>
------	--

②職員による性的虐待の事案の対応例

発見・通告（届出）	<p>○施設を利用している子ども（中2女兒）が中学校の教員に施設の男性職員から性的虐待を受けているとの訴えがあり、教員が児童相談所に相談</p>
事実確認（調査）	<p>○児童相談所は通告の事実について県児童福祉課に連絡。</p> <p>○県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司は、子どもの通っている学校で事実確認を実施</p> <p>○子どもからの聴き取り調査の結果、半年にわたり、性関係を強要されていることが判明</p> <p>○女兒は、事実を打ち明けたことで、その日は施設に帰りたくないと訴えたため、児童相談所の一時保護所で一時保護を開始</p> <p>○県児童福祉課は、施設長に対し当該職員を指導から外すよう指示するとともに、事実関係や他の被害を受けた子どもがいなかどうかについての報告を求め、施設長から当該職員に確認したところ、当初は否認していたが、被害を訴えた子どもからの具体的な聴取内容を突きつけるとようやく事実を認めた。また、調査の結果、他の子どもへの被害については確認されなかった。</p>
被措置児童等に対する支援	<p>○被害を受けた子どもに対しては、被害状況や妊娠及び性感染症について確認するために婦人科の受診をさせるとともに、児童心理司によるケアを実施</p> <p>○被害を受けた子どもの意向を十分聴取した上で刑事告訴を支援し、後日男性職員が強制わいせつ罪で逮捕された。</p> <p>○施設を利用している他の子どもに対し、同様の被害を受けていなかどうか確認するとともに、本件について、被害を訴えた子どもの立場に配慮しつつ説明を行った。</p>
児童福祉審議会への報告・意見聴取	<p>○県児童福祉審議会に報告し、検証委員会を開催し、今回の事態が起きた背景や施設の管理・指導体制について検証を行い、改善に向けての提言を受けた。</p>
都道府県による指導	<p>○検証委員会の提言を受け、具体的な再発防止に向けての取組を実施するよう指導（管理指導体制の改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人に対し改善勧告

施設の対応	<p>○法人及び施設は、検証委員会の提言に基づく県からの指導により、以下の対応や取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該職員の処分（懲戒免職） ・施設運営についての改善計画書の作成、提出
フォロー	<p>○県と児童相談所が協力し、再発防止のための事後指導を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県児童福祉課による施設の改善状況の確認 ・児童相談所による被措置児童等の経過観察及び心理ケア ・子どもの権利擁護をテーマとした研修会の開催

③他の被措置児童等による身体的虐待と心理的虐待を放置した事案の対応例

発見・通告（届出）	<p>○施設を利用している子ども（小1男児）が、同じ施設を利用している子ども（中1男児）から暴力をふるわれ、言葉の暴力もあると施設職員に相談した。施設職員が子ども（中1男児）に確認したが事実を否認したため特に指導せず、被害が継続する。小学校の担任が、子ども（小1男児）の顔面に内出血があることから、確認したところ、これまでの経過について担任に話した。校長は施設長に事情を説明し、子ども（中1男児）への指導をするよう話をしたが、施設長からも子ども（中1男児）に事実を確認するも否定したため、その後は特に指導をしなかった。その後、再度子ども（小1男児）が足に怪我をしていたため、担任が確認すると、子ども（中1男児）から蹴られたと判明し、校長が児童相談所に相談</p>
事実確認（調査）	<p>○児童相談所は通告の事実について県児童福祉課に連絡</p> <p>○県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司による子ども（小1男児）からの聴き取り調査の結果、1年間にわたる暴力・暴言の被害を確認</p> <p>○県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司は、施設長及び施設職員に調査</p> <p>○児童相談所児童福祉司は、子ども（中1男児）に事実を確認したところ、加害行為を否認したが、他の子どもに対し、被害を受けていないかどうかについても確認したところ、他の子どもも含め数名が子ども（中1男児）からの暴力被害を継続的に受けていたことが判明した。</p>
被措置児童等に対する支援	<p>○子ども（小1男児）に対しては、児童心理司による面接と心理検査の実施後、施設の心理療法担当職員が心理ケアを実施</p> <p>○子ども（中1男児）については、心理検査や行動観察のため一時保護を実施。子ども（中1男児）は、これまで言わなかった在宅時の父親からの被虐待経験について話し出し、一時保護解除後は</p>

	施設から児童相談所に通所し、心理ケアを継続的に実施
児童福祉審議会への報告・意見聴取	○県児童福祉審議会に報告し、検証委員会を開催し、今回の事態が起きた背景や施設の管理・指導体制について検証を行い、改善に向けての提言を受けた。
都道府県による指導	○検証委員会の提言を受け、具体的な再発防止に向けての取組を実施するよう指導（管理指導体制の改善） ・法人に対し改善勧告
施設の対応	○法人及び施設は、検証委員会の提言に基づく県からの指導により、以下の対応や取組を実施 ・施設運営についての改善計画書の作成、提出 ・職員研修の実施（テーマ：児童間暴力、児童相談所との連携）
フォロー	○県と児童相談所が協力し、再発防止のための事後指導を実施。 ・県児童福祉課による施設の改善状況の確認 ・児童相談所による被害児童の経過観察と加害児童への心理ケア

9. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応

1) 都道府県（担当部署）による都道府県児童福祉審議会への報告

被措置児童等虐待について、事実確認等や被措置児童等の保護等の必要な措置を講じた場合は、都道府県（担当部署）は、以下の事項について都道府県児童福祉審議会へ報告しながら引き続き対応を行います。（児童福祉法第33条の15第2項）

<報告事項>

- ①通告・届出等がなされた施設等の情報
（名称、所在地、施設種別等）
- ②被措置児童等虐待を受けた（または受けたと思われる）子どもの状況
（性別、年齢、家族の状況、その他心身の状況）
- ③確認できた被措置児童等虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
- ④被措置児童等虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種
- ⑤都道府県において行った対応の内容
- ⑥虐待があった施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

これらの報告については、数か月に1回程度定期的で開催する審議会の場で実施するほか、重大な事案の場合や審議会の委員が求めたときには、緊急に審議会を開催し、報告することが必要です。

こうした被措置児童等虐待の通告・届出等の対応について、都道府県（担当部署）は都道府県児童福祉審議会にその内容を報告するといった一連の手続きを経ること

が求められています。これは、届出・通告がなされたことについて、行政が行う手続きとしての客観性・透明性を確保するとともに、子どもの権利を擁護し、適切な対応が講じられるために重要であることを意味します。

都道府県は、社会的養護のもとにある子どもの最善の利益を護るという観点から、こうした手続きが確実に行われるよう確認に努める必要があります。

2) 都道府県児童福祉審議会による意見、調査等

都道府県児童福祉審議会においては、必要に応じて都道府県の対応方針等について意見を述べます（児童福祉法第33条の15第3項）。

これは、被措置児童等虐待に対する対応等について、専門的・客観的な立場から意見を述べる仕組みを取り入れることで、都道府県によるよりの確な対応が可能となるよう設けられた仕組みです。

都道府県（担当部署）においては、例えば、施設職員等からの聴き取り内容と被措置児童等からの聴き取り内容に乖離がある場合、施設等が調査に拒否的な場合、専門的・客観的な立場からの意見が有効な場合などについて、専門的・客観的な立場からの意見を踏まえて調査・対応を進めることが可能となります。

さらに、都道府県児童福祉審議会は、都道府県（担当部署）や児童相談所だけでは調査が困難な場合や都道府県から報告された事項だけでは不十分な場合等には、必要に応じて、関係者から意見の聴取や資料の提供を求めることができます。（児童福祉法第33条の15第4項）

こうした多様な視点からの資料や情報を収集することは、都道府県児童福祉審議会においての事実確認をより進めやすくするとともに、事案発生の原因や過程を検証するための重要な判断の材料となり、また施設等においても改善や再発防止に資するものにもなります。

虐待等の問題が起こったときに、被措置児童等を含む関係者が可能な限り納得し、協力してその解決と施設等における養育・ケアの改善に取り組むことができるよう、都道府県は、積極的に都道府県児童福祉審議会の意見を求めながら、対応を進めることが必要です。

3) 都道府県児童福祉審議会の体制

都道府県児童福祉審議会には大きく分けて4つの役割があります。

- ①被措置児童等虐待の通告・届出を受けること。
- ②都道府県の講じた措置等について報告を受けること。
- ③必要に応じ、都道府県に対し、意見を述べること。
- ④必要に応じ、調査を行うこと

都道府県児童福祉審議会の体制については、

- ①児童福祉、法律、医療等の専門家を含めた数名からなる被措置児童等虐待対応専門の部会を設置する。
- ②児童福祉法第27条第6項に規定する措置に関する事項について審議する部会において被措置児童等虐待についても審議する。
- ③①、②の部会に被措置児童等虐待対応専門の機動性のある実動チームを置く。などいくつかの方式が考えられます。それぞれの都道府県において実効性が高いと判断した体制で実施します。被措置児童等虐待に関し、専門的・客観的な立場からの意見を必要とする際には速やかな審議ができるよう、可能な限り頻回開催できるような形態を工夫することが必要です。

都道府県児童福祉審議会の委員については、弁護士、医師、児童福祉の専門家（学識経験者、児童福祉行政経験者、児童福祉施設関係者等）、ケアリーバーも含め、子どもの心の状態やアタッチメント、発達について専門的に分析できる方や施設の状態を適切に判断できる方になっていただくことが必要です。

また、都道府県児童福祉審議会は、被措置児童等虐待の通告や届出の受理機関となりますが、同審議会の委員が夜間も含めて全ての通告や届出を受けることは困難であると考えられます。

このため、例えば、

- ① 電話受付は審議会事務局が行うが、受理された通告や届出を速やかに委員へ連絡する仕組み
- ② 審議会から一定の権限を委嘱された者が電話により通告や届出を受理し、軽微な案件については権限の範囲内で対応・事後報告し、重大・困難な事案についてはその都度委員に判断を仰ぐ仕組み

等の対応が考えられます。

なお、電話以外にもはがきやメール等の手段を活用し、委員が速やかにその内容を確認できるようにするなどの仕組みも有効と考えられます。

いずれの場合であっても、一時保護所における虐待に関する通告や届出もあり得ることから、電話受付の際、審議会委員自身が電話を受け付けず、事務局などが受け付ける場合には、審議会事務局（又はその委嘱を受けた者、代理者）という第三者の立場で対応することが求められます。

このほか、一時保護所における虐待に関する通告や届出が行われた場合には、事実確認等の段階から審議会委員や第三者のより積極的な協力を求めることが考えられます。

10. 被措置児童等虐待の状況の定期的な公表

都道府県は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとされています（児童福

祉法第33条の16)。

この定期的な公表制度は、各都道府県において、被措置児童等虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、各都道府県における被措置児童等虐待の防止に向けた取組を着実に進めることを目的とするものです。したがって、被措置児童等虐待を行った施設名等を公表して施設等に対し制裁を与えるとの趣旨ではありません。

こうした点に留意しつつ、制度を運用することが必要です。

公表の対象となる被措置児童等虐待は、都道府県が事実確認を行った結果、実際に虐待が行われたと認められた事案を対象とし、次の項目を集計した上で、公表します。

(都道府県が公表する項目)

①被措置児童等虐待の状況

- ・虐待を受けた被措置児童等の状況（性別、年齢階級、心身の状態像 等）
- ・被措置児童等虐待の類型（身体的虐待、性的虐待、養育放棄、心理的虐待）

②被措置児童等虐待に対して都道府県が講じた措置（報告聴取等、改善勧告、改善命令、事業停止等）

③その他の事項

- ・施設種別・小規模住居型養育事業・里親・一時保護所の別
- ・虐待を行った施設職員等の職種

なお、この制度は、個別の被措置児童等虐待の事案の発生・発覚の際に、都道府県が虐待を受けた被措置児童や他の子どもへの影響に配慮した上で適切に事案の公表を行うことを何ら妨げるものでもありません。

1 1. 被措置児童等虐待の予防等

「2. 基本的な視点」で前述した内容とも重なりますが、施設における被措置児童等虐待を予防し、また、虐待が発生した場合も再発防止を図るためには、以下のような取組が進められるよう、都道府県として常に配慮することが必要と考えます。

さらに、本ガイドラインも参考としつつ、各都道府県において、ケアのあり方や権利擁護を図るための取組方法などについてガイドラインを作成すること、関係者の勉強会を行うことなどを通じ、都道府県内の関係者が共通の認識と、連携を深め、それぞれの各地域でよりよいケアが行うことができる体制作りを進めていくことが何よりも重要です。

1) 風通しのよい組織運営

施設においては、被措置児童等の支援には、必ずチームを組んで複数の体制で臨むこととし、担当職員一人で抱え込むことがないようにします。

このためには、ケアの体制を考える際に、様々な職種がチームとなって1人の子どもに対応するシステムとするとともに、被措置児童等の自立支援計画等の見直しや対応方法の検討が必要な場合には、チームで意思疎通を図りながら行うことが必要です。

被措置児童等の支援に当たっては、個々の職員のケア技術や資質の向上等が求められることはもちろんのことですが、法人の理事会や第三者委員会が十分機能していなかったり、施設長に職員が意見を言えない雰囲気があったり、又は子どもに対する不適切な処遇が日常的に行われており、これが当然という雰囲気があるなど、組織全体として問題があると、深刻な虐待につながる可能性があります。

施設職員と施設長などが意思疎通・意見交換を図りながら、子どものケアの方針を定め、養育内容の実践、評価、改善を進めていくなど、風通しのよい組織作りに努めます。

また、小規模化を進めている施設のグループホームや地域小規模児童養護施設については、その構造や限られた人員配置の問題から、第三者的な他者の視点が入りにくく、子どもに対する不適切な対応や独善的な処遇が常態化してしまうおそれがあるといったことに留意する必要があります。

そのため、施設のグループホーム等については、応援職員の派遣や管理職員らの巡回等により本体施設との連携・連絡を密にするといった配慮に加え、グループホーム等職員の資質向上を目指した子どもの権利擁護や被措置児童等虐待に関する研修の機会を確保したりすることやスーパービジョンの体制を整えたりすることも重要です。

2) 開かれた組織運営

都道府県の監査においては、会計面の監査のみならず、ケアの内容に関しても監査を実施することが必要です。被措置児童等虐待の防止に向けた体制整備状況について確認することはもちろんのこと、指導監査時に被措置児童等虐待の端緒を把握する事案もあることから、被措置児童等虐待や不適切な取り扱い、権利侵害のおそれのある事案が発生していないかという視点を持って確認することに加え、必要に応じて、被措置児童等から聴き取りを行うなどして点検に努めます。

また、施設においても、第三者委員の活用や第三者評価の活用など、外部からの評価や意見を取り入れることにより運営の透明性を高めるようにします。

透明性を高めるに当たっては、第三者委員を入れるだけ、第三者評価を受けるだけ、というようにそれぞれの仕組みをバラバラに使うのではなく、第三者委員

が述べた意見が、法人の理事会、施設の基幹的職員（スーパーバイザー）に伝わる仕組みを作ることや、それぞれの仕組みで検討した改善事項について関係者が共通認識をもって、取り組むことなどが重要です。

3) 養育者の研修、資質の向上

養育者の子どもに対する対応方法が未熟であったり、養育者が子どもを抱え込むことなどが要因となり被措置児童等虐待が起こることがあります。職員個人の主観としては、「子どものため」に行っていることであっても、結果的には被措置児童等虐待につながってしまうこともあります。

このようなことが起こらないよう、まず、職員の意欲を引き出し、これを活性化するための研修や施設の組織的な運営・体制を整えるための研修が必要です。このほか、職員のケア技術向上のための研修を実施することが必要です。また、特定の職員が子どもを抱え込むことがないよう、基幹的職員（スーパーバイザー）が指導することや自立支援計画のマネジメントを実施することなどが必要です。

また、都道府県や地域単位で関係者が集まり、研修会の開催やケーススタディ等を行うことにより、個々の施設職員等の視野が広がるとともに、関係者全体として、被措置児童等虐待への対応や予防に関する認識の共有化やノウハウの蓄積が期待できます。

4) 里親・ファミリーホームにおける予防的な視点

里親家庭やファミリーホームにおいては、里親や養育者及び補助者のみの限られた者による養育であるため、子どもの問題を里親や養育者等だけで抱えこむといった状況に直面することが多くなります。養育に関する悩みを感じ始めた場合には、なるべく早い段階で児童相談所や里親支援機関、施設の里親支援専門相談員、所属する里親会等の相談支援を活用することが重要です。そのためには、日頃からそれら相談機関との連携を密にし、軽微な問題や養育以外の問題についても気軽に話せる関係性を構築しておくことが望まれます。

日々の養育疲れ等のストレスにより、一時的なリフレッシュが必要と感じた場合には、積極的にレスパイトのサービスを活用することも効果的です。

また、子どもが委託されて間もない段階では、子どもの試し行動として、敢えて養育者を困らせるような問題行動を起こすこともあります。子どもとの関係で困難場面に陥った場合には、タイムアウトの手法を用いることで、子どもと養育者双方にクールダウンの効果が図られます。こういったアンガーマネジメントの手法を取り入れるといった工夫も、不適切な養育に陥らないためにも有効であると考えられます。

このほか、社会的養育機関が開催する研修・学習会へ積極的に参加して、養育

の在り方、課題対応等について学習をすすめ、家庭の暮らしに反映させる工夫も大切です。

5) 子どもの意見を実現する仕組み等

子どもの意見や意向等を聴き取り、子どもが置かれている状況を可能な限り説明すること、子どもが自らの置かれた状況や今後の支援の方向性について理解できていない点があれば、児童相談所の児童福祉司の協力を得るなどして再度分かりやすく説明すること、暮らしの環境や日々の過ごし方に子どもの意見を確実に反映していくこと、子どもが持つ自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進めることなどが必要です。

具体的には、

- ・措置・委託を実施する際に、子どもの置かれている状況の説明、今後の生活についての理解を深めるようにする。
- ・定期的に個別に子どもとコミュニケーションを持つ機会を設け、子どもが現在置かれている状況に関する意見や疑問等に応える。
- ・自立支援計画の策定や見直しに当たっては、子どもの意見を聴き取り、確実に反映させる。
- ・措置変更や措置解除を行う際には、事前に子どもの意見も踏まえて話し合うこと。
- ・子どもが現在受けている対応がおかしいと思ったら、それを外部に伝えても訴えても良いということを伝える。
- ・第三者による子どもの意見聴取の機会を設け、暮らしの環境や日々の過ごし方について、子どもたちと話し合いながら、子どもの意見を確実に反映させる。
- ・施設等の運営について、子どもたちの意見を反映させる機会を設ける。

等の取組が必要です。

また、子どもの置かれた状況や子どもの権利などを記したいいわゆる「子どもの権利ノート」等を活用し、措置・委託を行う際や措置・委託中に子どもが自らの権利を理解するための学習を進めることも重要です。

いずれの場合でも、自らの意見を明確に述べることと、「わがまま」を言うことは区別されること、権利として主張すべきことと守るべきルールがあることなどについて、子どもがよく理解できるように分かりやすく丁寧に繰り返して説明することが必要です。これらの取組を進めるためには、管理者や職員等に対して定期的に子どもの権利に関する学習機会を設け、研修を実施することが必要です。

<具体的な権利ノートへの記載事項や子どもの権利の学習に関する取組例>

- ・ 被措置児童等を対象とした「子どもの権利ノート」や子どもの権利についての学習会の開催（再掲）
- ・ 「子どもの自治会」等の開催を通じた被措置児童等による主体的な取組や、「意見箱」の設置、第三者による意見聴取機会の設定、意見を実現するための委員会の設置等、子どもの意見を聴き取る仕組みづくり（再掲）

なお、自らの力では被害を訴えることが難しい子ども（例：乳児・重度の障害児）もいます。そうした子どもの状況に配慮し、意見を察知するといったことも重要であり、そのためには子どもの権利の実現に向けて、職員の意識向上を図り、相互啓発していくことがより一層望まれるところです。

Ⅲ 参考資料

被措置児童等虐待通告等受理票（例）

受付日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分	受理者	
------	--------------------	-----	--

通告内容

虐待の種類	1 身体的虐待 2 性的虐待 3 ネグレクト（養育の怠慢・放棄） 4 心理的虐待
通告の内容及び子どもの状態 （虐待の内容、時期、子どもの心身の状態、施設等の対応、特に注意を要する事項について）	

子どもについて

氏名		男・女	年齢	歳	生年月日	令和 年 月 日
学校等	保育所・幼稚園・（ ）学校・その他				学年等	
施設等名称						
施設等住所						
施設等代表者				担当者名・職名		

虐待者について

氏名		男・女	年齢	歳	
児童との関係				役職名	

通告者について

氏名		男・女	児童との関係	
匿名希望	あり・なし	所属		連絡先

令和3年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について

1 概要

施設職員等による被措置児童等虐待（※1）については、児童福祉法の規定により、都道府県市等が児童本人からの届出や周囲の者からの通告を受けて、調査等の対応を行い、その状況を都道府県知事等が公表することとしている（被措置児童等虐待への届出・通告への対応の流れ及び関係条文は参考1及び参考2を参照）。

今般、74都道府県市（都道府県、20指定都市、7児童相談所設置市）及び3国立施設（令和3年度末現在）を対象に、令和3年度中に届出・通告、事実確認等があった被措置児童等虐待に関する事例に係る各都道府県市等の対応状況等について調査を行い、その結果を取りまとめた。この結果の概要は、以下のとおりであった。

- 令和3年度の全国の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数は387件であった。令和3年度に虐待の有無に係る事実確認が行われた事例（令和2年度以前の繰り越し事例を含む）のうち、都道府県等において虐待の事実が認められた件数は131件であった。
- 虐待の事実が認められた施設等は、「児童養護施設」が69件（52.7%（※2））、「里親・ファミリーホーム」が21件（16.0%）、「障害児入所施設等」が20件（15.3%）、「児童自立支援施設」が8件（6.1%）、「児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）」が6件（4.6%）等であった。
- 虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が68件（51.9%）、「心理的虐待」が39件（29.8%）、「性的虐待」が20件（15.3%）、「ネグレクト」が4件（3.1%）であった。
- 虐待を受けた児童の総数は225人であった。児童の性別は、「男子」が143人（63.6%）、「女子」が81人（36.0%）である。就学等の状況は、「小学校等」が80人（35.6%）、「中学校等」が56人（24.9%）、「高等学校等」が47人（20.9%）、「就学前」が31人（13.8%）であった。

※1 「被措置児童等虐待」とは、児童福祉法第33条の10各号に以下のとおり定められている。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

※2 構成割合の数字は四捨五入したもの。以下同じ。

2 令和3年度における被措置児童等虐待への各都道府県等の対応状況等に係る調査結果

(1) 各都道府県市への届出・通告について

① 届出・通告数

- 令和3年度に都道府県市等で受け付けた児童福祉施設等における被措置児童等虐待に関する届出・通告者総数は393人であり、届出・通告の受理件数は387件であった。
- 届出・通告者の内訳は、「当該施設・事業所等職員、受託里親」が137人（34.9%）、「児童本人」が105人（26.7%）、「家族・親戚」が38人（9.7%）、「児童本人以外の被措置児童等」が12人（3.1%）、「学校・教育委員会」が11人（2.8%）等であった。

(単位:人、%)

	児童本人	児童本人以外の被措置児童等	家族・親戚	当該施設・事業所等職員、受託里親	当該施設・事業所等元職員・元受託里親	児童家庭支援センター	学校・教育委員会	保育所・幼稚園	市町村	児童委員	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	不明(匿名を含む)	合計(*)
人数	105	12	38	137	10	2	11	5	3	0	8	6	47	9	393
割合	26.7	3.1	9.7	34.9	2.5	0.5	2.8	1.3	0.8	0.0	2.0	1.5	12.0	2.3	100.0

※ 1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例があり、合計人数は届出・通告受理件数の総数387件と一致しない。

② 届出・通告先

- 届出・通告先別件数では、「児童相談所」が232件（59.9%）、「都道府県等の担当部署」が139件（35.9%）等であった。

(単位:件、%)

	児童相談所	都道府県等の担当部署	都道府県等児童福祉審議会	都道府県等の福祉事務所	市町村	合計
件数	232	139	1	1	14	387
割合	59.9	35.9	0.3	0.3	3.6	100.0

(2) 事実確認調査の状況

- 届出・通告のあった事例430件（令和2年度以前からの継続事例43件を含む）のうち、「事実確認を行った事例」は391件、「事実確認を行っていない事例」は39件であった。また、「事実確認を行った事例」の中で「被措置児童等虐待の事実が認められた事例」は131件（30.5%）であった。

(単位:件、%)

	事実確認を行った事例				事実確認を行っていない事例		合計
	虐待の事実が認められた	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実の判断に至らなかった	小計	虐待ではなく事実確認調査不要と判断	後日、事実確認調査を予定している等	
件数	131	203	57	391	0	39	430
割合	30.5	47.2	13.3	90.9	0.0	9.1	100.0

(3) 被措置児童等虐待の事実が確認された事例について

都道府県市等が被措置児童等虐待の事実を認めた事例131件の種別等は以下のとおりである。

① 施設等種別

- 施設等種別内訳を見ると、「児童養護施設」が69件（52.7%）、「里親・ファミリーホーム」が21件（16.0%）、「障害児入所施設等」が20件（15.3%）、「児童自立支援施設」が8件（6.1%）、「児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）」が6件（4.6%）等であった。
- 形態別内訳を見ると、児童養護施設69件のうち、本園内ユニットケア（8人以下）の生活形態をとっている施設での事例は、37件であった。

ア 施設等種別内訳

(単位:件、%)

	社会的養護関係施設				里親・ファミリーホーム	障害児入所施設等	児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設				
件数	5	69	2	8	21	20	6	131
割合	3.8	52.7	1.5	6.1	16.0	15.3	4.6	100.0

イ 形態別内訳

(単位:件)

	児童養護施設	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児入所施設等
20人以上	14	1	1	13
13人～19人	2	0	1	1
12人以下	7	3	0	1
本園内ユニット(8人以下)	37	4	0	5
地域分園型ユニット(8人以下)	9	0	0	0
合計	69	8	2	20

② 自治体等別

○ 74自治体中、50自治体で虐待の事実が認められた。

(単位:件)

都道府県	事実確認件数	虐待事例数	都道府県	事実確認件数	虐待事例数	都道府県	事実確認件数	虐待事例数
北海道	6	1	京都府	1	0	千葉市	2	1
青森県	4	0	大阪府	35	3	横浜市	3	3
岩手県	3	0	兵庫県	0	0	川崎市	14	5
宮城県	4	1	奈良県	1	0	相模原市	1	1
秋田県	3	2	和歌山県	6	3	新潟市	1	1
山形県	3	2	鳥取県	0	0	静岡市	0	0
福島県	4	0	島根県	3	0	浜松市	0	0
茨城県	4	0	岡山県	3	3	名古屋市	4	2
栃木県	15	5	広島県	10	1	京都市	4	2
群馬県	5	2	山口県	10	3	大阪市	44	4
埼玉県	8	6	徳島県	0	0	堺市	5	1
千葉県	9	3	香川県	4	2	神戸市	1	0
東京都	33	28	愛媛県	6	1	岡山市	1	1
神奈川県	6	3	高知県	15	2	広島市	0	0
新潟県	4	0	福岡県	0	0	北九州市	3	1
富山県	0	0	佐賀県	9	0	福岡市	5	1
石川県	5	4	長崎県	6	0	熊本市	7	1
福井県	0	0	熊本県	8	2	横須賀市	2	1
山梨県	2	2	大分県	8	1	金沢市	2	2
長野県	2	2	宮崎県	3	3	明石市	0	0
岐阜県	4	1	鹿児島県	6	1	世田谷区	2	1
静岡県	4	2	沖縄県	4	4	江戸川区	1	1
愛知県	7	3	札幌市	3	1	荒川区	0	0
三重県	6	3	仙台市	3	1	港区	0	0
滋賀県	2	0	さいたま市	1	1	国立	1	0
						合計	391	131

※ 令和3年度に確認等を行った事例の件数(令和2年度以前の届出・通告事例を含む)である。

③ 虐待の種別

- 被措置児童等虐待の種別は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し複数の種別と重複がある場合は主となる虐待種別で計上している。

(単位：件、%)

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
件数	68	4	39	20	131
割合	51.9	3.1	29.8	15.3	100.0

④ 被虐待児童の状況

- 被措置児童等虐待の事実が認められた131件の事例について、児童の性別、年齢及び就学等の状況は次のとおりである。なお、1件の事例に対し児童が複数の場合があるため、児童の総数は225人であった。

ア 児童の性別

(単位：人、%)

	男子	女子	不明	合計
人数	143	81	1	225
割合	63.6	36.0	0.4	100.0

イ 児童の年齢

(単位：人、%)

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15歳以上	不明	合計
人数	18	60	85	61	1	225
割合	8.0	26.7	37.8	27.1	0.4	100.0

ウ 児童の就学等の状況

(単位：人、%)

	就学前	小学校等	中学校等	高等学校等	大学・短大等	就労・無職等	不明・その他	合計
人数	31	80	56	47	1	1	9	225
割合	13.8	35.6	24.9	20.9	0.4	0.4	4.0	100.0

⑤ 虐待を行った職員等の状況について

- 被措置児童等虐待の事実が認められた131件の事例について、虐待を行った職員等（里親、ファミリーホーム養育者等を含む。以下同じ。）の年齢及び実務経験年数は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し虐待を行った職員等が複数の場合があるため、131件の事例に対し、虐待を行った職員等の総数は161人となっている。
- 自治体からの回答によると、虐待を行った職員等のパーソナリティとして最も多く見られた項目は、「衝動性」、次いで「養育技術の低さ」や「怒りのコントロール不全」が挙げられている。

ア 虐待を行った職員等の年齢

(単位：人、%)

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	44	38	30	27	22	0	161
割合	27.3	23.6	18.6	16.8	13.7	0.0	100.0

イ 虐待を行った職員等の実務経験年数

(単位：人、%)

	5年未満	5～9年	10～19年	20～29年	30年以上	不明	合計
人数	62	50	23	9	11	6	161
割合	38.5	31.1	14.3	5.6	6.8	3.7	100.0

ウ 虐待を行った職員等のパーソナリティ (※)

(単位：人%)

	衝動性	攻撃性	怒りのコントロール不全	感情の起伏が激しい	養育技術の低さ
あり	74 (46.0%)	44 (27.3%)	62 (38.5%)	42 (26.1%)	72 (44.7%)
なし	26 (16.1%)	38 (23.6%)	37 (23.0%)	46 (28.6%)	49 (30.4%)
不明	61 (37.9%)	79 (49.1%)	62 (38.5%)	73 (45.3%)	40 (24.8%)
合計	161 (100.0%)	161 (100.0%)	161 (100.0%)	161 (100.0%)	161 (100.0%)

※ 虐待を行った職員等のパーソナリティとして、表上段に掲げる項目が存在するか否かを各自治体に質問したもの。

⑥ 虐待発生の背景

- 被措置児童等虐待の発生した施設の運営・支援体制の状況について「整える必要のある箇所が多い」又は「整える必要のある箇所がある」との回答が最も多い項目は、「施設職員と施設長などが意思疎通・意見交換を図られ、施設の風通しが良い」で、61件であった。
- 里親・ファミリーホームの支援体制の状況について「十分でなかった」又は「なされていなかった」との回答が最も多い項目は、「里親家族内での養育に対しての考え方や方針が一致して養育がなされていた」で、9件であった。
- 日課の面では「就寝時間」、「娯楽・テレビの時間」が多い。
発生場所については、居室（ホール等）や居室（個室）において多く起きている。

ア 施設の運営・支援体制の状況

(単位：件)

	整えられている	どちらかという と整えられて いる	どちらとも 言えない	整える必要の ある箇所が ある	整える必要の ある箇所が 多い	合計
特定の職員がこどもを抱え 込まないような支援体制が 整えられている	10	27	22	44	7	110
施設職員と施設長などが意 思疎通・意見交換を図ら れ、施設の風通しが良い	10	21	18	39	22	110
外部からの評価や意見を受 け入れるなど、施設が開か れている	18	21	40	20	11	110
第三者委員の活用がなされ、こどもたちにその役割 を周知している	11	14	47	31	7	110
職員が種々の研修に参加し ており、虐待等への認識の 共通化がなされている	20	21	24	37	8	110
スーパーバイズ体制が整え られ、自立支援計画のマネ ジメントを実施している	9	20	42	31	8	110
こどもの意見を汲み上げる 仕組み等が整えられている	8	28	49	17	8	110
自立支援計画策定時のこど もの意向や意見の確認して いる	13	26	57	12	2	110

イ 里親・ファミリーホームの支援体制の状況

(単位：件)

	なされて いた	どちらかと いうとなさ れていた	どちらとも 言えない	十分で なかった	なされて いなかった	合計
里親等がこどもを抱え込まないような支援体制が整えられている	5	4	6	4	2	21
里親家族内での養育に対しての考え方や方針が一致して養育がなされていた	1	4	7	6	3	21
里親サロンに参加したり、児童相談所、里親会、里親支援機関の支援を受けて、養育がなされていた	5	6	3	4	3	21
児童相談所や里親支援機関による家庭訪問やこどもへの面接などが行われ、養育がなされていた	4	8	6	2	1	21
里親等が種々の研修に参加し、虐待等への認識をもって養育がなされていた	1	3	10	5	2	21
里親・ファミリーホーム養育指針や自立支援計画を理解して、養育がなされていた	1	3	12	4	1	21
こどもの意向や意見を把握し理解して養育がなされていた	1	2	13	3	2	21
児童相談所で策定される自立支援計画について里親とこどもが共有して養育がなされていた	1	7	7	4	2	21

ウ 発生時間

時間	件数
0:00～ (5:00)	6
5:00～(6:00)	2
6:00～(7:00)	8
7:00～(8:00)	9
8:00～(9:00)	6
9:00～(10:00)	2
10:00～(11:00)	5
11:00～(12:00)	3
12:00～(13:00)	8
13:00～(14:00)	3
14:00～(15:00)	3
15:00～(16:00)	4
16:00～(17:00)	4
17:00～(18:00)	8
18:00～(19:00)	9
19:00～(20:00)	7
20:00～(21:00)	8
21:00～(22:00)	5
22:00～(23:00)	7
23:00～(24:00)	2
合計	109

※不明 22

エ 日課

日課	件数
食事時間	19
配膳・後片付けの時間	10
登校から下校までの時間	7
運動・スポーツ時間	2
娯楽・テレビの時間	29
行事・イベント時	2
外出時	1
無断外出時	0
清掃時間	2
自習時間	3
就寝時間	31
合計	106

※不明 25

オ 場所

場所	件数
居室(個室)	42
居室(ホール等)	57
調理室(台所)	3
浴室	4
トイレ	1
医務室	0
静養室	0
相談室	2
スタッフルーム(職員室)	4
宿直室	5
施設等内の他の建物	3
施設等内の庭・運動場等	3
施設等の外	4
合計	128

※不明 3

⑦ 虐待の期間、回数

- 虐待の期間については、1週間以内の短期の事例は71件(54.2%)であり、虐待の期間が6ヶ月以上の長期にわたった事例は16件(12.2%)であった。
- 虐待の回数については、1回の事例は73件(55.7%)であり、虐待の回数が10回以上にわたる事例は8件(6.1%)であった。

ア 虐待の期間

(単位:件、%)

	1週間以内	1ヶ月以内	1～6ヶ月	6ヶ月以上	不明	合計
件数	71	5	18	16	21	131
割合	54.2	3.8	13.7	12.2	16.0	100.0

イ 虐待の回数

(単位:件、%)

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	不明	合計
件数	73	10	3	2	0	1	0	1	0	8	33	131
割合	55.7	7.6	2.3	1.5	0.0	0.8	0.0	0.8	0.0	6.1	25.2	100.0

⑧ 検証・改善委員会等の開催状況

- 検証・改善委員会は、131件中56件(42.7%)で設置されている。検証・改善委員会が設置された56件において、学識者をメンバーとしているのは75.0%、医師をメンバーとしているのは53.6%、弁護士をメンバーとしているのは71.4%であった。

ア 検証・改善委員会の設置

(単位:件、%)

	設置した	設置していない	合計
件数	56	75	131
割合	42.7	57.3	100.0

イ 検証・改善委員会の実施主体

(単位:件、%)

	都道府県等	児童福祉審議会	法人・施設等	合計
件数	5	23	28	56
割合	8.9	41.1	50.0	100.0

ウ 検証・改善委員会の開催回数

(単位:件、%)

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	不明	合計
件数	32	4	5	5	1	0	4	2	1	2	0	56
割合	57.1	7.1	8.9	8.9	1.8	0.0	7.1	3.6	1.8	3.6	0.0	100.0

エ 検証・改善委員会の構成メンバー

(単位:件、%)

	都道府県等職員	当該児童相談所職員	他の児童相談所職員	学識者	医師	弁護士	他の施設の職員	その他の者	回答数
構成メンバー	18	17	9	42	30	40	30	30	56
割合	32.1	30.4	16.1	75.0	53.6	71.4	53.6	53.6	100.0

(4) 虐待発生時の状況（回答のうち主なものの要旨を記載。）

① 施設の体制・里親等への支援体制

- ・ 新任職員のみでこどもの支援に入る日時があった。
- ・ こどもの意見を反映し、改善する仕組みがあったが、周知が不十分だった。
- ・ 施設長や管理職が、加害職員の力量や課題を的確に把握しておらず、組織マネジメントができていなかった。
- ・ 施設長自身も含め、職員の被措置児童虐待に対する認識が乏しかった。
- ・ 施設長や管理職含め、他の職員もこどもと加害職員の距離の近さや交際の噂を把握していたが、調査には至らなかった。
- ・ 加害職員に対して、施設としての指導・対応ができていなかった。
- ・ 宿直や断続勤務が連続して生じざるを得ない状況があり、職員に負担感があった。
- ・ 里親からの相談には都度対応していたが、対応が難しいこどもを経験の浅い里親に対して措置していた点については、児童相談所の処遇上留意すべきだった。
- ・ こどものユニットにおいて、女性職員の退職により、入浴介助の際の対応も男性職員だけになってしまっていた。
- ・ 一時保護所において、定員超過が日常的に続いていた。
- ・ 支援体制が経験年数の浅い職員で構成されており、適切な体制ができていなかった。
- ・ 大集団を職員全員で養育するというやり方を踏襲しており、このため、日課や規則などが管理的になりやすく、ルールを逸脱するこどもに対して、抑圧的に集団を統制するやり方に陥ったおそれがあった。
- ・ 職員が手薄な時間帯でのこどもの問題行動への対策ができていなかった。
- ・ ユニートを統括する者の役割が十分に機能していなかった。
- ・ 加害職員が専属的に被害を受けたこどもと1対1で関わる体制となっていた。
- ・ こどもから職員の不適切な対応についての訴えはあったが、職員へ適切な指導をしなかった。
- ・ 実際の養育を担うのは里母であったが、児童相談所は里父との面接での報告を実態としていた。
- ・ 性的欲求や興味が強い特性があると思われる同居人をファミリーホームに住まわせておくことについて、具体的な対策が講じられていなかった。
- ・ 職員間に施設長や法人に対する不信感等があり、こどもに対する不適切な事案について報告されないような状況だった。
- ・ 経験年数の長い職員のみで構成されていたため、周りの支援に目を配り、互いに助け合うチームでの養育につながっていなかった。
- ・ 保健センターによってはじめて里父の養育不安が把握され、担当児童相談所による被措置児童等虐待の疑いの認知が遅れた。
- ・ 不適切な対応について管理者に報告されておらず、組織として実態を把握できていなかった。

- ・施設として、問題発生の理由をこども自身の特性として把握するに留まっており、加害職員の支援の力量や施設側の発生要因に目を向けた対応ができていなかった。
- ・加害職員は経験年数も長かったこともあり、加害職員が実質的に運営の中心を担い、業務も集中していた。それを統括する職員の業務や役割が組織的に明確にされていなかった。
- ・加害職員は研修等を受ける機会が少なく、支援や技術について学習する機会が十分に与えられていなかった。
- ・施設職員とこどもとのメールアドレス交換の禁止などのルールの徹底ができていなかった。
- ・各ユニットで養育方針が共有されていなかった。
- ・管理的職員と現場職員の風通しの悪さがあり、現場に過大な負担感があった。
- ・施設において信頼関係構築のために暴力的なコミュニケーションを用いることを肯定する雰囲気があった。
- ・加害職員への精神面へのフォロー体制が不十分であった。
- ・ファミリーホームが児童相談所の訪問に対して消極的であり、新型コロナウイルス感染の心配を理由に訪問を断られることがあった。
- ・ユニット職員以外の目が入りにくい状況があり、加害職員によるこどもへの不適切な対応に気づくことが遅れてしまった。
- ・里親の研修参加の日程調整が難しく、研修会に参加できていなかった。
- ・開設後間もない施設であり、組織として被措置児童虐待防止に向けた体制整備が不十分であった。
- ・興奮して職員や他のこどもに飛びかかったり、噛みついたりするこどもへの対応として、日常的に力によって制止する行為が行われていた。身体拘束についてもルールが明確化されていなかった。
- ・小規模グループケアは、宿直時などユニットを職員一人で勤務することが基本となっており、支援上の死角が生じやすく、外部の目が入りにくかった。
- ・ユニット制になったことで、他の職員からの支援が得られにくくなっていた。
- ・定期的に職員が打ち合わせをする機会などもあったが、新型コロナウイルスの感染状況から、施設全体を通した話し合いがなくなっていた。

② 職員等

(感情の問題)

- ・加害職員自身が落ち込んで、「つらい」「死にたい」などと話すことがあった。
- ・加害職員自身に実親からの虐待経験があった。
- ・感情のコントロールが上手くできていなかった。
- ・こどもの挑発にのりやすかった。
- ・人の話を聞かず、独自の考えで突き進んでしまっていた。
- ・独善的で、他からの指摘を受け入れられなかった。
- ・里父と親族家族との間で何回か口論があった。

- ・こどもに対し、威嚇的な態度であった。
- ・普段は礼儀正しいが、ストレスが高まると接し方がきつくなっていた。
- ・こどもと同じレベルで感情的に接してしまっていた。
- ・後輩職員に対する態度が厳しかった。
- ・こどもの発達の遅れを自罰的に捉え、プレッシャーを感じていた。
- ・こどもの問題行動に対し、恐怖心を抱えたり、不安定な感情に陥る職員もいた。
- ・中高生に対する情愛、興味関心の強さがみられた。
- ・加害職員が自身の考える支援方針に固執しがちだった。
- ・他の職員に対しても無視や冷たい態度をとっていた。
- ・寡黙な性格で感情を表に出さなかった。
- ・里父自身が、里母と比べて、養育に関しての不甲斐なさや焦りがあった。
- ・里母は朝から里子のことについて考える時間が多く、「こんなにこどものことを考えているのに」という思いが強まっていた。
- ・日々の業務にストレスを感じていた。
- ・こどもへのルールを徹底しない同僚職員に対し、不満を持っていた。
- ・普段から口調が荒く、暴言があった。
- ・子育てと仕事のバランスを失い、不安定となることもあった。
- ・こどもから頼られることで、職員としてより、ひとりの人間又は女性としての喜びを感じていたと発言しており、自身の欠乏感をこどもで満たしていた可能性を示唆していた。
- ・他の職員の評価と異なり、自身は抑制的であるなどと自己評価をしていた。
- ・こどもの対応に関して加害職員自身がどうにかしなければならないという感情があった。
- ・心理的な不安から心療内科へ通院していた。
- ・相談する職員がおらず、孤立していた。
- ・他者とのコミュニケーションが苦手な傾向があった。
- ・加害職員自身が養育の力量を誇示する面があった。
- ・業務に対して焦りや不安を感じていた。
- ・感情の起伏が激しかった。
- ・異性のこどもとの距離感や身体接触について正当化していた。
- ・里親は虐待の認識がないまま躰の一環として、里子の態度を矯正する考えを持っていた。
- ・加害職員自身は自分の怒りのコントロールができる方だと思っていた。
- ・加害職員は、自分の考えを直接的に発するなど、極端なところがあった。
- ・里子を受託後、里母自身の時間が十分にとれなくなり、想像していた以上にストレスになっていた。
- ・里親らは他者に関与されることや相談をすることに前向きではなく、レスパイトの提案も拒否するなど里親支援を受入れにくい心情となっていた。

(養育姿勢の問題)

- ・加害職員は、こどもの背景等に関する課題認識が薄く、適切な対応に向けた改善も見られなかった。
- ・加害職員は、こどもとの距離感について苦心していた。
- ・加害職員は、過去にも被措置児童虐待（性的虐待・心理的虐待）を行っていた。
- ・加害職員は、他の職員からは感情的になるようなタイプではないとの評価もあったが、実際は感情的になったり、こどもの挑発にのってしまうこともあった。
- ・加害職員としては、こどもが施設を出てから上手くいかないことが多くあり、入所中に何とかしてあげたいという思いが強く、良かれと思ひ度が過ぎたといっていたものの、指導の方向性は間違っていなかったと振り返っていた。
- ・親族里親である祖父母は高齢や体調の不良のためこどもたちの養育を十分にできない状態にあり、継続は困難と判断があった。
- ・複数のこどもに対応できず、こどもが好き勝手にふるまう様子が見られた。
- ・里母はまじめに育児をしていたが、仕事で毎日帰りの遅い里父には相談できず、一人で問題を抱えていた。
- ・こども（特に就学前のこども）には人気があったが、距離感や対応を間違えてしまうところがあった。
- ・他の職員からは、コミュニケーションを取るのが上手く、こどもからの人気もあるとの評価だった。管理職に相談せず自己判断でこどもへ許可を出してしまうことや、高年齢のこどもらと猥談で一緒に盛り上がってしまうこともあった。
- ・日常からこどもに対して威圧的な言動が見られた。
- ・里母は里子の保育所からの衣類準備の依頼にもなかなか応じず、貸し出された衣類についても返却はなかった。
- ・こどもとの距離が近く、以前にも不適切な身体接触について報告があった。
- ・加害職員はこどもとの関係に問題はないと述べるものの、実際には明らかに良いとは言えない状況があり、加害職員には周囲との認識のずれがあった。
- ・問題を抱え込む傾向があり、こどもの要求に過度に応えている様子などがあった。
- ・里父は、こどもに対して「かわいいと思えない」と述べ、里母らに気が付かれないように叩いたことを認めていた。
- ・加害職員は、こどもの特性に対する支援に困難さを感じて他の職員に相談もしていたが、助言を受け入れ自らの支援を変化させる様子は見られなかった。
- ・加害職員は、仕事もそつなくこなすトラブルは少ないが、他者に相談せず自分で抱え込んでどうにかしようとする様子だった。
- ・加害職員は、こどもとの距離感が近くなりがちで、こどもと話す様子は男女の会話のようで、施設職員という立場での接し方ではなかった。
- ・指導力やリーダーシップもあるが、その反面で指導に熱が入ってしまう状況があった。
- ・仕事とプライベートとの切り替えができておらず、養育姿勢に問題があった。
- ・こどもの特性の理解や専門的知識が不足していた。

- ・ こどもへの関わり方に自信が持てず、これで良いのか常に不安を抱えていた。
- ・ 調子が悪く、療養休暇を取得しており、眠れていない様子であった。
- ・ 自身の想いを表には出さないが、こどもに押し付ける面があった。

(5) 虐待の事実が確認された後の法人・施設等の対応

(③のみ、里親・ファミリーホームにおける事例を含む。)

① 施設の体制等の改善に向けた対応（重複あり）

(単位：件、%)

	委員会を設置し議論(検証委員会・再発防止委員会)	権利擁護等の研修への職員派遣や施設内での研修を増やし、専門性の向上を図る	職員会議又はケース検討会議の回数を増やし、入所児童及び職員の情報共有を図る	第三者評価又は自己評価を年度内に複数回行い、施設運営の改革を図る	S V体制等の施設内のチームアプローチ態勢を整える
件数	52	94	76	28	72
割合	47.3	85.5	69.1	25.5	65.5
	こどもの意見を汲みあげる仕組みを工夫する	職員の配置換え、入れ替え、異動等を行う	職員のストレス等の状況調査を行う	職員の勤務体制の改善を行う	
件数	60	56	42	53	
割合	54.5	50.9	38.2	48.2	

※割合は110件の施設で生じた虐待事案に対する割合を示している。

② 虐待を行った職員への法人・施設等の対応（重複あり）

(単位：件、%)

	各種研修への参加	S V等の指導体制の充実	嚴重注意	配置転換	継続的な面接	被害児童との関係再構築	心理治療等
件数	63	37	70	42	34	27	5
割合	57.3	33.6	63.6	38.2	30.9	24.5	4.5
	勤務負担の軽減	処分せず	戒告処分	減給処分	停職処分	免職処分	
件数	16	45	9	8	13	11	
割合	14.5	40.9	8.2	7.3	11.8	10.0	

※割合は110件の施設で生じた虐待事案に対する割合を示している。

③ 被害児童・保護者への対応状況（重複あり）

- 虐待と認められた事例のうち、被害児童・保護者のどちらに対しても、対応していない事例が131件のうち8事例あった。

(単位：件、%)

	加害職員が対応	施設長が対応	加害職員・施設長以外の職員(児相を含む)が対応	対応していない	被害児童、保護者のどちらに対しても対応していない事例
被害児童	36(27.5%)	55(42.0%)	102(77.9%)	11(8.4%)	8(6.1%)
保護者	14(10.7%)	51(38.9%)	92(70.2%)	23(17.6%)	

④ 具体的対応例（回答のうち主なものの要旨を記載）

【職員、体制面への対応】

（検証委員会、再発防止委員会等の設置、ケース会議等）

- ・事故防止対策委員会を設置した。
- ・指導上留意すべき点に関するチェックリスト作成のためのワーキンググループを立ち上げた。
- ・外部の有識者を加えた検討委員会を立ち上げ、法人での改善計画を策定した。
- ・定期的にユニット内で情報交換会を開催し、内部の動向把握と情報共有に努めた。
- ・虐待防止委員会を設置した。
- ・事案発生翌日に苦情解決委員会を緊急開催した。
- ・有識者や第三者を委員とする事故防止・運営改善委員会を設置した。
- ・規律や倫理といった規範意識の維持や向上にむけて、衛生安全委員会を中心に協議する体制とした。協議した結果を基軸とした研修を毎年度初めに実施した。
- ・ケース会議では、運営改善委員会の委員同席のもとで原方針の策定、見直しを行うほか、進行管理にあたっては随時情報共有の場を設けた。
- ・虐待防止委員会の実効性を高め、潜在的な課題に対する対応策を協議し、予防的対応の周知、定期的な見直しを行った。また、調査改善委員会を設置し、こども及び職員に対する聴取を実施した。
- ・施設の職員で構成された権利擁護委員会を開催し、翌日に加害職員に注意喚起を行った。
- ・運営委員会、苦情解決委員会等の報告では、こどもの言動に対し、トラウマインフォームドケアの考えを基に、原因の分析とそれらを踏まえた支援方法に関する意見交換を行い、実践の中で定着を図ることとした。
- ・会議を職員が集まりやすい時間で開催したり、部署ごとの意見交換の機会を増やすなど、会議の持ち方を工夫し、職員の発言を活性化させた。
- ・外部講師による組織構築に関する研修を行い、チームワークの活性化、コミュニケーションの向上を図り、組織力を高めた。
- ・毎月の職員会議及びケース検討会で、個々の職員の指導やこどもへの対応について職員相互にチェックし合う体制作りを行った。
- ・懲罰委員会を開催し、加害職員の処分を検討した。
- ・従来からあった権利擁護・虐待防止委員会を見直し、虐待防止マネージャーによる職員の意向に基づいた研修の実施、こども向けの虐待に関する紙芝居、研修方法の見直し、アンケートの実施を開始した。
- ・再発防止委員会で議論を重ね、報告書を取りまとめ対応した。
- ・「児童養護施設における人権擁護のためのチェック」を全職員対象として実施し、施設長が全職員に個別面談を実施し改善の必要性を話し合った。
- ・処遇改善委員会を設置し、全職員が不適切な処遇の再発防止に努め、専門性を高める体制を構築した。

- ・施設内に職員による改善推進チーム（施設長、主任、指導員ほか）を発足し、施設運営やこどもの支援に関することについて、職員同士が話し合う場を設定した。
- ・虐待防止委員会を臨時で開催し、研修の内容等の協議を行い、園内研修で啓発・周知した。
- ・外部委員の協力のもとで「再建委員会」を設置し、再建計画を策定した。
- ・こどもへの支援体制の見直しの必要性を認識し、検討チームを作り、職員が主体的にテーマを話し合い、そこでの意見をもとに内部検討会や勉強会等を実施した。
- ・学期ごとにこどもの聞き取り調査を行い、児童相談所、小学校及び中学校と共有する場を持つこととした。

（スーパーバイズ体制、職員支援体制、自己点検等）

- ・自己チェックリストの改善を行い定期的に実施した。
- ・職員との個別面接の回数を増やす等の改善を図った。
- ・自身や他の職員の支援に関するアンケートを作成し実施した。
- ・報告連絡体制を見直した。
- ・施設長や管理職のユニットの巡回を増やした。
- ・実習生を多く受け入れることで、第三者、外部視点から支援の振り返りを行った。
- ・ユニットの職員体制を同性職員で対応できるよう再編成した。
- ・人材育成委員を配置し、新人職員の育成に取り組んだ。
- ・職員からも意見を聴取できるよう、新たに職員意見箱を設置し、組織的に対応した。
- ・新任職員へ入職前研修を行うほか、入職後には各職員につき1名のトレーナーを配置し、一人ひとりに合わせた個人目標を設定して定期的な振り返りを含めたOJTを施した。
- ・産業医の活用について、衛生安全委員会から全職員に周知する機会を設けた。
- ・スーパーバイザーを委嘱し、共通の価値、倫理を基にしたスーパーバイズを受けることで、職員のジレンマ、ストレスなどの負担を軽減し、より良い療育を目指した。
- ・全職員が大きなショックを受けていたため、外部心理支援団体の協力のもと、緊急に職員の相談室を設置した。
- ・加害職員に対して、心理士との面接機会も設け、感情コントロールの面などの振り返りを行った。
- ・リーダー職員の役割を明確化し、職員それぞれの育成計画に基づく人材育成を強化した。
- ・職員間、職種間の情報共有を密にするため、多職種カンファレンスの回数を増やした。
- ・施設の倫理規定を整備した。
- ・組織的な対応に関する研修を実施した。
- ・ストレスチェックを利用した職員の心身の健康管理に積極的に取り組んだ。

- ・こどもへの支援をするなかで、職員が困難な出来事に遭遇した時に、複数対応できるようにインカムを利用するようにした。

(勤務体制、リスクマネジメント等)

- ・夜間対応職員を増員した。
- ・職員間の伝達漏れにより問題が発生していることから、連絡帳を活用することとした。
- ・ユニットの職員については常時2人以上の体制とした。
- ・見守りカメラを設置した。
- ・小規模児童養護施設において、一人の職員に負担がいかないよう勤務体制の見直しを行った。
- ・死角となる場所で業務を行わないなどの業務の見直しを行った。
- ・加害職員を直接支援から外し、こどもに関わらない職務や職場に変更した。
- ・管理職が、職員個人の心身の健康状態や、勤怠管理システムにより職員の勤務実態を把握するとともに、行動評価によりストレスの緩和等を図った。
- ・過度な監視体制とならないよう配慮しながら、他職員の支援、行動が適切であるかを常に認識するよう意識付けを行った。
- ・ファミリーホーム内で加害を行った同居人については、ホーム外に転居させた。
- ・実習生も外部の目であることを踏まえ、実習生を受け入れる意義や基本的姿勢について、職員参加のもとに検討し、実習基本方針を明文化した。
- ・加害職員については一人で勤務することがないように、複数で対応する配置とした。
- ・経験の浅い職員は、経験豊富な職員と組んで勤務にあたるようなシフトに変更した。
- ・課題を抱える職員については、産業医、社会保険労務士、弁護士等のコンサルを受けながら計画的な職員指導体制を確立するとともに、休業中の職員が定期的に医師と面談するなど、法人として状況把握に努めることを就業規則に明記した。
- ・対応困難時に複数対応はしていたが、連携の仕方や目標設定が十分に共有できていなかったため、検討を深めていった。
- ・加害職員は法人の他施設へ異動させた。
- ・ICTを活用し、職員間で情報を常時共有した。
- ・職員がこどもと一対一で指導する必要がある場合には、場所や支援の時間に制限を設けるなど、支援方法の見直しを行った。
- ・こどもの送迎のための職員を雇用し、職員が支援に専念できる体制を整えた。
- ・出勤の時間帯を変更し、登校時の送り出しに忙しい時間帯の体制を強化した。
- ・職員の定着化を図るため、法人内の相談窓口の活用を周知し、定期面談を通じて職員の就業状況や意向を把握する仕組みを導入することとした。
- ・同性による介助を行うため、女兒ユニットは女性職員のための配置とした。

(研修体制等)

- ・外部講師による虐待防止プログラム研修を実施した。
- ・O J Tを充実させた。
- ・人権擁護、被措置児童虐待防止に関する勉強会を実施した。
- ・階層別の研修を実施した。
- ・研修日程について、職員が参加しやすいように配慮し、常勤、非常勤職員ともに統一した支援が行われるようトレーニングをする機会を設けた。
- ・権利擁護や境界線といった知識の研修、危機予知訓練を実施し、予兆を掴む技術の研修機会を設けた。
- ・入職前に留まらず、入職後に新任職員対象の施設内研修プログラムを作成した。
- ・支援部門の職員全員が受講できる研修体制を構築した。
- ・職員は、自己の課題と成長に関する目標を明確にし、自己研修の計画を作成することとした。
- ・性教育に関する研修を実施した。
- ・直接支援業務復帰プログラムを設定し、再発防止に向けた指導・育成を実施した。
- ・アンガーマネジメントについての動画による研修を個別に全職員に受講させた。
- ・研修委員会にて、研修ニーズについて話し合い、施設内での研修を企画し実施した。
- ・発達障害等への支援についての研修を実施した。
- ・小グループ単位で、発達障害等の特性の理解を深め、具体的にどういった行為が被措置児童等虐待に該当するのかなど、実際の処遇困難場面をイメージしたグループでのディスカッション形式の研修を実施した。
- ・施設内の性暴力関係研修等を実施した。
- ・虐待に関する外部研修受講について、特に新任職員に年度当初の受講を義務付け、その他、虐待に関する外部研修を出来るだけ全職員に受講させ、レポートを提出させる等受講しただけに終わらないようにした。
- ・毎月1回のサポーターズカレッジ（オンライン研修）を受講し、障害者総合支援法や障害者虐待防止法などの理解を深めさせた。
- ・形骸化していた研修を見直し、権利擁護研修を虐待防止マネージャー等が中心になって講義の受講だけでなく、不適切場面のデモやグループワークで意見交換し、気づきや支援にいかせる研修を実施することとした。アンケートを取り、やりっ放しにしない、次に活かすことを目指す形にした。
- ・新人研修、管理職研修、分野別研修等、対象者別の研修を実施した。
- ・施設と児童相談所が合同で職員参加型の権利擁護研修を実施した。
- ・専門的知識や技術とともに社会人としての一般常識、マナー、モラルの研修を実施し、その上で社会的養護施設職員としての意識を醸成し、他職員とのチームワークについての知識・技術を学ぶ機会を設けた。
- ・CAPプロジェクト及び児童相談所の研修に参加させた。
- ・有識者によるコンサルテーションを受け、こどもの実態に即した研修を実施した。

- ・他施設での体験研修を行った。
- ・毎月勉強会を実施し、こどもを支援している中でどう活かされたか職員側から議題として挙げていくよう工夫した。
- ・コモンセンスペアレンティング研修を実施した。
- ・行動化の激しいこどもへの対応についての研修を実施した。
- ・こども役と職員役を用いた指導場面でのロールプレイを実施した。

(記録、自立支援計画、マニュアル等の整備)

- ・被措置児童等虐待の手引きを見直した。
- ・こどもの支援を行う上で柱にしているソーシャルスキルトレーニングやペアレントトレーニングについて再度周知した。また、こどもの障害や成育歴を考慮した支援が重要であり、理解を伴わないルールや指導は強制であることを自覚し、本人が納得した上での行動変容が必要であることも改めて周知させた。
- ・こどもとの関わり方やアンガーマネジメントなどを記したマニュアルの内容を再検討した。
- ・不安定になっているこどもへの対応における、声掛けや身体接触、複数体制などのマニュアルを作成した。
- ・支援の手引きについて、運営指針に照らし、事故防止・運営改善委員の助言を得ながら内容全般を見直した。
- ・権利擁護重視の意識をさらに醸成するため、過去の対応事例も記載した被措置児童等虐待対応マニュアルを新たに作成した。
- ・マニュアルを改訂すると同時に、新任職員のニーズを含めた今後の育成計画を立案した。
- ・業務日誌の記載方法を職員会議で提示し、こどもの行動を個別に記録するとともに、職員が対応したこと、対応後のこどもの様子まで記録することとした。
- ・各職員の業務の手順等を明確にした業務マニュアルを作成した。
- ・自立支援計画は、こどもの担当職員をはじめ、心理療法担当職員その他各専門職などが参加するケース会議で合議して作成した。
- ・入所しているこどもへの支援の他、退所したこどもへのアフターケアにおいて、適切な支援を行うため、記録ソフトを活用し、状況を確実に記録することを徹底させた。
- ・退所したこどもについては、アフターケアのガイドラインに沿って支援し、記録を確実に行うようにした。
- ・現行の危機管理マニュアルについて、職員全体で意見を出し合っで見直しを行った。
- ・連絡・報告マニュアルを再整備した。
- ・見回りに関するルールを見直した。
- ・事件・事故報告書の作成を義務づけ、必要に応じて児童相談センターにも提出することとした。

- ・施設での出来事などを記録し、職員間で共有する業務用ソフトを使用しているが、今回の事案は記録されていなかったため、記録を徹底するよう周知した。
- ・ユニットごとにこれまで毎日作成していた引継ぎに加え、全ユニットを巡回する職員による報告書を作成することとした。
- ・記録、自立支援計画の充実に引き続き努めるとともに、こどもへの対応についてのマニュアルを整備した。
- ・施設内研修において、こどもの実態把握、評価、ケアプランにおける研修を実施し、こども自身の意見が反映できるようなアセスメント及び自立支援計画を策定した。
- ・ハラスメント相談・苦情フローチャートに基づき対処するようマニュアルを整備した。

【こども、保護者等への対応】

- ・心理療法担当職員による被害を受けたこどもへの心理的ケアを実施した。
- ・保護者に対して謝罪を行い、改善策を説明した。
- ・こどもに対し、意見箱の利用方法について再度説明を行っていくほか、こどもへのアンケートを行い、課題の収集、改善につなげていった。
- ・被害を受けたこどもに対しては、他の職員とともに加害職員による謝罪の場を設けた。
- ・性暴力を含む暴力禁止について、全職員・すべてのこどもに、宣言を行った。
- ・入所中のこどもに対し、加害職員が逮捕され退職したこと等を伝えた。
- ・保護者に対し、説明会を開き謝罪した。
- ・意見箱の開封頻度を上げ、平日は毎日開封するようにした。相談内容について、第三者的な視点で対応できるよう、直接支援にあたっていない職員による聞き取りや、所管課への報告を行った。
- ・こどもが第三者委員に直接相談できる機会を設けた。
- ・こども会議の定例化を図り、ルールをこども自ら検討し納得感を高めた。
- ・自治体職員立ち合いの下、こどもへ謝罪を行った。その後、すべての保護者に対して、電話、面会等の方法により、不適切な行為があったことについて謝罪をするとともに、事態が発覚した経緯や今後の解決に向けた法人としての取組方針等について説明を行った。
- ・聴覚障害者、手話通訳の第三者委員を選任し、こども一人ひとりの状況にあうような聴く機会を設け、施設に対する報告、提言を依頼した。
- ・被措置児童等虐待疑いの段階で、調査の進展を踏まえ、施設職員が被害を受けたこどもの保護者のもとを訪問し、警察へ相談をしていることや、自治体担当部署による調査等、事実関係を明らかにするために必要な対応を行っていることなどを説明した。調査結果を踏まえ、あらためてこども及び保護者に対して誠意のある説明と対応を行った。

- ・意見ポストやこどもの権利ノート等の利用方法について、こども一人ひとりに合った方法、言葉で丁寧に伝えた。
- ・加害職員や被害を受けたこども以外のこどもが不安を抱く可能性があることから、心理療法担当職員が中心となり、児童相談所にも協力を仰いぎながら、こどものメンタルケアを行った。
- ・こどもの意見を聴く場を、こどもの要望に応じて開催した。
- ・こどもの意見箱の設置はあったが、形骸化していたため、毎月、定期的アナウンスし、希望や困りごとなどの意見を回収することとした。
- ・こどもの意見を聴く会を設置し、学期ごとに各ユニットで、外部の委員とこどもの意見交換会を開催した。
- ・心理面接、生活場面、学校場面を通して、情報を相互に共有しながら被害を受けたこどもの様子について把握を続けた。
- ・被害を受けたこどもを定期的受診させながら、医療面でのフォローアップによる支援を続けた。

(6) 虐待の事実が確認された後の自治体等の対応（回答のうち主なものの要旨を記載。里親・ファミリーホームにおける事例への対応も含む。）

【職員、体制面への対応】

（改善状況の確認等）

- ・指導監査により文書指導を実施し、改善結果の報告を提出させた。
- ・改善計画の実施状況報告を指示し、毎月報告を求めた。
- ・施設の運営改善を検討する内部組織の立ち上げを指導した。
- ・施設から提出のあった改善計画では不十分とし、本庁所管課・児童相談所・当該施設をメンバーとした会議を立ち上げ、適切な施設運営と児童相談所との連携強化の在り方などについて検討した。
- ・施設長から直接調査結果の報告を求めるとともに、直ちに適切な対策を講じるよう指示した。
- ・改善策の検討にあたっては、被措置児童等虐待が発生してしまった既存の体制や取組を総点検し、児童の意見を適切に酌み取るための方策、風通しの良い開かれた施設づくり、こどもの権利擁護意識の向上等、職員の資質・専門性向上のための取組、こどもが意見表明しやすい環境づくりなどといったあらゆる観点から必要な対策を講じるよう指導した。
- ・自治体の調査を待たずに加害職員を通常勤務に復帰させていたため、被措置児童等虐待が発生した際のこどもの安全確保や再発防止策としては失当であるとして、施設に指導した。
- ・改善委員会による指導事項や提案内容については真摯に受け止め、確実に施設運営に取り組んでいくことを求めた。
- ・児童相談所とこどもの状況について情報共有を強化し、早期の問題行動への対応を図った。
- ・施設から再発防止計画を受理したのち、計画に対する具体的な行動（アクションプラン）について協議を重ねた。
- ・特別指導監査を実施し、改善を要する事項を通知した。改善結果の証拠書類の提出を求めた。
- ・再発防止委員会開催の促し及び委員の選定についての助言を行った。
- ・里親に対する再発防止と改善に向けた対応として、(1)里親委託に向けた選定・打診について(2)委託後の里親支援について(3)児童相談所の体制について、児童相談所に対し、報告を求めた。

（スーパーバイズ体制、職員支援体制の整備等）

- ・支援体制の充実を図るため、人員不足解消に向けた取組を行うよう指示した。
- ・支援に心配な点や不安がある職員を従事させる場合には、管理監督者の責任において注意を払うなど、周囲の職員に対して必要な指示や配慮をすることを求めた。

- ・危機管理委員会が事故発生時に機能せず形骸化していることから、当該委員会の運営のあり方を全ての職員で再確認する機会を設けるなどして、こどもへの権利侵害が施設の中で埋没しない体制づくりを行うことを求めた。
- ・職員間のコミュニケーションや職員による不適切な支援に係る情報などが全体で共有できるよう風通しの良い職場づくりに取り組むことを求めた。
- ・人材確保が困難な実情を踏まえ、施設内研修の実施回数を増やすなど研修計画についても見直しを行い、施設内での人材育成の取組を強化するよう求めた。
- ・人権研修について全職員悉皆の研修として実施することを求めた。
- ・新任職員の育成について、任用後の配置段階から本園で育成するなど、いっそうきめ細かい計画のもとで行うよう指導した。
- ・施設長らが、職員個人の心身の健康状態や、勤務実態についてさらに把握するよう努め、職員のストレス緩和への取組を推進するよう指導した。
- ・職員による不適切な支援が行われた場合の報告体制とこどもの安全や安心の確保を第一に考えて迅速に分離等の適切な対応がとれるよう、組織として改めて確認することを求めた。
- ・加害職員の復帰に関して、適切な課題設定と勤務体制を配慮して経過観察期間を設けるようにするとともに、管理監督者が定期的に面接を行うなど慎重に判断することを指示した。
- ・入所児童の行動化等に適切に対処できるように、定期的にケース会議を行う運営体制に見直すとともに、ケース会議開催にあたっては、必要に応じて、心理的、医学的視点の専門家も参加できる仕組みとするよう指導した。
- ・法人内でのスーパーバイズ体制が脆弱であることから、事例検討の実施にあたっては外部専門家によるスーパーバイズを加えることを求めた。
- ・児童相談所職員、里親支援専門相談員、民間フォスターリング機関と連携し、里親家庭を訪問し養育状況について把握、状況の共有を指示した。
- ・措置するこどもが多い児童相談所に施設班を設置し、担当職員を明確にし、施設とより緊密に連携したうえで、こどもの状況等や職員支援体制等を把握し、助言等を実施するよう指示した。
- ・職員間で改善策を検討したり、支援スキルを共有する場を設定するよう助言指導した。
- ・委託里親家庭について、里親支援専門相談員や里親普及促進センター等の関係機関と連携し、里親家庭の養育状況や困り事等を適宜把握し、養育支援を行うよう指示した。

(研修等)

- ・全職員に対する実効性のある研修を実施するよう改善を求めた。
- ・職員研修の実施に際し、職員派遣の協力を行った。
- ・こどもの権利擁護を軸とした施設養護が求められている旨を指導し、適切な研修講師選定の相談に応じた。

- ・非常勤職員についても常勤職員と同様の研修・教育体制を構築するなど、人材育成のあり方についても見直すことを求めた。
- ・職員による不適切な支援が繰り返されないよう、職員のこどもの権利擁護意識の向上や支援力の向上に関する研修を定期的実施することを求めた。
- ・職員自身の行動規範や服務規律について研修体制を強化するよう指導した。
- ・適正な運営を確保する観点から、職員の採用及び研修等について、法人単位での異動や他法人からの派遣についても検討するよう求めた。
- ・障害等についての基本的理解を深められる研修体制を構築することを指導した。
- ・里親が適切な養育を行えるよう、里親向け研修内容の点検と見直しなどに取り組んだ。
- ・職員の経験年数や職責ごとにどのような知識や専門性を身に付けておくべきかを検討し、そのために必要な研修内容、受講時期等が内容に盛り込まれている体系的な研修計画を策定するよう求めた。
- ・自治体主催の権利擁護関係の研修への参加を促し、施設においても虐待の防止、権利擁護に関する研修を実施するよう指示した。
- ・研修実施及び受講が形式的になっている可能性が高いため、職員一人ひとりが虐待防止について高い意識を持つよう、より実効性のある実施方法を検討するよう指導を行った。
- ・研修について、現場に即したより専門性の高い内容とすること等、実施内容の見直しを求めた。基礎的な知識について、こどもの権利条約及び国連決議「児童の代替的養護に関する指針」に関する内容を含めるよう指導を行った。
- ・施設へのアドバイザー派遣を行い、施設内の研修を行った。
- ・里親研修の受講状況を適宜把握し、里親普及センターと連携して、未受講者へ受講のアナウンス及び更新意向の確認を徹底した。

【こども、保護者等への対応】

- ・発達に課題のあるこどもで証言を得るのが困難であったため、生活の中での経過観察を中心に、児童福祉司と児童心理司が適宜面接を行った。
- ・被害を受けたこどもについては、施設で身体的や心理的影響を確認し、別の里親へ委託した。
- ・ファミリーホームから保護したこどもらについてはホームへの復帰はさせず、それぞれのケースに合わせて、他の児童養護施設等へ措置変更とするなどの対応を行った。
- ・養子縁組里親から保護したこどもについては、あらためて他の養子縁組里親への委託措置を検討した。
- ・各児童相談所に情報提供するとともに、保護者からの問い合わせに統一した対応がとれるよう協議し、全保護者への説明会の開催や保護者から出された意見の把握を行った。
- ・児童相談所による入所中のすべてのこどもへの面接により、被害状況を確認した。

3. 各都道府県市の体制整備状況

- 自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成を行っている自治体は59（79.7%）であり、行っていない自治体は15（20.3%）であった。
- 自治体職員（児童相談所職員）への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施は、研修をしている自治体は45（60.8%）であり、していない自治体は29（39.2%）であった。
- 地域住民に対し制度及び窓口についての周知をしている自治体は39（52.7%）であり、していない自治体は35（47.3%）であった。
- 施設・里親に対し制度及び窓口についての周知をしている自治体は71（95.9%）であり、していない自治体は3（4.1%）であった。
- 措置されている児童等に対する被措置児童等虐待の周知方法については、児童相談所職員が入所措置時に児童に対し配付する「権利ノート」等を活用している自治体が72（97.3%）であった。
- 被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての案内状況では、事前に切手を貼らずに送れるハガキを児童に渡している自治体が47（63.5%）、届出先の電話番号を教えている自治体が73（98.6%）、意見箱を設置している自治体が48（64.9%）、第三者委員の連絡先を教えている自治体が29（39.2%）、定期的なアンケートをとっている自治体が14（18.9%）であった。
- 休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談を実施している自治体は、40（54.1%）であり、実施していない自治体は34（45.9%）であった。
- 自治体の施設等に対する指導監査における被措置児童等虐待に関する項目に「権利擁護に関する研修を行っているか」という項目を入れている自治体が、57（77.0%）であった。

	74 都道府県市の体制整備状況	整備している自治体数	整備していない自治体数
1	自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成の有無	59	15
2	自治体職員（児童相談所職員）への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施	45	29
3	地域住民への制度及び窓口についての周知	39	35
4	施設・里親への周知	71	3
5	被措置児童等本人への被措置児童等虐待について周知		
①	児童相談所職員が権利ノート等を活用して周知	72	2
②	児童相談所職員が入所前に周知	67	7
③	児童相談所職員が入所後に施設等を訪問し、入所児童に周知	60	14
④	入所後に、施設職員・里親等が入所児童に周知	62	12
⑤	掲示物等で周知	27	47
⑥	その他	6	68
6	被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての自治体の案内状況		
①	事前に切手を貼らずに送れるハガキをこどもに渡す	47	27
②	届出先の電話番号を教える	73	1
③	意見箱の設置	48	26
④	第三者委員の連絡先を教える	29	45
⑤	定期的なアンケート	14	60
⑥	その他	12	62
7	休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談の実施	40	34
8	自治体の行う指導監査における被措置児童等虐待に関する項目の有無		
①	こどもへ被措置児童等虐待に関する周知を行っているか	48	26
②	こどもへ施設等生活に関するアンケートを行っているか	14	60
③	こどもへ施設等生活に関するヒアリングを行っているか	32	42
④	権利擁護に関する職員研修を行っているか	57	17
⑤	その他	15	59

(別紙) 虐待として報告のあった事案 (例)

1. 身体的虐待

【乳児院】

- ・朝食時に3歳のこどもが泣いたため、加害職員がこどもの前腕を掴み、椅子から持ち上げ、2、3メートル離れた畳のスペースまで移動させた。
- ・加害職員が他のこどもの対応中に被害を受けたこどもが畳の上に唾を吐いたため、加害職員がこどもの臀部をズボンの上から叩いた。その後、こどもが他のこどもの体を足で踏みつけている姿を見て、加害職員がこどもの臀部を叩いた。
- ・消灯後、こどもらの寝かせつけに焦っていた加害職員が、寝付かないこどもの1人が立って動き出したことをきっかけに咄嗟に右手でこどもの左頬を叩いた。
- ・午睡の際、加害職員が寝付かないこどもの対応に焦ってしまい、肩のあたりを両手で強く押さえつけた際に受傷（右鎖骨あたりに点状内出血）した。

【児童養護施設】

- ・食事の際、こどもが他のこどもとの会話で笑いをこらえきれず、対面に座っていた加害職員に対し、咀嚼していたものを吹き出してしまう。これに激高した加害職員がこどもの背後にまわり後ろから腕を回し頸部を締め上げた。他のこども5名は行為場面を目撃していた。
- ・食事の際に加害職員がこどもの姿勢について口頭で注意したが、姿勢は直らず、こどもから煽られたと感じた加害職員が、ラップの箱でこどもの頭を叩いた。
- ・出発直前にこどもが自転車の鍵を隠し持っていたことに加害職員はカッとしてしまい、急がせようとの意図でこどもの手を引いたところ、転ばせてしまった。
- ・通学前にふざけあうこどもらに対し、加害職員が声かけをしたが、こどもから「うるさい」と言われてカッとなってしまい、とっさにこどもの胸ぐらを掴み、体が持ち上がるまで掴み上げた際に壁に頭がぶつかりこぶができた。
- ・用意した朝食にこどもの苦手なメニューがあり、急遽、代替品を準備することとした。不安定になり興奮が収まらなかったこどもが、自分の眼鏡を加害職員に投げ付け、食べ物をキッチンに投げ付けたため、憤慨した加害職員がこどもの左頬を一回平手打ちした。また、加害職員と他の職員はこの内容を施設に報告しなかった。
- ・遊び場所についての加害職員の注意に対し、こどもが反抗的な態度を示すと、加害職員は外遊びの禁止のほか、ゲームの禁止も伝えた。それに反抗したこどもの態度に対し、加害職員は怒りをコントロールできず、胸ぐらを掴み、背中を壁にぶつけ押し付けた。
- ・就寝時間以降にテレビを視聴していたこども2名に対して指導を行っていたところ、加害職員が「そっちがルールを守らないなら、こっちも守らないからな」、「ルールを守れないなら出ていけ」と放言した。続けてふたりのこどもに対し、襟を掴んで玄関に連れていき放り投げ、うち1名はドアノブにおでこをぶつけた。返事をしないこどもに対し、さらに加害職員は暴言を放ち、こどもを順番に手首や肩を掴んでリビングに移動させ、両肩を揺すりながら返事をするように促した。
- ・加害職員が、箒で椅子やテーブルを叩いたり、箒でぶつ真似をした。また就寝していないこどもに対し、別の階でテレビを見ながら、「ちゃんと寝ろ」と怒鳴ったりすることがあった。また、陰部を服の上から触られたとの報告もあった。

- ・加害職員が子どもを裸足のまま玄関の外に連れ出し、泣く子どもに対して大きな声で叱責した。また、別の職員が、激しく抵抗する子どもの腕をつかんで無理やり玄関の外に連れ出し、子どもの腕にあざができた。
- ・椅子の上に立ちCDプレーヤーのアンテナを触っていた子どもに対して加害職員が注意をしたが、それでも触るのを止めようとしなかったので本児の背中を叩き椅子から降ろした。
- ・子どもに対してトイレに行くように促した際に、それが嫌だったのかその子どもが洗濯物を干すハンガーを投げたため、加害職員が注意をして子どもの右手を叩いていたことが発覚した。
- ・加害職員がキッチンで片づけをしているところ、子どもがキッチンの電気をつけたり消したりを繰り返したため、加害職員が「電気を消すな」と怒り、子どもの右耳を1秒程度引っ張った。
- ・加害職員が、食事が進まず泣いている子どもに苛立ち、子どもの服の前側の襟を引っ張った。
- ・子どもがパソコン利用のルールを破ったためパソコンを取り上げたところ、怒った子どもが加害職員に対して殴る蹴るといった暴力を繰り返した。それに耐えかねた加害職員は、平手で1回、子どもの頬を叩いた。
- ・他の子どもに対して横柄な態度をとる子どもに対し、注意する際に、子どもの服の襟を掴んで居室へ引き入れ、胸ぐらを掴みながら叱責した。
- ・少年野球への行き渋りで駄々をこね、加害職員から視線をそらす子どもに対し、顔をあげるよう言いながら子どもの顎や頬の部分をつまむと、その拍子に後ろにあったタンスに子どもの頭をぶつけた。
- ・子どもが他の子どもとトラブルになり、割って入った加害職員に対して叩いたり、抓る、「死ね」などと発言した。加害職員はクールダウンさせようと子どもを別室へ移動させるが、子どもは落ち着いて話を聞くことができなかつたため、加害職員が子どもの胸元を片手でつかみ、体を持ち上げてベッドに座り直させた。
- ・加害職員が子ども2名に対し、日中皆と過ごしている中で、数回げんこつしたり、足で蹴るなどした。
- ・放課後デイサービスに行きたがらない子どもに対し、加害職員が説得した際に、加害職員の髪を引っ張るなど興奮状態となった。自室に入った子どもに声をかけたが、手当たり次第に物を投げ、駆け付けた他の職員の腹部を殴ったため、加害職員は、子どもの額の上あたりを1回平手で叩いた。
- ・朝食後に加害職員が子どもに服薬を促したが、隠れて薬をゴミ箱に捨てた。そのため加害職員と子どもが口論となり、子どもが加害職員の腹を叩く、足を蹴るなどしたことから、加害職員が子どものみぞおちを一度殴った。
- ・朝食時に、茶碗に盛ったご飯の一部を電気炊飯器の中に戻し、蓋を強く閉めるとともにしゃもじを投げたことから、子どもの態度に苛立った加害職員が子どもの右側後頭部を平手で一度叩いた。
- ・早朝に起床した子どもが、他の子どもを起こし始めたことから、落ち着かせようとボイラー室へ連れて行き、15秒ほど入れて扉を閉めた。再度、加害職員が扉を開けた際に、子どもが左足の甲を扉に挟み負傷した。
- ・子どもが実習生に甘えるような発言をしたことに対し、それを聞いた加害職員が子どもの後方から勢いよく近づいてきて、顎を両手で掴んで身体を持ち上げた。
- ・子ども2名については、小規模ユニット内で指示に従わない時などに、加害職員からの暴力（拳骨や物を投げる）や暴言（荒い言葉）による指導が日常化していた。別の子どもについては、ふざけをやめない時に、職員の当直室に入れ、20分間、鍵を閉めて電気を消したりした。

- ・他職員がこどもをトイレに誘導した際、言うことを聞かなかったのを見かけた加害職員が、乱暴な声掛けをして、こどもの襟首を掴んで後ろに投げたところ、こどもは床に顔を打ち、下唇の裏を切る怪我をした。
- ・寮においてタブレット端末を用いたオンライン授業の際に、担任がウェブカメラをオンにするように呼びかけ加害職員も指示するが、こどもは顔を出すのが嫌だと拒んだことから、加害職員が「顔を隠すな」と言い、平手でこどもの頭部を叩いた。
- ・こども同士でトラブルになった際、仲裁していた他の職員に対して横柄な態度をとり、叩く、蹴るなどの行動があった。駆け付けた加害職員がこどもを引き離し、別室で指導を行おうとこどものTシャツの襟首をつかみ、引っ張っていった。その際、半開きになっていたドアに顎をぶつけケガをさせた。
- ・こどもが布団カバーに入って他のこどもと遊んでいたところ、加害職員から注意を受け、それに従わずに続けていたとして、加害職員から布団と一緒に畳に投げ飛ばされたとの発言があった。加害職員は、部屋に連れ戻そうとして暴れているこどもを抱えていったところ支えきれず落ちてしまったと話していた。
- ・夜間にゲームをしていたのを見つけた加害職員が、生活態度等を指導するため、部屋を移動する際、こどものTシャツの襟を引っ張り、襟が破れた。その後、加害職員と1時間程話しをしていたが返事がなかったため、加害職員が机を蹴り、机の脚がこどもの左足に当たった。加害職員が「ゲームをしたいなら朝までやれば」と言い、そのとおりにゲームを続けていたため、こどもの襟をつかんで別室へ連れて行く際、本児の左膝に擦り傷を負わせた。
- ・加害職員から暴言を言われたため、こどもが加害職員の腕にパンチを繰り返した。この後、加害職員が暴言を言い、こどもの頬や脛の辺りを軽く叩いたり蹴ったりした。

【児童心理治療施設】

- ・加害職員の注意により、こどもが居室で壁を殴る、暴言を吐く等し始めたため、加害職員が後ろから両腕を抱えるように制止した。その際、様子を見に来た加害職員に対しても暴言を吐きエスカレートしたため、加害職員がカッとして反射的にこどもの右横顔を左手甲で払い、こめかみ辺りに指が当たった。
- ・こどもが就寝時の服薬を拒否したため腕を引っ張って服薬場所まで連れて行こうとしたが、抵抗するこどもと揉み合いになり、馬乗りの状態で抑えた。その後、2人の加害職員が加わり、双方の安全を確保するためこどもが足の力を抜くまで、足を抑え続けた。

【児童自立支援施設】

- ・行事の片づけの際にこどもが妨害し、「ガムテープで椅子に縛ってみたらどうなるか、やってみてください。」と言ったため、加害職員が要求どおりこどもをガムテープで椅子の背もたれに胴を結びつけた。また、その2日後、こどもが清掃作業時に他のこどもをからかう等の嫌がらせを始めたため加害職員が注意したところ、こどもから「椅子に縛ってください。そうしたら落ち着きます。」と言ったため、要求どおり加害職員がガムテープでこどもの手首と足首を椅子に巻きつけた。他のこどもからは、口にガムテープをつけていた、後ろ手にして両手首を縛っていたとの報告もあった。
- ・トイレ掃除について、加害職員が注意をした際、こどもが返事をせず言い訳をしたため、加害職員が衣服を掴み、前腕をこどもの鎖骨あたりに当て、壁に押しつけた。

【里親】

- ・里母は朝から体調が悪かったが、里子が寝返りの練習を始めてはすぐに嫌がったりを繰り返すうち、「何もかも嫌になって」踏んでしまった。里子は嘔吐、痙攣、重度の肝損傷、硬膜下血腫との症状の診断がされた。
- ・里父は、新生児であった里子に対し、可愛く思えない苛立ちや焦りなどもあり、泣かれた際に里子の顔を叩くなどしていた。
- ・里子が横柄な態度を取った際、里母が頭を平手で1回叩いた。また、里子が座っている椅子の足を蹴り、里子の足にも当たった。
- ・里子が保育所へ行く準備を嫌がり、里母に対しても反抗的な態度を取っていた。その一連の言動に腹を立てた里母が、里子の左頬を叩き、鼻血を出した。里子が泣き叫んだり自傷行為をした際にも、里母が怒ったり叩いたことが複数回あった。
- ・約束の門限に遅れて帰宅した里子と里父が冗談を言い合っていると、里子が里父に乱暴な口調で話していると受け止めた里母が突然部屋から出てきて、里子の左頬を平手で叩き、「出て行け」と外に押し出した。
- ・学校で里子がふざけて友達にけがを負わせてしまい、迎えに行った里母が友達の受けた痛みを分からせようという意図で、担任の前で里子の頭を拳骨した。
- ・里親に委託されている3人のきょうだいのうち、次女について、食事を食べきれないと里母から体を押さえつけて無理やり口に流し込まれたり、忘れ物などした際に里母から頭、頬、背中、腕を平手で叩かれることがあった。また、長男については、里母が顔面をつかんで壁に押し付けられ、鼻血がでることがあった。また、長女、次女、長男とも、毎日里母に怒鳴られた。反論すると、「偉そうにするな」、「ここは私たちの家だ」と怒られた。また、こどもらの実親の養育についても否定的な発言をした。
- ・里子が里母の大切にしていた化粧品を持ち出し中身を振りまいていたところを里母が見つけ、こどもを追いかける際、逃げようとした里子の背後を里母が押してしまった。その勢いで転倒し、顔を廊下にぶつけ鼻血を出した。
- ・里父が、自宅において里子の太腿を噛んだ。
- ・里子が約束の時間を超えて携帯電話を使用していたため、里父が取り上げようとした。里子が「キモイ」「怖い」と騒いだため、里父が里子の顔を平手でたたき、里母が里父を引き離そうとした際に、里子の脇腹を足で蹴った。これまでも、約束を守れないとして里母が叱責し、追い詰めたりすることがあった。

【ファミリーホーム】

- ・ファミリーホームの養育者がこどもの頬を抓り、大きな痣を作った。また、同養育者がこどもに向かって皿を投げることもあった。

【障害児入所施設】

- ・服薬の際に、加害職員がこどもの左肩付近をつかみ着席させ、こどもの後頭部毛髪を勢いよく引っ張り上方を向け、粉末の薬を口に入れる。こどもが粉薬を吹き出すと、加害職員がズボンや床に散乱した粉薬をスプーンでかき集めてこどもに服薬させた。

- ・手洗い時に、他のこどもを抓っている場面を目撃した加害職員は、注意をするために、同じ痛みを伝えようとこどもの左胸付近を抓り「抓ったら痛いでしょ」と説明した。その結果として、こどもの左胸に赤みが残った。
- ・6名の加害職員について、こどもへの対応の際に、暴力を用いて制する、威圧的な態度、無視する、夜遅くまで長時間説諭するなどの不適切な対応を行っていた。他の元職員1名についても、食事を盛りつけ過ぎてしまったこどもに対して、「食べる」と言って本児が吐くまで強要するといった対応があった。施設長は、これらの行為等に対して、保護者や児童相談所へ適切に報告することを怠り、加害職員に対して必要な指導を行わず、被措置児童等虐待を放置していた。
- ・日中のこども間での下着に関するトラブルについて、就寝後、こどもらの了解を得てタンス等の収納を確認するが、こどもが自身の収納を開けさせないよう抵抗した。その際、加害職員の手を指を挟んでしまい、加害職員が反射的にこどもの頭を叩いてしまった。
- ・こどもが食器を手で払いのけ、それに怒った加害職員が、威圧的な態度でこどもを注意し怒った。その後、食事を拭き取るために使用していたトイレトペーパーを加害職員がこどもの口に入れ、またデコピン（指でおでこをはじく行為）を行った。
- ・椅子に座っているこどもに朝食の配膳がなされた際、こどもが食器を手で払いのけた。それに怒った加害職員が、こどもを平手でたたき、その弾みで椅子ごと後ろに倒れ、加害職員は大声で怒鳴った。その後、こどもを再び椅子に座らせたが、食器を投げる行為を繰り返すので、こどもの腕をつかみ、床に下ろし、蹴る行為を行った。
- ・他のこどもの頬を抓ったこどもに対して注意している際に、こどもが自身の行為を正当化したため、加害職員は、こどもの両頬を3、4秒程度抓る。当初は軽く抓っていたが、こどもが「痛くない」と言うため、加害職員が手に力を入れるとこどもが痛がった。
- ・加害職員がこどもの髪を引っ張っていた様子が目撃された。
- ・加害職員が、歌っていた別のこどもに対し、「うるさいな、行こうか」と言い、嫌がるこどもの足を引っ張って引きずっていた様子が目撃された。
- ・「家に帰りたい」というこどもに対し、加害職員が「君の家は施設」と伝え、加害職員に手を挙げる素振りがあった。自室に行き、話をするが、興奮状態になり、加害職員を殴る等粗暴行為が出たため、加害職員がマットを用意し、こどもに横になってもらった。それでも、加害職員への粗暴行為が止まらなかったため、起き上がらないようにこどもの右手とあごを押すようにし、行為が治まるまで身体を押さえつけた。
- ・こどもが落ち着かず、加害職員の手腕を取り、噛みついたり、抓る、顔をめがけて叩く等の粗暴行為に発展した。そのため、加害職員は、片方の手で防御しつつ、もう一方の手で本児と距離を取るなどしたところ、こどもの胸・あご・左の耳たぶに痣や傷をつけてしまった。
- ・こどもがゲームをつけっぱなしにしたまま移動していたため、加害職員がゲームを消しておいたところ、そのことにこどもが怒り、「死ね」「ゲーム消すな」「うざい」等の暴言を吐いたことに対し、加害職員がこどもの腰を叩いた。
- ・施設内の食堂にて、加害職員がこどもを叩いたとの匿名の通告があった。

【指定医療機関】

- ・作業療法を嫌がって別室に行き寝転がっていたこどもに対して、加害職員がこどもの両足首を掴み、引き摺って連れて行った。

【児童相談所一時保護所】

- ・こどもが投げたスリッパが他のこどもに当たり、その場にいた加害職員がこどもに対してビンタをした。
- ・他のこどもとのトラブルに関する振り返りを行う際に、こどもが壁を蹴る、カーテンにぶら下がるなどし、加害職員の制止も聞かなかった。そのため加害職員が、こどもの両手首を抑えるとともに、両足を加害職員の両足で外側から挟むような制止が2度行われた。
- ・こども間のトラブルに加害職員が仲裁に入ったが、加害職員の些細な発言をきっかけに、こどもが興奮しCDデッキで加害職員の頭部を殴打し、その後加害職員がこどもの左頬を叩いた。
- ・一時保護を拒否し、一時保護所からの退出を試み、加害職員に対し、突進し、蹴る、叩く等を繰り返した。加害職員はこどもを転ばせ、床や壁に押さえつけ、「やめろ」と声を掛け、離れる等の対応を続けた。
- ・昼食の介助をしている際に、嫌がったこどもが皿を床に落としてしまい、感情的になった加害職員がこどもの肩付近を腕で押すと椅子から落ちてしまった。

【自立援助ホーム】

- ・複数の加害職員について、「肩たたきで叩かれたんこぶができた」、「いきなり叩く、ティッシュ箱で叩かれる」、「風呂が遅くなったときに蹴られる」、「手刀、平手、グーパンチで週に1回くらい叩く」等の申告が入所者からあった。

2. ネグレクト

【児童養護施設】

- ・深夜、隣の寮から泣きながら就寝対応を求めてやってきたこどもに対して、加害職員は「うるさいから出て行って」などと言って追い出した。再び就寝対応を求めてやってきたこどもに対し、加害職員は他のこども2名に指示して廊下に締め出させ、施錠して入れないようにして放置した。また、加害職員は別のこどもに対して威圧する言動もあった。
- ・夜間就寝時以降、加害職員がこどもの生活するホームの玄関の鍵を閉め、こどもがホームに自力で戻ることができない状況を作った。

【里親】

- ・里子の洋服から臭いがする、パンツに大きな穴が開いている、一人で入浴しているなどとの報告があった。これを受けて、児童相談所が里子から聴き取りを実施したところ、里母に怒られるときにほかの家族のいないところで「ほっぺをぱちん」とされたり、「頭をグー」で叩かれるとの発言があった。同時期に委託されていた別の里子についても、里母に怒鳴られたり、頭を叩かれることがあった。
- ・里子がカビの生えた水筒や腐りかけた弁当などを持参させられたり、持ち物や衣服も柄の折れた傘や汚れて穴の空いた靴下やシミや汚れのついた制服で登校していたことがあった。この他、断定はできなかったが、里父から胸をなめられたり触られたりしたことや、ズボンを脱がされ下着の上から性器を触られた内容の訴えもあった。

3. 心理的虐待

【乳児院】

- ・こどもに対し、罵声を浴びせる、物でたたく、威嚇する、押し倒すことがあった。

【児童養護施設】

- ・加害職員がこどもを自室に閉じ込めたり、過重な自主学習をさせたり、こどもを無視するということがあった。
- ・こどもが高校卒業までの10年間、反抗的だったためか、加害職員から他のこどもとの距離を取らされたり、一人部屋にされ、孤立させられた。こどもが施設の行事の不满を児童福祉司に伝えると、加害職員から「なぜ職員に言わないのか」と怒鳴られることもあった。また、高校進学にあたって、「約束事を守れない場合は本施設以外の場所から高校へ通うように」などの記載のある誓約書を、多くの職員が見守る中で署名をさせられた。
- ・登校を渋るこどもに対し、加害職員が居室に入り、布団を剥ぎ取り、強い口調で登校するように伝え、その際に「いい加減なことばかりしていると本当にぶっとばすよ」と脅した。
- ・加害職員とその同僚、被害を受けたこどもとの三者で話し合いがもたれていた場面において、こどもより加害職員の向き合わない日頃の姿勢や言動について改善を訴えていたが、話し合いが20分くらい経過した頃、急に加害職員が感情的になり、「あなた〇〇人だから私の気持ちはわからない」とこどもに向けて発言した。また、約束を守らなかった別のこどもに対して、加害職員は、叫び声を上げながら足をドンドンと踏み鳴らして叱りつけるという不適切な対応をした。
- ・加害職員がこども2名に対し、加害職員がキッチンで電子タバコを吸っていたことを口止めした。また、うち一人のこどもに対して強い語気で脅して迫った。
- ・加害職員は、こどもに対して「高校生だから幼児の面倒を見るように」などと威圧的な指示で、一人だけ幼児ユニットで生活をするよう強いた。また、こどもの家庭を揶揄したり、こどもをおしなべて侮辱するような発言をしたり、理不尽に怒ったり、おこづかいの用途を制限した。この他、本来、購入できる範囲である衣類等の購入を認めず、衣類を購入する際には、「ユニット共有」「一時保護委託」と偽って申請するなどの対応があった。加害職員は、その他複数のこどもに対しても、アルバイト先へ提出する履歴書、契約書等の提出書類にサインに応じなかったり、侮辱したり、怒鳴るなど行為があった。また、別の加害職員は、こども1人とSNSにて隠語で性的な内容をほのめかす会話をしていた。
- ・幼児ユニットの加害職員らは、日ごろから食事に時間のかかるこどもに対し、時には1時間以上にも及ぶほど長時間に渡って食べさせ、こどもが体調不良時にも同様の対応をしていた。またこどもが居室で顔をぶつけて腫れあがるほど受傷した際にも、施設内での報告や医療機関を受診させるなどの対応を怠ることがあった。
- ・加害職員がこどもと寮でのルールでもめた後、他職員との引継ぎの際に、家庭復帰の見込みが低いこどもが聞こえる状況下で「中学を卒業したら家に帰ったほうが良いと思います」と大声で発言した。
- ・こどもが職員にけがをさせたことについて、加害職員が、「あなたのせい」「裁判になれば損害賠償も必要」などとこどもを責め立てるような説教をした。また、こどもが浴室に逃げ込んで閉じこもった際に、別の加害職員が「出て来い」などと言いながら浴室の扉を蹴るということもあった。
- ・加害職員が、暴言や暴力を行うこどもに対して感情が昂ぶり、椅子を床に叩きつけて怒鳴ったり、椅子を持ち上げて威嚇する行為があった。

- ・加害職員がこどもの挑発に応じて感情的になって威圧したり、「暴言を吐く」「睨む」「特定の児童を他児の前でする」等、7名のこどもに対する不適切な対応があった。
- ・登園前に落ち着かなくなったこどもを支援している際に、加害職員はこどもから殴る蹴る等の暴力を受けた。加害職員はこどもに見せる意図はなく中指を突き立てたが、こどもはそれを目撃した。
- ・朝から機嫌が悪かった加害職員は、ユニットのこどもらに対し、威圧的な言動をしたり、無視をしたりした。また、消しゴムを無くしたこどもに対し、暴言を吐き、居室で怒鳴った。
- ・こどもが加害職員と関係の良くない加害職員と一緒にいたこと等を理由に、加害職員がこどもに対し、他のこどもの前で強い口調で叱責した。
- ・加害職員は、こどもの頭に自身の手を乗せて叩く真似をした。また、他のこども2名がいた場面でも、同様の行為があった。また、加害職員がこどもの下駄箱を掃除していた際、加害職員の注意に食って掛かってきたため、加害職員は怒りを抑えられずに近くに置いてあった洗濯籠を蹴った。注意を受けたこどもや近くで見ていたこどもを怖がらせた。
- ・こどもがホームでテレビをみていたところ、加害職員2名に連れられ、リビングで陰部に皮膚の治療薬を塗薬したが、その際、周りに他のこどもが居る中でこどもに対し、性的にも傷つけるような不適切発言を行った。
- ・加害職員が洗濯籠を投げたり、蹴ったりし、こどもらが怖いと感じさせる状況があった。また、アルバイトの勤務時間になっても出勤していないこどもに対し加害職員がこどもの胸ぐらを叩いたり、引きずったり、髪の毛を掴んでベッドから下ろそうとする行為があった。この場面を複数のこどもが目撃している。

このほか、常日頃から感情的、威圧的な対応をこどもらに長期にわたり行っていた。

- ・おもちゃなどの片付けの指示に従わなかったため、加害職員は感情的になり、こどもらの胸ぐらをつかみ「片付けないのなら、どうなるか分かっているか」と威圧した。
- ・夕食時のこどもに食事の仕方について加害職員が注意を促すが、こどもが逆なでする発言をしたため、加害職員がパン切り包丁をちらつかせつつ指導を行った。
- ・朝の登校準備をしている時に、加害職員がこどもの方にお尻を向けて、おならをした。何回も「やめて」と言ったのに、またおならをかけられた。同室の他のこども2名もおならをかけられた。
- ・加害職員が、食事中に集中の続かない就学前のこどもを頻繁に自室隔離したり、気分によって冷たくあしらったり、こどもに向かって他の職員や施設長に対する悪口を言うことがあった。また独断でこどもの居室の押入れに鍵を取付け、片づけをしないこどもを入れて鍵をかけるなどした。
- ・2人のこどもが宿直室にふざけて出入りしていたため、別の職員が注意していたが、加害職員が1人のこどもの頭を叩き、別のこどもの胸ぐらと首の後ろを掴んで自分の方に引き寄せ、こどもらに注意した。こどもらが警察の通報を希望した。
- ・時間外に食事提供したこどもが、他のこどもと居間で喋り続けていたため、加害職員が食事を終えるようにと声をかけると、暴言を吐くようになった。その際、別の職員が座っていた椅子を蹴った。こどもは食べていた食器を叩きつけ割って立ち上がったため、両手を捕まえて抑えた。
- ・加害職員とこどもが車で外出した際、「言うことを聞かないなら、(こどもの私物を) おいてくる」と発言し、言うことを聞かせたりすることや、入浴が長いとして風呂のドアを強く叩いて「早く出てこい」と威圧したり、「施設が嫌なら家に帰ったらいい」と発言した。また、こどもへの聴取から、口調が荒く、手を上げる、おでこを叩く等の報告があった。

- ・こどもより、加害職員から蹴られたが謝ってもらえず、他の職員に相談しても信じてもらえないので施設に帰りたくない、との訴えがあった。

【児童自立支援施設】

- ・加害職員がこどもに対し、携帯電話番号や居住地等の私的な情報を教えるといった不適切な対応があった。
- ・こどもの支援について、施設として指導が限界であることが決定され、加害職員からこどもに対してその旨を伝える。その際、こどもに無断外出を促したり、「どのような形でもいいから施設を出ることを願っている」との発言があった。
- ・卒園を間近になってこどもの生活が崩れたまま退所したこどもがいた居室の机に、加害職員は、お清めの意図をもっての盛塩をした。これを目撃した他のこども3名は、同様のことを自身にもされるのではないかと怖がった。また加害職員は、「百人一首大会で、落ち着かないこどもの頭部を百人一首の箱で叩く」、「こどものそばにものを投げつける」「怒鳴る」「こどもによって対応を変える」「起床しないこどもを叩いて起こす」といった不適切な行為があった。
- ・加害職員が、「足が臭い」「自分の性器を洗ってほしいなどと下ネタを言う」などと、特定のこどもの身体の特徴のことや言動を取り上げてからかうといったことを繰り返して、複数のこどもを笑いものにした。それを「他の職員には言わないように」と口止めた。

【里親】

- ・親族里親である祖父と里子の伯父との間で暴力事案があり、当時、在宅していた里子に対し心理的虐待の状況が認められた。
- ・里父母は、こどもの前で複数回夫婦喧嘩を行った。また、里母が里子に対して、「施設に帰れ」又は「出ていけ」といった趣旨の発言をしたり、里子の前で里母自身が首を吊ろうとし、刃物を体に当てるなどした。この他、里母が里子に対して手をあげる、足を蹴る等の行為があった。里父はこれらの行為を止めるような積極的な対応を行わなかった。
- ・里母から里子に対し、ひどい暴言を浴びせた。
- ・里母の用意した、食事のメニューに関して、里父が不満を述べ、言い合いに発展していった。最終的には、里子の前で里父が里母の肩を2、3回押して里母が壁に頭を打ってしまった。

【ファミリーホーム】

- ・こどもに対し、管理者から「この家が嫌なら出ていけ」、「施設に帰れ」と言われることがあった。また、他のこどもと管理者の喧嘩が頻繁にある家庭状況について「怖い」と恐怖を訴えた。

【障害児入所施設】

- ・職員がこどもの胸ぐらを掴み、壁にドンと押しつけたとの報告に基づき調査したが、事実確認には至らなかった。しかしながら、加害職員は、日ごろからこどもに対して威圧的な言動があることが認められた。

- ・朝食時にこどもの左頬に、靴底の様な傷跡があり、こどもより加害職員に靴で蹴られたとの内容を述べる。加害職員は暴力を否定し、目撃証言も得られなかったが、入所児及び職員全員への調査において、こども6名から、加害職員の威圧的な態度や発言等についての訴えがあった。
- ・施設の鍵がなくなったり、他のこどものケーキがなくなるなどの事案があり、加害職員が、児童相談所職員との面談に同席した際、こどもに対して「本当のことを言いなさい」、「謝りなさい」、「児相職員は皆担当したくないと思っている」などと厳しく詰問や叱責をした。
- ・入浴が長かったこどもに対して「いつまで入ってる」「早くしろ」と大声で怒鳴った。その後、時間どおりに行動しようという約束が守られていないと言って、加害職員が机の足を蹴ったり、手を振り上げて「殴るぞ」と言った。

【児童相談所一時保護所】

- ・こどもに対し、こどもの爪先を椅子の下に置き、そのまま体重をかけて座らせるという行為があった。また、倉庫にこどもを閉じ込め、外から扉にボールを当てるといったことや、幼児を50～60分ほど何もさせずに椅子に座らせ続けたり、食事をおあずけにすることもあった。このほか、他児の前で「こんなだからここに来ることになるんだよ。親も嫌になるんだよね。」「嘘つきだから里親から返される」、「弟は帰れるけど、ちゃんとできないあなたは帰れないんだよ」、「バカだよね」、「アスペルガーだからこういう風に動けないんだよね」との発言もあった。このほか、食事中、トイレに行きたいと発言した幼児をトイレに行かせなかったり、指導に応じないこどもの上履きを手の届かないところへ置くなどの行為があった。

【自立援助ホーム】

- ・こどもと管理者は、自動車内でこどもの異性交際に関する事で話し合いをしていたが、こどもは、管理者が逆上し、右眉上を殴られたと主張した。管理者は身を乗り出したこどもを制止しようとした際に座席をたたこうとして手が当たったと主張した。互いの供述は異なっていたが、状況的に不適切な関わりであり、心理的虐待に該当すると判断した。

4. 性的虐待

【児童養護施設】

- ・就寝時にこどもの部屋に加害職員を呼んだ際、加害職員がこどもを複数回抱きしめ、強制的にキスし、服の中に手を入れて身体を触った。
- ・加害職員と高校生のこどもが交際をし、夏頃に最初の性交渉があった。その後も施設内外にて複数回性交渉をもった。
- ・加害職員が15歳の異性のこどもの入浴介助（浴室、脱衣所での洗髪のチェック）をしていた。
- ・浴室で加害職員の性器をこどもに触らせた。こどもの性器を加害職員が触った。
- ・加害職員は、6年以上にもわたって、被害を受けたこどもとキスをしたり、お互いの性器を触り合うなどといった一連の性的な行為があった。
- ・加害職員と高校生のこどもが交際開始し、およそ1か月後に初めての性交渉をした。その後、一旦、関係は中断されたが、約5か月後に交際が再開し性交渉が複数回あった。

- ・未明に当直の加害職員が、高校生のこどもの居室に入り、ベッドで横になっていたこどもの下着の中に手を入れ直接臀部に触った。
- ・5歳のこどもより、加害職員から「キスされた」と別の職員に報告があった。加害職員は抱き上げた際に、唇が当たったかもしれないと述べた。
- ・加害職員が高校生のこどもに対し、こどもの部屋や、通院同行のために外出した際などに性行為を複数回行っていた。
- ・中学生のこどもについて、こどもが寂しい気持ちになった時や加害職員に呼ばれた時に夜中に宿直室に行き添い寝をしてもらっていた。一緒に寝ると身体を触られることがあった。当該事案が発生した時も、胸や性器を触られ性行為に至った。その後も加害職員から複数回から呼ばれ、性行為に至った。
- ・小学校のこどもについて、怖い夢を見たり、寂しくなったりすると宿直室で加害職員に添い寝をもらうことが度々あった。一緒に添い寝をした際に、加害職員から性器をなめるように言われ、性行為に至った。
- ・小学生のこどもについて、施設の地域小規模ユニットに外泊した際、臨時で宿直となっていた加害職員より就寝時に・プライベートゾーン（胸・性器）を触られたりした。
- ・加害職員が、小学生のこども3名に対し、入浴中に陰茎の皮をむいて洗った。加害職員は「衛生管理のために陰茎の皮をむいた」と述べた。

【児童自立支援施設】

- ・こどもが入所中から、加害職員と交際関係になり、加害職員が夜勤のときには、公務室の奥の和室（宿直室）で性交渉を行うなど不適切な身体接触を繰り返した。また、退所後もしばらくの間は交際関係を維持し、自宅に招き入れて性交渉を行うなどしていた。
- ・加害職員が小学生のこどもに対し、およそ1か月間、こどもの居室で不適切な身体接触（少なくとも抱擁8回、キス7回）を行った。

【里親】

- ・夜、里父が里子に「一緒に寝よう」と言ってきたり、足を触ってきた。その翌日の午前中には背中、腰、お腹を肌着の上から触ってきて、里子のスカートを脱がそうとしてきた。里子が抵抗し拒否したが辞めてくれず、背中、お腹、胸を直接触ってきた。
- ・2週間以上の期間、里父が中学生の里子に対して胸や性器を触るなどの行為をした。

【ファミリーホーム】

- ・ファミリーホームの同居人（元委託児童）が、こどもとハグをする、キスをする、胸や性器を触るといったわいせつ行為をした。

【障害児入所施設】

- ・被害を受けたこどもに対して、加害職員が1年以上にわたり、他の利用者があるリビングにおいて、胸を触る、性器を触る、性器に指を入れるなどの行為を複数回行った。また、他のこどもに対しても、胸を触るなどの行為を行った。

- ・同一敷地内の別施設に勤務する加害職員が、以前勤めていた当該施設を夜間に訪問し、面識のある子どもに対し、額や口へのキス、抱擁をした。

参考1 過去の集計結果

被措置児童等虐待届出等制度の実施状況(平成22年度～令和3年度)

○届出・通告者

(単位:件、[]%)

	児童本人	児童本人以外の 被措置児童等	家族・親戚	当該施設・事業所等 職員・受託里親	当該施設・事業所等 元職員・元受託里親	学校	保育所・幼稚園	市町村	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	不明(匿名を含む)	合計
22年度	46 [24.7]	26 [14.0]	25 [13.4]	48 [25.8]	3 [1.6]	6 [3.2]	0 [0.0]	3 [1.6]	9 [4.8]	3 [1.6]	13 [7.0]	4 [2.2]	186 [100.0]
23年度	64 [31.5]	13 [6.4]	25 [12.3]	51 [25.1]	1 [0.5]	5 [2.5]	3 [1.5]	3 [1.5]	15 [7.4]	1 [0.5]	16 [7.9]	6 [3.0]	203 [100.0]
24年度	81 [36.7]	4 [1.8]	22 [10.0]	75 [33.9]	4 [1.8]	1 [0.5]	1 [0.5]	1 [0.5]	6 [2.7]	1 [0.5]	16 [7.2]	9 [4.1]	221 [100.0]
25年度	96 [32.3]	12 [4.0]	27 [9.1]	104 [35.0]	3 [1.0]	6 [2.0]	2 [0.7]	1 [0.3]	6 [2.0]	4 [1.3]	21 [7.1]	15 [5.1]	297 [100.0]
26年度	44 [19.5]	9 [4.0]	17 [7.5]	93 [41.2]	13 [5.8]	4 [1.8]	0 [0.0]	3 [1.3]	9 [4.0]	3 [1.3]	23 [10.2]	8 [3.5]	226 [100.0]
27年度	59 [24.6]	7 [2.9]	33 [13.8]	93 [38.8]	6 [2.5]	7 [2.9]	2 [0.8]	3 [1.3]	2 [0.8]	4 [1.7]	11 [4.6]	13 [5.4]	240 [100.0]
28年度	71 [26.6]	18 [6.7]	29 [10.9]	102 [38.2]	4 [1.5]	3 [1.1]	0 [0.0]	0 [0.0]	5 [1.9]	4 [1.5]	19 [7.1]	12 [4.5]	267 [100.0]
29年度	90 [30.8]	18 [6.2]	28 [9.6]	109 [37.3]	3 [1.0]	5 [1.7]	2 [0.7]	0 [0.0]	6 [2.1]	4 [1.4]	21 [7.2]	6 [2.1]	292 [100.0]
30年度	94 [34.7]	4 [1.5]	22 [8.1]	90 [33.2]	2 [0.7]	10 [3.7]	4 [1.5]	3 [1.1]	6 [2.2]	3 [1.1]	23 [8.5]	10 [3.7]	271 [100.0]
令和元 年度	76 [24.9]	17 [5.6]	42 [13.8]	106 [34.8]	1 [0.3]	11 [3.6]	1 [0.3]	1 [0.3]	3 [1.0]	2 [0.7]	35 [11.5]	10 [3.3]	305 [100.0]
令和2 年度	108 [27.8]	20 [5.1]	25 [6.4]	150 [38.6]	5 [1.3]	9 [2.3]	5 [1.3]	6 [1.5]	6 [1.5]	3 [0.8]	42 [10.8]	10 [2.6]	389 [100]
令和3 年度	105 [26.7]	12 [3.1]	38 [9.7]	137 [34.9]	10 [2.5]	11 [2.8]	5 [1.3]	3 [0.8]	8 [2.0]	6 [1.5]	49 [12.5]	9 [2.3]	393 [100]

※1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数と一致しない。

※届出・通告受理件数総数 22年度:176件、23年度:193件、24年度:214件、25年度:288件、26年度:220件、27年度:233件、28年度:254件、29年度:277件、30年度:246件、令和元年度:290件、令和2年度372件、令和3年度387件

※児童家庭支援センター及び児童委員はその他に含む

○事実確認の状況

(単位:件、[%])

	事実確認を行った事例				事実確認を行っていない事例		合計
	虐待の事実が認められた	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実の判断に至らなかった	小計	虐待ではなく事実確認調査不要と判断	後日、事実確認調査を予定している等	
22年度	39 [22.2]	113 [64.2]	13 [7.4]	165 [93.8]	11 [6.3]	0 [0.0]	176 [100.0]
23年度	46 [22.3]	136 [66.0]	24 [11.7]	206 [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	206 [100.0]
24年度	71 [32.1]	124 [56.1]	24 [10.9]	219 [99.1]	1 [0.5]	1 [0.5]	221 [100.1]
25年度	87 [29.0]	185 [61.7]	21 [7.0]	293 [97.7]	3 [1.0]	4 [1.3]	300 [100.0]
26年度	62 [27.4]	139 [61.5]	25 [11.1]	226 [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	226 [100.0]
27年度	83 [34.7]	128 [53.6]	26 [10.9]	237 [99.2]	0 [0.0]	2 [0.8]	239 [100.0]
28年度	87 [32.1]	150 [55.4]	32 [11.8]	269 [99.3]	0 [0.0]	2 [0.7]	271 [100.0]
29年度	99 [32.9]	154 [51.2]	34 [11.3]	287 [95.3]	5 [1.7]	9 [3.0]	301 [100.0]
30年度	95 [33.3]	155 [54.4]	30 [10.5]	280 [98.2]	2 [0.7]	3 [1.1]	285 [100.0]
令和元年度	94 [30.6]	180 [58.6]	30 [9.8]	304 [99.0]	1 [0.3]	2 [0.7]	307 [100.0]
令和2年度	121 [31.3]	217 [53.2]	41 [10.6]	379 [98.2]	1 [0.3]	6 [1.6]	386 [100.0]
令和3年度	131 [30.5]	203 [47.2]	57 [13.3]	391 [90.9]	0 [0.0]	39 [9.1]	430 [100.0]

○被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

(単位:件、[]%)

	社会的養護関係施設				ファミリーホーム 里親・	障害児施設等 (障害児通所 支援事業含む)	(一時保護委託含む) 児童相談所 一時保護所	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設				
22年度	0 [0.0]	27 [69.2]	0 [0.0]	1 [2.6]	8 [20.5]	1 [2.6]	2 [5.1]	39 [100.0]
23年度	1 [2.2]	28 [60.9]	0 [0.0]	4 [8.7]	6 [13.0]	4 [8.7]	3 [6.5]	46 [100.0]
24年度	1 [1.4]	51 [71.8]	0 [0.0]	4 [5.6]	7 [9.9]	7 [9.9]	1 [1.4]	71 [100.0]
25年度	0 [0.0]	49 [56.3]	2 [2.3]	11 [12.6]	13 [14.9]	11 [12.6]	1 [1.1]	87 [100.0]
26年度	0 [0.0]	38 [61.3]	0 [0.0]	4 [6.5]	8 [12.9]	10 [16.1]	2 [3.2]	62 [100.0]
27年度	5 [6.0]	40 [48.2]	1 [1.2]	8 [9.6]	11 [13.3]	15 [18.1]	3 [3.6]	83 [100.0]
28年度	0 [0.0]	53 [60.9]	2 [2.3]	5 [5.7]	13 [14.9]	6 [6.9]	8 [9.2]	87 [100.0]
29年度	1 [1.0]	64 [64.6]	0 [0.0]	8 [8.1]	12 [12.1]	10 [10.1]	4 [4.0]	99 [100.0]
30年度	3 [3.2]	50 [52.6]	3 [3.2]	5 [5.3]	13 [13.7]	17 [17.9]	4 [4.2]	95 [100.0]
令和元 年度	2 [2.1]	50 [53.2]	2 [2.1]	4 [4.3]	11 [11.7]	14 [14.9]	11 [11.7]	94 [100.0]
令和2 年度	5 [4.1]	67 [55.4]	8 [6.6]	6 [5.0]	20 [16.5]	11 [9.1]	4 [3.3]	121 [100.0]
令和3 年度	5 [3.8]	69 [52.7]	2 [1.5]	8 [6.1]	21 [16.0]	20 [15.3]	6 [4.6]	131 [100.0]

○虐待の種別・類型

(単位:件、[%])

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
22年度	23 [59.0]	3 [7.7]	4 [10.3]	9 [23.1]	39 [100.0]
23年度	37 [80.4]	2 [4.3]	6 [13.0]	1 [2.2]	46 [100.0]
24年度	45 [63.4]	3 [4.2]	10 [14.1]	13 [18.3]	71 [100.0]
25年度	55 [63.2]	2 [2.3]	17 [19.5]	13 [14.9]	87 [100.0]
26年度	34 [54.8]	5 [8.1]	8 [12.9]	15 [24.2]	62 [100.0]
27年度	49 [59.0]	2 [2.4]	18 [21.7]	14 [16.9]	83 [100.0]
28年度	52 [59.8]	4 [4.6]	16 [18.4]	15 [17.2]	87 [100.0]
29年度	56 [56.6]	3 [3.0]	17 [17.2]	23 [23.2]	99 [100.0]
30年度	55 [57.9]	2 [2.1]	15 [15.8]	23 [24.2]	95 [100.0]
令和元年度	59 [62.8]	3 [3.2]	19 [20.2]	13 [13.8]	94 [100.0]
令和2年度	62 [51.2]	7 [5.8]	36 [29.8]	16 [13.2]	121 [100.0]
令和3年度	68 [51.9]	4 [3.1]	39 [29.8]	20 [15.3]	131 [100.0]

児童福祉法（昭和22年法律第164号）〈抄〉

（被措置児童等虐待）

第33条の10 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（施設職員等の禁止行為）

第33条の11 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

（通告）

第33条の12 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第33条の14第1項若しくは第2項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

- 2 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項の規定による通告をすることを要しない。
- 3 被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。

- 4 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 5 施設職員等は、第1項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(秘密保持義務)

第33条の13 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(被措置児童等の状況把握等)

第33条の14 都道府県は、第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第3項若しくは次条第1項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

- ② 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を行う者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。
- ③ 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第33条の12第1項の規定による通告若しくは同条第3項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第一項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

(都道府県児童福祉審議会)

第33条の15 都道府県児童福祉審議会は、第33条の12第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

- ② 都道府県知事は、前条第1項又は第2項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の内閣府令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。
- ③ 都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。
- ④ 都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(被措置児童等虐待の状況等の公表)

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

(被措置児童等虐待の調査及び研究等)

第33条の17 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）〈抄〉

第36条の30 法第33条の16の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
 - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項 若しくは第2項の委託を受けて一時保護を行う者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種

被措置児童虐待対応の流れ（イメージ）

